



平成15年第3回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成15年9月24日
閉会 平成15年9月25日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（9月24日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○一時退席議員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第2号 議員派遣結果報告の件	5
○日程第 6 報告第3号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定め る件）	5
○日程第 7 議案第6号 上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例	6
○日程第 8 町の一般行政について質問	14
4番 梨 澤 節 三 君	14
1 市町村合併について	
2 農業行政について	
11番 中 村 有 秀 君	21
1 町立病院の運営について	
2 市町村合併について	
○会議録署名議員の追加指名の件	22
○日程第 8 町の一般行政について質問	22
13番 村 上 和 子 君	33
1 住民に目線を合わせた行政改革をしてはどうか	
2 個人情報保護条例制定後の運用の問題点と住基ネット稼働に伴っての 体制の整備について	
3 予算編成は住民も納得するような進捗状況を公開してはどうか	
9番 米 沢 義 英 君	38
1 米政策改革について	
2 市町村の合併について	
3 ごみ手数料について	
4 子育てについて	
5 女性専用外来の設置について	
6 祭りなどの行事の見直しについて	
7 交通安全対策について	
1番 清 水 茂 雄 君	46
1 青少年健全育成及び子育て支援について	
2 不良な砂利路線の改良について	
3 高齢者虐待における対策について	
○散 会 宣 告	51

目 次

第 2 号（9月25日）

○議 事 日 程	5 3
○出 席 議 員	5 3
○欠 席 議 員	5 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 3
○議会事務局出席職員	5 3
○開 議 宣 告	5 4
○諸 般 の 報 告	5 4
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 4
○日程第 2 議案第 4 号 平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件	5 4
○日程第 3 議案第 1 号 平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	5 7
○日程第 4 議案第 2 号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）	6 0
○日程第 5 議案第 3 号 平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6 1
○日程第 6 議案第 5 号 上富良野町公共下水道事業受益者分担金に関する条例	6 2
○日程第 7 議案第 7 号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	6 4
○日程第 8 議案第 8 号 教育委員会委員の任命の件	6 4
○日程第 9 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員選挙の件	6 5
○日程追加の議決	6 5
○追加日程第 1 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定の件	6 5
○日程第10 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議	6 9
○日程第11 発議案第2号 議員派遣の件	7 0
○日程第12 発議案第3号 WTO農業交渉の強化と環境等直接支払い政策の早期導入に 関する要望意見の件	7 0
○日程第13 閉会中の継続調査申出の件	7 1
○閉 会 宣 告	7 1

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	9月25日	原 案 可 決
2	平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月25日	原 案 可 決
3	平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	9月25日	原 案 可 決
4	平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月25日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
5	上富良野町公共下水道事業受益者分担金に関する条例	9月25日	原 案 可 決
6	上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例	9月24日	原 案 可 決
7	上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	9月25日	原 案 可 決
8	教育委員会委員の任命の件	9月25日	同 意 可 決
9	公の施設の指定管理者の指定の件	9月25日	原 案 可 決
	行 政 報 告	9月24日	
	町の一般行政について質問	9月24日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	9月24日	報 告
2	議員派遣結果報告の件	9月24日	報 告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	9月24日	報 告
	選 挙		
1	選挙管理委員及び補充員選挙の件	9月25日	選 挙
	発 議		
1	町内行政調査実施に関する決議	9月25日	原 案 可 決
2	議員派遣の件	9月25日	原 案 可 決
3	W T O 農 業 交 渉 の 強 化 と 環 境 等 直 接 支 払 い 政 策 の 早 期 導 入 に 関 す る 要 望 意 見 の 件	9月25日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月20日	原 案 可 決

平成15年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成15年9月24日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 9月24日～25日 2日間
第 3 行政報告 町長 尾 岸 孝 雄 君
第 4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高 口 勤 君
第 5 報告第2号 議員派遣結果報告の件
第 6 報告第3号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 7 議案第6号 上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例
第 8 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1 番	清 水 茂 雄 君	2 番	徳 島 稔 君
3 番	岩 崎 治 男 君	4 番	梨 澤 節 三 君
5 番	小 野 忠 君	6 番	米 谷 一 君
7 番	岩 田 浩 志 君	8 番	吉 武 敏 彦 君
9 番	米 沢 義 英 君	10 番	仲 島 康 行 君
11 番	中 村 有 秀 君	12 番	金 子 益 三 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	長谷川 徳 行 君
15 番	向 山 富 夫 君	16 番	渡 部 洋 己 君
17 番	西 村 昭 教 君	18 番	中 川 一 男 君

欠席議員（0名）

一時退席議員（1名）

1 番 清 水 茂 雄 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
代表監査委員	高 口 勤 君	農業委員会会長	小 松 博 君
教育委員会委員長	久 保 儀 之 君	総務課長補佐	北 向 一 博 君
企画調整課長	中 澤 良 隆 君	税 務 課 長	越 智 章 夫 君
町民生活課長	米 田 未 範 君	保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君
農業振興課長	小 澤 誠 一 君	道路河川課長	田 中 博 君
商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君	会 計 課 長	高 木 香 代 子 君
農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君	管 理 課 長	上 村 延 君
社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君	特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君
上下水道課長	早 川 俊 博 君	町立病院事務長	三 好 稔 君

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成15年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月19日に告示され、当日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、9月2日及び9月18日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が議案第1号ないし議案第8号までの8件、報告第3号の1件であります。

なお、人事案件の議案第8号につきましては、御案内のとおり明日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

地方自治法第82条による選挙管理委員及び補充員の選挙第1号の件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第3号の3件であります。

議員派遣結果について報告がありました。

監査委員から、監査例月現金出納検査の結果報告がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日工事発注状況一覧をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、梨澤節三議員外4名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

9月2日までに受領いたしました陳情、要望の件数は8件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

1番 清水 茂雄 君

2番 徳島 稔 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月25日までの2日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席をいただき、まことに御苦労さまでございます。

この機会に、去る6月定例議会以降における町政執行の概要について、報告させていただきます。

初めに、天皇、皇后両陛下が7月1日から5日まで行幸啓で北海道を御訪問されました。4日には富良野市から旭川に向かわれる際に、上富良野町を通

過されました。

当時は、晴天に恵まれ、国道沿いの町内6カ所に幼児から高齢者までの町民約3,500人が奉送迎をいたしました。

次に、友好提携都市カムローズ市との提携後2代目の市長として、86年から1期3年間務められましたサイワク氏が8月6日に御逝去されました。サイワク氏が市長時代には、町の第1回青少年海外派遣事業で26人の受け入れを初め、毎年上富良野高等学校生徒延べ27人の訪問も受け入れられ、昭和63年から翌年までの十勝岳噴火に際しましては、お見舞いをいただき、平成元年には上富良野町を訪問されるなど、両市町間の交流事業の基礎をつくられました。町民ともどもに御冥福をお祈りいたします。

また、友好提携以来お世話になっておりますカムローズ市在住のミチコ・ラスムセンさんのお母さまが8月9日に富山市で御逝去され、葬儀に高橋教育長を派遣し、御冥福をお祈りいたしました。

次に、8月17日に執行されました、任期満了による上富良野町議会議員選挙については、議員定数が20人から18人へ2人減員の選挙となりました。告示前には、前回同様に青年・女性層で構成されました実行委員会の立候補予定者公開フォーラムが開催され、また、町議会議員選挙としては初めての選挙広報が発行されました。

少数激戦の選挙でありましたが、投票率については、広報紙、防災無線放送、車両広報、選挙広報、街頭啓発など啓発の努力も及ばず、前回の84.47%から1.74%減の82.73%という結果になったところであります。

次に、敬老事業関係であります。高齢人口の増加に伴い、満75歳以上の方に一律支給してまいりました敬老年金を、今年度から節目の長寿年齢を迎えられた方に対し、敬老祝い金を支給するよう改めたところであります。

対象となる方々は、喜寿を迎えられた方102名、米寿の方25名、白寿の方1名、満100歳以上の方5名で、合わせて133名おられました。

また、昨年まで町主催で行ってまいりました敬老会につきましても、式典に参加される方が非常に少ないことから、身近な地域での開催により、多くの方が参加できるよう、町の助成策を講じて住民会主催による地区開催方式へ移行を図ったところであります。

地区敬老会は、各住民会長の御理解と御協力により今月12地区で開催され、10月以降も逐次開催の予定であると同っております。

高齢社会を迎えた今日、地域社会で支え合う地域

福祉の考え方がますます大きくなっていくものと思います。この敬老会地区開催を契機に、今後地域福祉推進の機運が一層盛り上がることを大いに期待しているところであります。

次に、自衛隊関係であります。6月22日には北千歳駐屯地第1特科団、北海道補給処島松駐屯地、千歳基地開庁記念行事に、8月29日から30日には、静岡県富士演習場で実施されました富士総合火力演習訓練の見学へそれぞれ出席してまいりました。

9月17日、陸上自衛隊第2師団存置・増強等に関する要望運動を自衛隊協力会道北地区連合会の役員とともに、防衛庁、衆議院、参議院に行っていました。

さらに、平成16年度防衛施設周辺整備事業、基地交付金、基地関係の要望関係であります。7月14日から札幌防衛施設局、北海道庁、総務省、財務省、防衛庁、施設庁に全道基地協議会の役員として、防衛予算の確保について要望運動を行ってまいりました。

防衛施設周辺整備事業の平成14年度会計実地検査が7月9日実施され、1事案の書面及び現地検査が行われ、適正に処理されていることで終了いたしました。

次に、広域行政の動向についてであります。富良野地区広域市町村圏振興協議会の委員会首長会議において、平成15年2月20日に合意を得ていた広域連合の発足に向けての検討を広域圏幹事会及び作業部会で調査・研究を進めていたところであります。

作業部会、幹事会で調査・研究の結果として作成した、広域連合発足に関する調査研究報告書を助役部会の審議を経て、9月4日に開催された委員会に報告書が提出され、この報告書に基づき、5市町村の首長により、今後の進め方等について協議をいたしました。

結果につきましては、広域連合設立準備委員会の設置時期について、平成16年4月1日とするよう私の意見を申し上げましたが、11月には国の地方制度調査会の最終報告がなされること、さらには南富良野町と占冠村が合併の検討を進めたことにより、合併と連合の同時での議論は困難との意見などから、国の動向などを見据えた中で、11月に再協議をするとの結論に達したところであります。

また、市町村合併については、現在他の市町村との合併協議を行う機運には至っておりませんが、今後においても合併に関する情報については、住民の皆さんに積極的に提供してまいりたいと考えております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働についてであります。国のe-ジャパン重点計画に基づく電子政府、電子自治体構築の重要な基盤として、その整備が平成11年の法律制定以降進められてまいりました。平成14年8月には、第一次稼働として、町民への住民票コードの通知やネット上での法律に基づく利用が開始されました。

本年8月25日からは、第二次稼働として、住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カードの発行等の事務を行っております。現在までの発行状況につきましては、広域交付2件、カード発行15件であります。

また、住民基本台帳カードの写真掲載のものにつきましては、本人確認情報として公的に認められるものであり、金融機関など、あらゆる機会に本人を証明するものとして利用可能でありますことから、今後発行につきましても拡大するものと予想しているところであります。

次に、7月31日から8月8日までの9日間、カナダ国へ本町の高中生12名、中学生10名、引率者5名の総勢27名を第4回青少年国際交流派遣事業として派遣いたしました。カナダ各地での視察研究はもとより、本町と友好提携をしておりますカムローズ市での歓迎レセプションでは、市民との交流を深めるとともに、親善大使として、その重責を立派に果たしていただきました。

また、中高生はホームステイ体験として、各ホストファミリーからそれぞれに暖かい歓迎を受けて、カナダの文化、生活習慣にも触れ、また本場の英語も体験できるなど、交流を深めたところであります。

この派遣事業が、中高生にとって大変貴重で有意義なものとして、今後の将来に役立つことを期待いたします。

次に、本年4月27日にオープンいたしましたパークゴルフ場の利用状況であります。連日町民の皆様を初め近隣市町村からも愛好者が訪れ、8月末までの126日間で3万157名、1日平均239名の方がプレーを楽しみ、御利用いただいているところであります。

次に、開設3年目を迎えた日の出公園オートキャンプ場の利用状況は、本年4月25日開場以来、8月末までの利用者は、昨年より1,036人、12.4%増の9,414人の利用となっております。

地域別利用の内訳では、道外利用者が51.75%、道内利用者47.69%のうち、町民の利用は3.34%の利用となっております。また、外国人の利用者も71名となっております。

7月19日と20日の両日にわたり開催した町の

四季彩イベントのメインであります第25回かみふらのラベンダー祭りですが、春先の暖かい日に恵まれて、ラベンダーの生育も早まり、6月下旬には花が咲き始め、7月も雨が少なく、平年より早く開花いたしました。お祭り当日には花も見ごろとなり、天候にも恵まれて、昨年を若干上回る約3万3,000人の町内外の来園者をお迎えし、盛会のうちに終了することができました。

また、山頂までのシャトルバスの利用者は、7月から25日間で約2万人の利用となり、好評の中、無事運行を終了いたしました。

また、秀峰十勝岳の安全と五穀豊穡、地域振興を目的に開催を予定いたしました第21回上富良野十勝岳火祭りは、あいにく台風10号の影響を受け、残念でありましたが、本年の開催を中止することになりました。

このイベントの開催に向け、早くからあんどんの製作を始められてこられた関係各位の皆様方の御苦勞に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、来年に向けて町内観光関係諸団体、関係者との連携を図り、より一層地域振興につながるお祭りとなるよう努めてまいりたいと思うところであります。

次に、農業関係ですが、今年の農作物の生育状況については、定植後の好天に恵まれ、生育も順調に推移してまいりましたが、7月中旬以降の低温、日照不足により、水稻では影響を受けているものの、他畑作物については比較的影響は少なく、また、台風10号による被害もほとんど受けることなく、最小限のものとなっているところであります。

特に水稻は、7月末まで平年並みに推移してまいりましたが、7月中旬以降の低温、日照不足の影響を受け、平年より比べ、不稔もみの発生が多く見受けられ、心配をしております。

小麦の収穫も終了し、穂発芽などの被害も受けず、品質もよく、高収益が期待されます。

ほかの畑作物のバレイショ、ビート、豆類等につきましては、平年並みで生育しております。

今後におきましては、関係機関と連携を密にし、営農技術対策に万全を期するとともに、収穫期までの好天を期待し、収量増加を願うところであります。

最後に、建設工事の発注状況ですが、6月定例議会報告以降で入札執行した建設工事は、9月4日現在で39件、事業費総額6億7,998万円となっており、本年度累計では58件、事業費総額19億7,146万9,500円となっております。

なお、お手元に平成15年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 監査・例月現金出納検査結果報告について、御報告を申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。定期監査、基金審査結果報告でございます。

監査概要。平成15年7月25日、基金を監査の対象として調書等関係諸帳簿を検閲し、審査を行いました。

審査の結果。基金の運用は、おおむね適正であると認めました。

次に、5ページから14ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成14年度5月分及び平成15年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、15ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号議員派遣結果の件について報告を求めます。

議会運営副委員長長谷川德行君。

議会運営副委員長（長谷川德行君） 議員派遣結果を報告いたします。

議員派遣結果報告書。

平成15年第4回臨時町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会副委員長長谷川德行。

記。

1、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成15年9月3日に全議員により富良野市で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

（2）研修の結果。

富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加し、「地域と自衛隊」をテーマに、基地周辺住民としての自衛隊の現状と防衛知識等について、陸上自衛隊上富良野駐屯地司令、光永・保氏による講演を聴講した。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

管理課長。

管理課長（上村延君） ただいま上程されました報告第3号専決処分報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年6月25日午前7時28分ごろ、スクールバス、里仁・草分線の運行におきまして、西7線の乗降所で児童を乗せて国道に出るため、右折しようとして左右確認しましたが、近くに来ていた車両を見逃し、国道の左車線中央付近まで出たとき、左から来た車両に気づきブレーキをかけたのが間に合わず、左方面から来た車両のフロントフェンダー付近とバスのタイヤハウスと接触し、相手方車両に損害を与えたものであります。

なお、幸いにして同乗していた児童1名につきましては、けがはありませんでした。

この事故につきましては、走行中の相手方車両に当方バスが十分な左右確認をしなかったための接触であり、当方85%の過失となり、賠償額10万4,244円の金額を町が加入する保険により賠償することで、平成15年8月28日専決処分したの

で報告するものであります。

児童・生徒を安全に学校及び家庭に輸送するという業務の性格からも、このような事故を起こしましたことを深くお詫び申し上げます。

当該路線は、スクールバスわかたけの業務委託路線でありますことから、委託事業者の責任者に対し、てんまつ報告を徴するとともに、従業員の安全運転の徹底指導につきまして、厳しく申し入れたところであります。

また、この事故を契機に、総務課とも連携し、職員全般の安全運転に対する注意喚起を行ったところであります。

以下、朗読をもって説明といたします。

報告第3号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

平成15年9月24日提出。

裏のページをお開き願います。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年8月28日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。

帯広市

。 2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方 に対し、金10万4,244円を支払う。

(2) 相手方 は、上富良野町に対し、本件に関し、今後上記の金員を除き一切請求しない。

以上、専決処分報告といたします。

御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質議があれば承ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 改善指導したということですが、された後、請負業者の方からどういうふうに改善したのかという、そこまで指導改善の経過というのは、町の方に報告されたのかどうかお伺いいたします。

これは子供さんも乗っているということで、事故、けが等も予想されたわけでありましたが、こういう場合のいわゆる過失責任ということで、町の方でその保険に入って負担しているわけですが、請負側の負担分の、応分の負担というの必要ではないかと思いますが、この点はどのような処理になっているのかお伺いいたします。

議長(中川一男君) 管理課長、答弁。

管理課長(上村延君) どういうふうに改善したのかということですが、始末書をいただきまして、今後一切このような事故を起こさないということで、始末書をいただいております。

それから、請負側の負担ということですが、契約に事故等の措置ということで、バスの運行中の事故については、甲が負担するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がある場合は除くものとなるようになっておりまして、故意とか重大な過失があったわけではございませんので、町が85%を負担するということになりました。

議長(中川一男君) よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 質議がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第7 議案第6号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第6号上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) ただいま上程いただきました議案第6号上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の要旨であります。今日の上富良野町の保育をめぐる現状は、全国的な傾向と同じように、核家族化の進行と母親の就労機会の進展などにより、保育需要の増加、保育サービスの多様化が進んでいることから、子育てしながら安心して働くことのできる保育環境づくりが課題となっているところでございます。

こうした状況を背景に、町の行財政改革実施計画の中で、町立保育所の民間委託化の方向が示され、また、国においても規制緩和推進3カ年計画の方針が打ち出され、町立保育所の民間事業者への業務委託が可能となったことから、保育環境の向上と保育サービス及び子育て支援事業の充実を図るために、町立保育所を民間事業者へ運営委託するよう、平成

16年4月実施に向けて保護者と話し合いを重ねながら諸準備を進めてきたところであります。

町の施設であります西保育所の管理運営を委託することにつきましては、条例の規定に基づき行う必要がありますが、本年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公の施設の管理運営の委託に関して、地方公共団体が指定する民間事業者に指定管理者として公の施設の管理を代行させるという規定に改められたところでございます。このことから、多様化する保育ニーズに対応し、保育サービスの向上と行政コストの縮減を図り、より効率的・効果的な保育所運営を目指すため、町立保育所の管理を指定管理者として民間事業者に行わせることができるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第6号上富良野町立保育所条例の一部を改正する条例。

上富良野町立保育所条例（昭和39年上富良野町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条を第11条とし、第4条の次に、次の6条を加える。これは、指定管理者に関する条項を加えることによる条文整理でございます。

第5条につきましては、町立保育所の管理について、法に基づき町長が指定する法人または団体、いわゆる指定管理者に行わせることができるよう条文を加えるものであります。

第6条につきましては、指定管理者としての指定を受けようとする者の申請の方法の規定であります。

第7条は、候補者の選定基準及び指定管理者の指定手続を定めたものであります。

第8条は、指定管理者が行う保育業務及び施設の維持管理等業務の範囲の規定であります。

第9条につきましては、指定管理者が知り得た個人情報等の取り扱いを定めたものであります。

裏面でございます。

第10条は、指定管理者に保育料を徴収させることができるよう条文を設けたものでありますが、保育料の額につきましては、町が定める保育料基準表に基づくとところでございます。

附則。

1、施行期日。

この条例は、公布の日から施行する。

2、経過措置。

この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行日前に行った改正前の地方自治法第224条の2第3項の規定に基づいてなされた保育所の管理に関する処

分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3、上富良野町個人情報保護条例の一部改正。

上富良野町個人情報保護条例（平成13年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「及び議会」を「、議会及び公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する施設管理者をいう。）」に改める。

これは、個人情報保護に関する実施機関の追加の規定であります。

4、上富良野町情報公開条例の一部改正。

上富良野町情報公開条例（平成13年上富良野町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び議会」を「、議会及び公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」に改める。

このことにつきましても、情報公開に関しまして、実施機関の追加でございます。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質議に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の町立保育所一部条例改正の設置に当たって、幾つかの質問をさせていただきたいというふうに考えております。

第1点目には、なぜ今回このような条例を設置するに至ったのか、この点をまず伺いたいと思います。

二つ目には、いわゆる町が進める保育サービスでは、十分ないわゆる両者の負担にこたえられないという形で、またこの条例を設置されたのかと思いますが、この点についてはどのように考えているのか。

それと、この第8条にかかわって、指定管理者における業務を行う者についてのいわゆる修繕維持管理についてであります。全額町がその施設を保有する場合、少額の部分を受託した側に、その維持管理する業務内容になっているのか、どこの範囲までその維持修繕管理という形になっているのか、この点をお伺いいたします。

次に、第9条のいわゆる個人情報の漏えいの問題であります。よく民間であれ、公であれ、個人の情報については、知り得たものについては外部に漏らしてはならないということは原則であります。がしかし、時にはこの原則がいつの間にかはるか遠く

のかなたに追いやってしまっていて漏れてくるというような状況もなきにしもあらずかというふうに考えており、世間一般ではこういう場合の罰則、また個人に対する漏えいした者に対する罰則と、いわゆるその受けた側の指定管理者の責任はどうかという点と、いわゆる委託した側の行政の責任はどういうふうに処理されるのか、この点をお伺いいたします。

次に、保育料の第10条の設置の問題であります。基本的には町の保育料の体系に従ってもらうというような内容かと思いますが、この条文読みましたら、指定管理者は保育料を決定し、またこれを変更しようとするときは、あらかじめ町の承認を受けなければならないということと考えた場合に、いわゆる経営がなかなか成り行かないという場合には、町の思惑と違って、町の方は上げてはならないという感じでいたとしても、相手側の経営が厳しいという状況の中で、保育料の見直しを迫られた場合、これに対する対応というのはどのようになるのか、お伺いしたいというふうに思います。

保育所設置に当たって、さらにお聞きしたいのは、財政改革だということで、この民間委託という形のものになるかというふうに思いますが、保育所運営に当たって、この財政が逼迫するような状況に上富良野町はなっているのかどうか、この点。

さらに、今回管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されたということですが、もう一度お伺いしたいのは、管理委託制度と指定管理者制度の違い、この点はどのようになっているのか。指定委託者制度が導入されることによって、あらゆる業種の人たちが、いわゆる保育所運営に参入したいというようになった場合、民間企業でも、福祉法人でなくても、民間企業であっても町の条件に満たした場合、これ運営する条件が整っているという状況になった場合には、そういう場合でも運営を委託する条件が広がったと思うのですが、その点をまずお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この民間委託の理由、目的と、それからこの条例を改正するに至った経緯、理由といたしますが、この点の御質問にお答えさせていただきますが、まず、これまで町の保育需要の現状といたしまして、さまざまな多様化した保育サービスのニーズが多く、それから、その中でも乳児保育とか障害児保育等の需要が多くなってございます。そういった経緯から、さらには家庭で子育てをする保護者に対する子育て支援というのも重要になってまいりましたこ

とから、この保育所の運営につきまして、これらの対応を図るべく検討を進めていたところでございまして、町の行財政実施計画の中においても、この保育所の民間活力の規定が、方向づけがなされたことから、これを受けまして、この民間委託の実施に向けた計画を進めてきたところでございます。

この委託化を進めるに当たりまして、一番大事なことは、保護者との理解を得た上で進めるということが前提になってございますので、これらについて十分いろいろな委託条件とか、保育内容等についていろいろな御不安な点の意見につきまして話し合いを重ねながら、この委託化の計画について進めることで、来年の4月に向けた部分での考え方を保護者等に説明をし、理解をいただいたということで、総体的に御理解をいただいたものとして判断に至り、このたびこの保育所条例を改正する経過でござい

ます。先ほど条例の改正につきましては、冒頭申し上げましたとおり、町の施設でございまして、施設を民間に委託を、運営を行わせるということでございまして、現在の町の条例の中にこの条項を設けることで、このたびの本条例の改正を上程した次第でござい

ます。次に、なぜこの西保育所の委託を進めるのかということの理由でございまして、1点目の御質問と関連しますけれども、多様化する保育ニーズに対応するとともに、より効率的・効果的な保育所運営を目指すということがまず1点目の目的でござい

ます。それから、この民間の持つ企業的な発想や手法で利用者の多様な需要に対応した、柔軟な保育ニーズへの対応を図ることが期待できるということが二つ目でございます。この委託によりまして、町の保育士の再配置による効率的な体制の整備が図られて、それともう一つは、限られた財源が確保されるということで、これらの節減の部分につきまして、乳幼児保育とか障害児保育の拡充、それから子育て支援事業の充実を図って、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めたいという考えで、このたびの西保育所の委託についての計画の理由でござい

ます。次に、3点目の指定管理者の業務の範囲のことでの御質問でございまして、これにつきましては、業務の範囲の中での修繕、維持管理の範囲ということの御質問でありますけれども、これにつきましては、町の施設でございまして、大規模な施設の改修とか改造の関係につきましては町がこの費用を負担するというところでございまして、この中で、言うなれば窓ガラスが割れたとか、あるいはドアが若干傷んだとかというときの修繕等、これについての通

常の保育の運営の中での修繕的な部分でのこれらについての維持管理については、指定管理者が行うという性格のものということで考えてございます。

それから、4点目の保育料の関係の御質問でございますが、これにつきましては、地方自治法の今回の改正の中で、この公の施設に關しましての料金の収納についての規定がございます。できる規定ということでございまして、これについては、今回の西保育所の委託の部分については、検討させてもらうことの中であれですけれども、この法の趣旨に基づいて、将来的にこれらの公金である保育料の収納を徴収させることができるようにということを規定をここに設けたものでございます。

それから、最後の6点目の管理委託と指定管理者の違いということについての御質問でございますが、これにつきましては、今回のこの地方自治法の改正に基づきまして、従来の管理運営の委託という部分につきまして、これ今までは委託を運営をさせる相手方が限定されてございました。社会福祉法人である公共的団体、それから公共団体、これは市町村という公共団体でございますが、これらに限定されてございましたが、それともう一つは、町が出資する法人に対しての委託先の対象という規定でございましたが、このたびこの委託先の対象者を民間事業者、いわゆる株式会社とかNPOなどの民間事業者までこの管理を委託を行わせることができるというような趣旨でございまして、それとこの法の趣旨の中で、その委託をさせるべく手続上のことについて、明確に法の中で定められまして、これを条例の中でその法に基づいた規定を設けたところでございます。

それからもう1点、漏れてございました。個人情報の漏えいに対して、起きた場合、その罰則規定あるいは行政責任はどうかという御質問でございますが、これにつきましては、こういう規定を設けてございますけれども、当然にしてそういうようなことについては、法の趣旨に基づいて行わなければならないことはもちろんでございますけれども、まずそういうような信頼のおける法人に対しての委託ということで、そのようなことはあり得ないものというように考えてございます。

もちろん仮に起きた場合、町の責任についても、当然これらについては指導監督権である町の責任において、この指定管理者である事業者に対しては、当然指導あるいはその辺の委託することについての権限の部分についても踏み込んだ中で行わなければならないということもあり得ると思っておりますが、そのようなことで御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の6点目の行財政改革の観点からの御質問にお答えさせていただきます。

御質問の趣旨として、町が財政的に極めて大変だから保育所を委託するのかというような御趣旨かと思えますけれども、基本的には行政改革というのは、全体的な改革事項を定めまして、総体的な中から財政と見合った中で改革を進めていくという趣旨の中で、この保育所におきましても民営化という中で、行政改革方針に基づいた中で、それを進めているということでございます。

端的に西保育所が大変だから、お金がかかるからということではなくて、全体的にそういう改革すべき事項をどう進めていくかということが、この行財政改革の中の大きな視点でございます。そういう面で行財政改革実施計画というのを定めまして、その中で進めていくべき事項を掲げて進めているわけでございますので、そういう点から御理解を賜りたいと思えます。

それから、今回の全体的な中で補足させていただきますけれども、今回のこの条例の改正の趣旨といたしましては、従来は公の施設の委託につきましては、限定的な中に取り扱いをされておりました。そういう中で、今後は条例の中で、その手続規定によって、執行者であります町長がその範囲におきまして幅広く、こういう施設の管理を民間に幅広くできるような形になったという点がございます。そういう中で町長としては、一つの限定した条件を設定した中で、この指定管理者制度を行っていくという形になったところでございます。

当然こちら御質問の中にもございましたとおり、修繕だとか、それから守秘義務の問題だとか、いわゆる個人の守秘義務の関係だとかの点につきましては、この後協定事項がございまして、そういう協定書の中でそれらを網羅して、一つの条件を設定した中で運営をしていただくということで、いわゆる基本事項については協定の中でうたい込んで、そのような中の範囲でやっていただきたいというふうに思っております。

また、保育所の業務そのものについての中においては、恒常的にやっていただくということにつきましては、やはり民間の経営ノウハウでやるべきものについては、これは積極的に取り組んでいただくというようなことを町としては期待しております。そういう中から、当然町と指定管理者との間の中におきましては、連携を持った中に取り進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) サービスの向上につながるということの答弁もありましたが、私がお聞きしたいのは、この間、町の方ではサービスの向上につながるような努力されてきたのかどうか。他の公の施設を持った自治体では、早くから民間との交流も含めて、民間のいいところをどんどん吸収して、公の方に吸収してサービスの向上につながると、こういうことをやって、お互いに地域の子供たちをどうやはり育てるのかと、この立場からの保育を真ん中に置いて取り組んできておりましたが、上富良野町の場合は、そこまでいかない。いかない状況の中で、ただサービス向上のために民間に委託するのだと。それでは、町がそれだけ向上のために努力したのかと言えば、まだまだやれるべきことがあるのにもかかわらず、この点をやはりどうも行政として忘れていてのではないかと。本来この児童福祉法の中には、行政がやはり保育の中心に座って管理するのだということがうたわれているわけですから、この点を、もう一度この点の努力をどういうふうにされてきたのかお伺いしたいと思います。ですから、民間であっても公の施設であっても、どちらでもそのサービスの向上という点では、本当にできるのです。ただ、できないということであれば、それを努力してきたかどうかの、これが評価の一つの基準になると思いますから、この点をもう一度お伺いいたします。

それと、保育料の問題であります。これについては町として請け負った側との話で徴収するという話であります。この条文見ますと、民間委託ということが前提にあって、徴収も将来的には、保育料の徴収もここに任せるといふようなことのニュアンスでありますから、そうすると保育料の引き上げ、引き下げにおいても、この請け負った業者が弾力的にできるのだということの理解でよろしいですか。条文の中には、現行においては町長との管理の中で、話し合いの中で定めるということになっておりますが、運営その他でなかなか厳しいという状況になった場合、当然請け負った業者がやるべき手法としては、保育料の引き上げか、あるいは保護者に何らかのいわゆる負担を求めるといふ形になるのだと。今までお遊戯会等の負担についても、やはりこれをある程度負担を抑えられたのが、これを保護者に求めるという形になっては、やはり保護者の視点から立ってみれば、全然違った方向にこの民間委託が進むという状況にもなると思いますが、この点はどのようになっているのか、お伺いしたいというふうに考えております。

それと、行財政改革のためだということ、ここにお金がかかるからということではないのだと。全

般的にお金がかかっているということでありすが、どちらにしても、ここにお金がかかるから民間委託しようということなのですよ、いろいろ言葉並べても。

それでは、一般歳出の予算からしたら何ぼになるのかということになれば、6%か恐らく7%ぐらいの割合なんですよ。本当に少額ですよ。こういうところをやはり行政が管理しないで、なぜ民間に渡すのかということにもなるわけで、そういった意味では借金がふえたということであれば、今までの運営に問題があったか、あるいは地方交付税等においての国のその措置において問題があったと。では保育料の交付税においても引き下げられてきたと、こういういろいろな社会的な矛盾が全部子供や保護者に行っていると思うのですが、こういった点ではどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

さらにお聞きしたいのは、やはり保護者の方が一番心配している、理解が得られていないのに見切り発車でないかということでありすが、今の答弁では、見切り発車ではないという、いわゆるおおむね理解が得られたということの答弁かと思いますが、聞きましたら、まだまだ町に言っても十分私たちの願いにこたえられるような答弁がないと、何言っても仕方ないと、こういう状況なのですよ。こういう状況の中で、本当に見切り発車の中でこの委託をしていいのかという素朴な問題があるのですが、この点はどのようにお考えなのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それと指定管理者ということで、どんどんこれは民間ですから、いわゆるその要件がなくなった、資格を持った業者であれば、どんどん委託するという状況であり、そうすれば、当然料金設定等においても民間が独自に決められるということになります。

今、保育行政というのは、民間があって公があって、バランスがとれているのです。これら民間片方だけになってしまった場合にどうなのかと、それが指導が優先されて、どんどん待機する者がいないから、今どんどん偏ってしまう傾向があるのでないかと。今、両方があるからそれぞれいいところをとり合ってバランスのとれた保育行政がとられていると。こういうことを考えたときに、まさに利益優先されて、子供がないがしろにされるのではないかと。このような心配が、ここで問題点として浮かび上がってくると思いますが、この点についてもどのようなお考えを持っているのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

議長(中川一男君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢議員の再

質問にお答えさせていただきます。

まず、町立保育所として、まず保育サービスが十分に向上に努力してきていないのではないかと御指摘でございますけれども、町の保育所におきましても、これまで通常保育の時間帯を延長して延長保育を、2時間延長するような時間を設けたり、あるいは周辺の地域の保護者の家庭で育児を行っている保護者を対象にした子育ての支援の事業なども行ってまいっているところでございますが、これにつきましては、町内にある民間である認可保育所のわかば愛育園も町の保育所と同じような形態で行ってございまして、この中で、やはり民間が町と同じような水準で行えるというような趣旨でいきますと、どうしても比較すると、行政経費の部分では開きがあるというような部分でございますので、この保育サービスの向上については、常にこれまでこの向上には努めてまいってきているというふうを考えてございます。

それから、保育料の問題でございますが、この条例にも掲げてございますように、あくまでも町が定める保育の基準の額の範囲内ということで、仮にどうか、将来これらの取り扱いをさせる場合におきまして、その徴収の額につきましては、基準の額の範囲内ということの中の想定を考えておりますので、御質問の、引き上げになるのではないかと御懸念については、そのようなことはないということ御理解を賜りたいと思います。

それから、行財政改革の御質問の関係については抜きまして、次に保護者との合意といいますが、その点の御質問でございますが、十分理解得られていない中での委託の推進ということではないかという御質問でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、100%のすべての保護者の方が御理解をいただいたということではないかもしれませんが、一部の方にまだ若干理解を得られていないのかなというようなことでございますが、おおむねこの委託化の計画については、御理解をいただいたものということで考えてございます。

なお、この来年4月に向けての委託を進めるに当たって、この保護者との話し合いについては、まだまだこの委託先、この条例の議決をいただいた中で、今後委託先の御議決を賜って、その後この委託先との協議を進めることとなりますけれども、並行して保護者の皆さんとは、委託に対しての不安ということが基本的でございますので、これらについての部分での委託先が、こういうような保育所の運営を考えているというようなことの方か何かも保護者の皆さんに示して、いろいろそれらに対する意見をいただくというようなことで、今後も保護者と

の話し合いについては引き続き行ってまいりたいということで考えてございます。

それから、指定管理者が仮にこういう方法で保育所すべて民間になったらという御質問でございますけれども、仮にそのような、今、町立でこの西保育所以外には中央保育所もございまして、仮にこの中央保育所も将来民間、こういうような指定管理者の移行したときには、すべて民間ということになるわけですが、あくまでも今の西保育所にしろ、中央にしろ、町の施設でございますので、設置者は町ということで、これらについての指導監督は当然行ってまいりますし、当然認可保育所でございますという民間事業者が運営する分についても、これは国の保育の方針に基づいた、措置基準に基づいた運営ということで、すべて町がこれらについての国の基準に基づいた指導・監督を行うような仕組みになってございますので、これらについては御心配はないもの、不安はないものというふうを考えてございますが、もし今の認可保育所すべてが民間になったときには、いずれにしても、一つの民間の方が独占したときにはそういうことも考えられるかもしれませんが、民間の中でそれぞれ切磋琢磨といいますか、独自の保育所の運営ということで、特色あるものを出していくということで、言うならば競い合うことの部分での保育サービスが向上できるということで期待をしておりますので、これについては仮にすべて民間による保育所ということになったとしても、そういうことについては心配はないのではないかとこのように私も考えているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） いろいろ努力してきたという話であります。その努力をしてきたというのだったらこれから、最近始まった努力ですよ。ふだんからも一生懸命、現場で聞いたら努力はしていると思いますが、具体的に子育ての交流、地域との交流ということではそうだと思います。

町が行った、この保育所に入所されている方のみのアンケートの中で、やっぱり子育てについて、やはりもっと不安を感じていると、いつも。だから、よりよい学童保育や子育て支援の点からも、きっちりと行政が情報を流してほしいという声もあります。

また、祝祭日、延長保育、障害児保育等々やってほしいという切実な声があります。

また、その中には、町の保育所と思うと、町長、教育長は余り子供に関心、一生懸命ではないのかという、こういうアンケートの結果も寄せられていま

す。誤解もたくさんあると思います。これだけ今保育に関する、子育て支援に関するやっぱり心配や情報の提供という点では、本当に不安を持ちながら、一方では期待していると、こういうあらわれだと思のです。ですから、私は民間であっても、今努力してきたと言うけれども、まだまだやはり努力という点では足りない。いろいろな、これだけの入所している人のみの意見でもこうですから、これをさらにアンケートをとれば、まだまだ多様な要求が出てくるはず。こういったところをしっかりとやはり採算・不採算別にしてい取り組めるのが行政だと思う。

これは、民間に委託すれば当然人件費がかかる、例えば祝祭日、延長保育やれば人件費がかかるということになれば、これはできませんよ。そうすると、それだけ言うのであれば、町の方からお金出してくれるのかということになったら、経費がまたふえるということなのですよ。そういうことも考えられるわけですね。ですから、私は本来こういう問題を考えたときに、やはり町がまだまだ努力してきていない、その結果がこういう意識調査になってあらわれているものだと思いますが、町長はこの点どのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

それともう1点、まだまだ行政でもできる部分があると思いますが、この点。

それと料金設定の問題、10条にかかわってありますが、確かに範囲内ということではありますが、これは将来的には国がやろうとしているのは、料金設定もすべからず民間に移そうということの想定でありますから、その第一弾がここから始まってきたということの感じだというふうに思いますが、そういった意味では、範囲内であっても、経営が苦しいという状況になった場合、こういう場合は当然町も財政支援という形で当然出てくるのだらうと思いますが、それは料金の引き上げか、財政支援のどちらかになると思うのですが、そういう可能性はないのかあるのか、この点もう一度お伺いいたします。

それと、あとそういった点を含めて、当然私は公の施設としてやるべきだというのが私の意見ですが、この点についても最後伺っておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） その前に、先ほど財政改革に対する比較を答弁していないのですよね。それもついでにしてください。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、いつも私申し上げておりますように、常に民ができるものは、行がやって

おります事務事業についても、民間に委託をできるものは委託をしていくと。それが民間の活力を導入していかなければならないと。非常に厳しい地方財政の中で、同じ事業を推進するに当たって、官がやった方が財政的に軽減できるのか、民がやった方がいいのかということ十二分に認識しながら、事務事業の民間委託を今後もより一層進めてまいりたいというふうに思っております。

これらの計画につきましては、先ほど来担当課長からも説明しておりますように、行財政改革実施計画に基づいて、思いつきで対応するのではなく、計画に基づいて推進をしていきたいというふうに思っています。

例えば町立病院の事務、一部民間に事務を委託しております。このようなことも含めながら、事業と事務、これらについても、今後も大いに民間活力の導入を図っていかなければならないというふうに思っております。

また、保育所につきましては、今現在、さきにも述べましたように、国の保育料の基準に基づいて父兄から保育料を徴収しているわけでありまして、民間がやることによって保育料の改正ということは、まず私としては考えられない。現在の基準の中で国が定め、そして町が定める基準の中で管理運営をしていただくということが基本であるというふうに思っております。それができ得ないということであれば、またできる民間の方に、業者にやっていただかなければならないのかなど。委託管理をした業者が、この料金でできないというのであれば、その保育料でできる業者に、方々にやっていただくほかにない。国の基準並びに町の基準に従って対応していただかなければならないと。その中でサービスの向上を図り、民間としての対応を図っていただきながら、保育サービスの向上、子育てサービスの向上等々を努力して営業努力をしていただくことに大いに期待をいたしているところであります。

また、財政運営の面から申し上げますと、基本的にいつも申し上げておりますように、中央保育所と西保育所と民間が実施しておりますわかば愛育園、これは町の基準の保育料で両保育所はやっているわけですが、わかば愛育園は国の基準の保育料の中で管理運営をしている。中央保育所、西保育所につきましては、今現在、町の保育料にプラス5,000万円相当の経費をかけて実施をしているわけでありまして。こういう状況からすると、官がやって5,000万円の対応をした西保育所、中央保育所と、保育料の枠の中で管理運営しているわかば愛育園と比較して、サービスの面でどれだけ違うのか、民がやることによって、これだけの相違もなく対応

できるということであれば、私はこういった部分も含めながら、民間のお力をかりて、でき得るものは民間に委託をしていくということを前提として、今後も行政運営をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど答弁漏れのありました財政面につきましても、そのような状況の中で、今西保育所の管理委託につきましても、私どもはあくまでも設置者であります責任は果たさなければなりません。保育行政の推進に当たって、設置者として町の責任は果たさなければなりません。管理運営については、民間のお力をかりる。そして、父兄の心配すること、これらにつきましても、設置者として十二分に御理解をいただくように対応していかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつ今条例改正につきましても、御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 1点お尋ねしておきたいのですが、今後条例が施行されまして、指定管理者が選定される中で、さまざまな細かい部分については協定が取り交わされるものだと思いますが、その中で1点だけ、万が一園児の皆さんに、保育中に事故などが発生したような場合、管理を委託するということにおいて、それに伴いまして発生してくると思われまます賠償だとか保障だとか、そういったことが起きた場合に、その責任はどちらが負うような形の協定になるのか、その点お聞かせいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山議員の御質問にお答え申し上げます。

今園児のいわゆる事故発生との関係の賠償の問題でございますけれども、基本的に施設管理者、町でございますから、第三者との関係においては町が基本になります。ただ、事故の小さいようなものについてどうかという点が出てきますから、通常は国家賠償法の規定等からいきますと、重大な過失だとかそういうものが生じた場合について、指定管理者の方の責任の度合いがあるかどうかという、その点が出てまいります。ただ、この辺の関係については、指定管理者と町との関係になりますけれども、園児との関係については、基本的には町の責任という面で、町がその辺のところ見ていかなければならないというふうになっているところでございます。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ということであると、対園児に対しては、設置者である町がそういう責任を負

うという、では委託先であります指定管理者と町とは、また別にそういう協議というのですか、そういう取り決めを、また園児とは別にしていくということになるのでしょうか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） そのとおりです。基本的に、事故の度合いがどういうものかというのは、そこにあるわけですから、通常は重大な過失がある場合について、地方公共団体がそれを受けなければいけない。交通事故もそうなのですが、そういう場合において、町が受けなければなりません。

あと、職員がという部分である場合にそこに、指定管理者でもそうなのですが、重大な過失があるかどうかというところの度合いで判断をしなければいけない。そして、重大な過失がある場合については、個人の急務を求めるという場合が生じてまいりますから、そういう点を事実関係に基づいて判断をしていかなければいけないということになっております。そういう点でいきますと、総体的に、基本的に町が責任を負うというふうに御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私金子益三、賛成の立場からちょっと意見等々求めたいと思っております。

一つお聞きしたいことがあるのですけれども、障害者等々の保育の対応は、今後どういうふうにされるのかをお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番金子議員の御質問でございますが、障害児の受け入れ対応の御質問でございますけれども、現に今わかば愛育園においても、そういう障害児の保育児の受け入れもございまして、これについては保護者の、保育所の入所を希望することが保護者にある程度申し込みの時点でそういう要望、申し込みがありますので、これらについては、当然西保育所を希望する保護者がおられる場合は、当然障害児のお子さんについても、そこで受けていただくような形になろうかというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず本案反対者、次に本案賛

成者の順に行います。

まず、本案に反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、今回提出された上富良野町立保育所条例の一部改正に関する条例に反対する立場から討論いたします。

今回出された条例案は、新たに民間への管理委託の対象となる施設は、そもそも現行地方自治法第244条の規定に基づいて、住民の福祉を増進する目的を持って設置されているものであります。そして、そのような目的を持った施設だからこそ、その管理は当該もしくは当該以外の地方自治体がするというふうな規定になっております。利潤追求を主にする目的とした民間法人にこれをゆだねるといことになれば、ますます公の施設が管理する責任能力をみずから放棄するものにならざるを得ないということでは明らかであります。

また、この間の討論でも明らかになったのは、町が本来きっちりと住民の要求を聞いて、それを保育所運営に充てなければならないにもかかわらず、それをまだまだする条件があるにもかかわらず、これをみずから放棄していたという点については、多くの問題があるものであります。

また、そういう意味では、改めて民間に限りなく保育所運営を生かそうという状況の中で、当然将来生まれてくるものは、地域の要望があっても財政が、お金がかかるからといってできないという問題、あるいは情報の漏えいの問題でも、今多くの他の保育所においても一部取り上げられておりますが、情報の漏えいなどの多くの心配が予想されております。そういう意味では、私は公の施設がきっちり責任を持って、そして保護者の要求に沿った、また地域の子育ての要求に沿った保育行政を運営することを基本にすべきである。

この立場から、私はこの本条例案に対して、反対の討論といたします。

議長（中川一男君） 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 賛成の立場から、本上富良野町立保育所条例一部改正に対する条例の賛成の討論をさせていただきます。

一つに、民間への委託によって、現在町で行っている保育サービス等の低下の懸念は全くないものと私は判断させていただきます。

また、先ほど町長等の答弁からもありますように、財政の面からも見て、また、今後町の全体の財政の展開から見ても、民間へ委託する方が望ましいものと考えます。

また、今問題の論点でもありました地域住民及び父兄の方々との対応でございますが、この部分に関しましても、7回に及ぶ説明会等々によりまして、大方の父兄の御理解を得たものと報告を受けておりますので、以上のことにより総合的に判断いたしまして、この案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

議長（中川一男君） 次に、本案に反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、原案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第8 町の一般行政についての質問

議長（中川一男君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、さきの通告により質問いたします。

初めに、市町村合併について、3点お聞きします。

初議会、初質問のトップということですが、私にすると、この問題はしっかり継続しております。

この特例法適用の市町村合併問題は、平成17年3月をもって完了します。特例法第1の条件の人口3万人以上をもって市となります。特例法により、平成17年に合併した場合は、その後2年間の激変緩和措置の適用により、平成19年3月に新市長と26名の選挙により、新しい市が発足するわけです。町民の皆さんは、この辺のところもはっきり知らせていないため、理解されておられないようです。そこに報道で、どこか合併するとか、しないということがニュースで出るため、非常に戸惑ってい

るのが現状ではないかと思えます。

地方分権から始まった合併問題の根幹は、当面合併特例法にあります。これが周知、理解されないことには、合併問題に取り組むことにはならないのではないかと考察いたします。

そこでお聞きいたします。9月6日の報道によると、富良野圏5市町村の広域連合設立準備委員会の設置時期を先送りしたとあり、理由の一つとして、市町村合併と広域連合の議論を同時に進めるのは難しいとありましたが、どこがどのように難しいのか、お聞きいたします。

次に、合併問題が毎日のように報道されている中、南富良野と占冠が合併問題に正面から取り組むため、南富は行財政等特別委員会を設置、一方、占冠は広域行政調整室を新設とあります。占冠と南富が合併しても5,000人足らず。当然特例法対象外ですが、前の段階として合併し、富良野市と合併すると、ぎりぎり3万人の特例法対象となります。

ちなみに上富良野と中富良野が合併しても、特例法対象外、市にもなれず、何のメリットもありません。

そこでお聞きします。同じ広域行政の仲間町村がこのような行動に出たことにつきまして、町は町民に対し、不安解消のためにも説明する責任があるのではないのでしょうか、お聞きいたします。

3点目は、この合併問題については、北海道の社会福祉関係、地域活動振興協会が、関係機関等が既に検討、勉強会に入っています。地方制度調査会の中間報告によると、特例法の期限切れ後は、財政優遇の継続はしないと明言しています。しかも特例法終了後以降も合併は続ける等々、むちの部分が出てきています。

さらに、合併市町村の中に、住民に身近な行政事務を行う新自治組織を創設するとあります。この新自治組織は、合併市町村内に置かれ、合併前の旧市町村単位で、地域住民の意向を反映させるための行政単位とあります。要するに、議会にかわるものができるのです。合併をしても、このようになるのです。しなかったらどうなるのか、推して知るべしです。合併をしてもしなくても、選択は間近に迫っている中で、何が最も大切なのか、お聞きいたします。

次は、農業行政について、3点お聞きします。

1点目は、米政策改革大綱によると、担い手対象水田農家を1戸当たり10ヘクタール、10町歩以上と聞いていますが、担い手水田対象農家は何戸ありますか。また、10ヘクタール以下の担い手対象外農家は何戸ありますか、また面積は何ヘクタールあるのか、お聞きいたします。

2点目は、担い手対象外となる農家と水田はどのようなになってくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

3点目は、後継者難による農業・農地対策として、異業種の農業参入となるのか。その異業種でも大手企業の参入がよいのか、または地元企業の参入がよいのか、それとは関係なく、農家・農業をさらに継続でき得るのか、考えをお聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併についての1点目の御質問であります。過日、9月4日に開催されました富良野地区振興協議会の委員会において、圏域で広域行政を進めることが必要であるとの認識は、5市町村長で確認をいたしましたところであります。

しかしながら、既に新聞報道等もなされておりますので、議員も御承知のとおり、南富良野町と占冠村が町村合併の協議を始めたことにより、この協議の場において、市町村合併と広域連合の議論を同時に進めることは難しいとの発言があったところであります。

さて、御質問の同時進行が難しい理由についてありますが、南富良野町と占冠村の2町村からすると、合併の調査研究と広域連合の協議や事務を並行して進めることは、職員数が少ないことや時間的な問題などから、同時進行は難しいということであろうと私は受けとめているところであります。

次に、同じ広域行政を構成する南富良野町と占冠村が合併の協議を始めたことについて、住民に対し説明を行う責任があるのではないかと御質問ありますが、これらの2町村の取り組みにつきましては、富良野圏域を構成する上富良野町を含め、富良野市及び中富良野町の将来像にも、少なからず影響を与えるものと考えております。

私といたしましては、この問題につきましては、南富良野町と占冠村という2自治体の選択肢の一つと受けとめているところですが、両町の取り組みに対し、我が町が積極的にかかわったり、意見を申し上げることにはならないものと考えております。

また、新聞報道等以上の情報を町としても知り得ていないのが実態でありますので、この取り組みについての住民への情報提供については考えておりませんが、今後関係他市町村から情報提供の依頼や、本町にかかわる具体的な協議などがあった場合には、協議の内容や方向性について積極的に住民の皆様へ情報提供することを考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、市町村合併について、最も何が重要かとの御質問であります。現在市町村合併については、圏域5市町村の枠組みによる協議は中断され、南富良野町と占冠村が町村合併の協議を始めた状況にあります。

一方、広域連合につきましては、現在の一部事務組合を中心に、広域連合化を進める合意はあるものの、その協議開始を決断する時期については、11月に延期したところであります。

このような状況下において、我が町が第一に考えていくべきことは、将来に向かって自主自立の道を歩むことができるかどうかの見きわめが何よりも重要であると認識しており、合併特例法の期限云々ということではなく、常にこのことが基本であると考えております。

しかしながら、合併も含めた市町村のあり方や、広域行政のあり方の協議について、門戸を閉ざすことは避けなければなりません。地方分権の時代の中で、基礎的自治体に求められる姿が大きく変わろうとしており、地方制度調査会の最終報告や税財源の地方への移譲など、諸条件を見きわめながら、他市町村と協議していくことは必要でありますので、これらの協議の場をつくることについて、他市町村への働きかけも続けていく考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、農業行政3点についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の国の米政策改革大綱につきましては、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、集荷円滑化対策などの米関連対策を打ち出されているところであります。その対策の一つとして、米価下落による稲作収入の減少が大きくなった場合、一定規模の水田経営を行っている担い手のうち、すべての生産調整実施者を対象に、担い手経営安定対策を受けられる制度となっているところであります。

その担い手経営安定対策で示されている基本要件として、認定農業者で水田の面積が10ヘクタール以上の農業者が対象となり、平成15年度現在、本町においては、賃貸を含めて43戸で面積は616ヘクタールとなっております。10ヘクタール以下の農業者につきましては428戸で、面積は1,375ヘクタールとなっております。

2点目の水田面積が10ヘクタール以下の農業者につきましては、担い手経営安定対策の基本要件となる集落型経営体の組織化を目指すことで、小規模な農業者であっても、水稲の作付及び生産調整を行うことができます。この場合、1集落型経営体当たりの水田面積は20ヘクタール以上で、その経営体

に参加する農業者は、経理の一元化を図らなければならないことになっているところであります。

3点目の農地対策としての農業参入の方式等につきましては、家族経営を主力にするもの、農作業受委託によるもの、農業生産法人を設立して農業経営を行うなど、多様な農業形態が考えられます。

私といたしましては、異業種、大手企業、地元企業にかかわらず、条件を整え、農業に参入していただくことが農地集積化を図ることをも容易にしますし、農業者の皆さんの自主的な判断と努力により、今後も農業を維持、継続することは可能であると考えております。

議長(中川一男君) 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 再質問させていただきます。

初めに、市町村合併の1点目ですが、合併と広域連合の議論を同時に進めるのは難しいということですが、答弁にありますが、人と時間ということもありますが、私としては、これを簡単に言えば、5市町村合わせて議会を一つにする、一つになるという話と、そうではなく、5市町村の議会のほかに、さらに議会をふやすという話ですから、全くかみ合わない話となるのではないかと思います。

ちなみに、現状は5市町村にそれぞれ議会があり、広域で消防、串内、環境衛生があり、上富良野にはありませんが、富良野には給食議会があります。さらに介護保険、国保等で議会を置くようになる可能性も考えられるわけです。議会を置くということは、自治体をふやしていくことにもなるわけなのです。ここの5市町村が一つになるということは、人口約5万、当然市長は1人、議会議員は26人の市をつくるということであり、所要のもろもろのことは、すべて26人の議員による委員会に組まれるということになるということです。ですから、屋上屋の議会である消防、串内、衛生等の議会の維持研修費等が不要になり、これほど効率的な構造改革はないというのが、私は国の考えなのではないかと思います。

しかし、ここはやっぱりおらが町です。感情的にも合併は反対ということは、十分痛いほどわかりますが、今話しているところをわかって話をしなければならないと思います。合併協議の話をするだけで、合併賛成、推進ととられることを恐れていて、この話を先送りすることは、住民に対して、町民に対して、とんでもない不利益を与えることとなります。不作為どころから、作為としても問題になるのではないかと思います。

私は、議員の任期間、一貫して市町村合併問題を

議会で特例法から優遇措置と、おおむねすべてを網羅して質問しています。町長の立場も十分わかります。しかし、先送りはもう時間がありません。協議会に直ちに入るべきです。そして、言うべきことを言うべきです。

いろいろあります。広く見るといろいろあります。富良野市の中心市街地活性化なんかでも、協議会に入っていれば言えます。そういうところ、見地から法定協議設置化についてお尋ねをいたします。

2点目についてですが、他の町村のことでございますということですが、先に中富良野が任意の合併協議会を1月脱退をしたときに、私町長にお尋ねをしましたとき、飛び地合併はないということをおっしゃって、話にちょっと一貫性がないのではないかとこのように思います。その前の中富良野が協議会を脱退しても、話はできます。結論は最後に出せばよろしいのですから。合併のこの話の先送りが、何か見え見えというような感じです。それだけ住民に迷惑をかけるということをお町長は御承知でそのようになさっているのか。

ただ、これは町長一人が責任をとったから、町が、町民がよくなるということにはならないと思います。この合併問題は、この先20年、30年先の話です。目先の先送りの話ではないとしっかり認識しておられるか、お尋ねいたします。

3点目は、合併はしてもしなくても選択が間近に迫っている中で、何が一番大切かということですが、お聞きしますと、耳障りのよい自立という言葉を使っておられますが、今はその段階にはないのではないかと私は思います。そういうことであるなら、町長その前によく使っておりましたね。自己決定、自己責任ということですが、この合併に関しては、町民に対して情報を十分出し、かつ説明会をきめ細かく開いた後、自己決定、自己責任の究極です、これは。市町村合併に限り、住民投票の実施をすべきではないかというふうに思います。そのため、またお聞きしますが、住民投票条例制定のお考えについて、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

そして、ここで最も大切なこととはということをお聞きしているのですが、これは人は石垣、人は城です。わかりやすく言えば、係長以下の職員が一番大切なのです。この合併をしてもしなくてもです。いずれにしても、町長とか議員、管理職、町長はいなくなり、議員、管理職は激減します。だれがこの町を守るのか、それは若い職員なのです。精通している若い職員なのです。

話は変わりますが、先に言いました北海道社会福祉協議会等が10月10日に実施するプロッ

ク別町内会活動研究大会の件ですが、このテーマは、市町村合併と新しい地域づくりを考えるとあります。これの要旨をちょっと言います。

住民生活や自治体が大きく変わろうとする中で、地域の生活問題を、その地域で解決する仕組みづくり、行政だけでなく、地域住民が主体的に参加する住民主導の町づくりが求められ、町内会、自治会活動に大きな期待が寄せられている。

そこで、本大会では、市町村合併とともに、個性豊かな魅力ある地域社会の創出に向けて、子供からお年寄りまでだれもが住みやすい地域づくり、町づくりを考えるとあります。このように、既に周りでは話は進んでいっております。ただ、なぜか行政だけが問題の先送りにきゅうきゅうとしているという感じを受けざるを得ません。これは行政ではなくて、町長がそのような問題の先送りということをお考えしているのかなと、そのように見えるのはなぜなのかなと疑問に思っております。地域づくりに一番必要なのは、若い職員の力なのです。

そこで、2点お聞きします。

10月10日のこの町内会活動研究大会に住民会長が参加されます。私も町内会長やっておりますが、私には声はかかりません。それで、参加されました住民会長、町のバスで行かれるようだけれども、参加されました住民会長帰ってこられましたら、町内会長にこの市町村合併と地域づくりということはどういうことであったのかというようなことについてお話いただけるようにしていただけないかなとお聞きしたいと思います。

そして、もう一つは、やはり町づくり条例、これが必要になるのではないかとお聞きしますが、これについてどのようにお考えになるのか、お聞きしたいと思います。

それから、農業問題につきましては、私これ幸いに私念願であった産業建設に入って、委員会でございますので、今これだけの資料いただきましたので、また今後勉強をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併と広域連合のことにつきましてのお話があるございました。おっしゃるとおり、広域連合というのは、それぞれの自治体の議会があって、広域連合議会、これも地方自治法に定められた対応の中で議会があるということですが、現在いろいろな上川南部消防事務組合、あるいは串内牧場議会、あるいは環境衛生組合議会等々の数あるのを広域連合の中で一つにまとめていこうというこ

とでありまして、基本的には、地方自治の町村議会と二つの議会があるということについては、そのおっしゃるとおりであります。しかし、市町村合併をすれば、例えば富良野圏域5市町村が合併すれば、一つの自治体ですべてが賄えると。これは国の願っていることであり、国の指導、国の方向性であるわけではありますが、それが一自治体として合併が可能かどうか、これらにつきましての、私はさきにもお答えしましたように、勉強することにやぶさかではないと。研究することについては、門戸を閉ざしているわけではないと。これは合併を含めた市町村のあり方について、圏域5市町村で勉強しようということについては、私は大賛成であると。

しかし、これは相手がいることございまして、私だけが申し上げても、相手がいなければ話し相手にならないわけであります。その中で、さきにも申し上げましたように、質問にもございました。中富良野町が1月に離脱した。そのことによって、私としては当時からお答えさせていただきましてのは、飛び地合併協議に参加するつもりはございませんと。中富良野町を飛び越えて、例えば富良野市と合併協議をする考え方はございませんということでお答えさせていただいているところでありますが、これらの問題についても、今議員が御質問にありましたように、勉強することについては、私はやぶさかでない。議会の議員の皆さん方のお考え等々もお聞きしながら、いろいろな面、例えば北に向かってのそういう話があるとすれば、それらの勉強についても、私は避けて通る必要がないと。相手があるならば勉強は、研修、研究はすべきであるというふうに思っているところであります。

ただ、一足飛びに、議員のおっしゃるように法定協議会をつくってということになると、なかなか難しい課題かなと。やはり任意協議会を協議して、そしてそこで煮詰まってきた議員の皆さん方の御理解をいただき、議会の議決をいただいて法定協議会ということに相なるのかなというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと。

それからもう一つ、南富良野と占冠村の合併であります。これは2自治体が今真剣に協議を進めようということで、議員がいつもお話ありますように、合併特例法の期限に間に合うように何とか努力したいということございまして、それに専念するということによって、広域連合の協議と同時進行はなかなか難しいというお気持ちについては、私は十分理解ができると。そういうことで、合併協議会の推進によって、今年度中に早目に法定協議会を設立したいと願っている両自治体の今後の進行につきましては、十分側面からよく見きわめさせていただ

きながら、今後の富良野圏域のあり方について、私なりにまた先の考えを進めていかなければならないというふうに思っております。

それともう一つは、私はいつも申し上げておりますように、平成17年の3月末をもって期限が切れます現在の合併特例法、これがあるから市町村合併を推進すると、あるいは合併をするのだという考え方は全く持っておりません。合併をしななければならないということであれば、今後その後この特例法が期限切れた後に、新たな合併促進法が制定されるでありますし、そういったものを十分見きわめながら、今後この自治体が、上富良野町が自主自立の道を進められないのか、先ほど議員が御質問にありました自己決定、自己責任を果たせられない自治体となるのであれば、将来的に考えなければならないけれども、それらを実現される自治体として存続でき得るのであれば、その自主自立の道を選んでいくということも一つの選択肢であるというふうに思っております。

そのために、最も重要なのは何かと申しますと、今1月18日に最終答申がなされる予定になっております、第27次地方制度審議会におきます基礎的自治体がどうなるのか。議員がおっしゃるように3万人人口ということで、中間答申では人口規模は明記しないということでありましたが、今自民党の研究会等々では、議員おっしゃるように3万人規模とか云々ということを行っているわけありますから、1万人規模だとか言っておりますが、これらの基礎的自治体というものが、今北海道でも国にその数値は、人口規模は明記するなということによって要望をするようにお聞きもいたしておりますけれども、市町村挙げて反対はしております。しかし、小規模自治体、人口は何万という規定がされないにしても、小規模自治体として自治権が一部にしろ、部分的に自治権がなくなる自治体となるならば、これは先を考慮していかなければならないのかな。

それからもう一つは、骨太第2弾で進めております三位一体の改革。この中で今後地方財政を国はどのように見きわめるか、そういう財政運営がどのような形に地方はなるのかということをも十分見きわめた中で、私はこの市町村合併というものの判断をしなければならないし、そのために住民には十分な、議員御発言にありましたように、情報の提供をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ問題は、1月以降、住民との懇談会以後、今日まで住民に対する情報提供が中断しているわけあります。新たな情報が全くつかめない。情報を提供しろ提供しろと言うわけあります。その新

たな国の方向性が定まっていないという状況の中で、私どもも情報を十分に収集してというふうに努力はしておりますが、それらの情報が定まっていないというところに、方向性が見きわめられないところに、私なりに今日まで、中断した今日まで空白となっていることについては、まことに残念だなと。もう少し国が方向性を明確に示してほしいなというふうに思っているところでありますが、そういう中にありまして、11月18日に出る最終地方制度審議会の答申というのが、一つの山かなというふうに思っております。

そのような状況の中で、住民投票のことにつきましても、何度か議員から御質問をいただいておりますが、住民投票を実施するかしないかということとは置いて、住民が判断できる十分な資料、情報提供、合併すればこうなりますよ、合併しないで自主自立の道を進めばこうなりますよという十分な判断材料、情報を住民に提供でき得るのであれば、住民投票というのも一つの方向性も理解できるわけですが、十分な情報も提供できないで、ただ住民投票と言ってもいかがかな。私はもう少し、合併すれば我が町の将来を描く中で、合併すればこうなる、合併しなければこうなるという方向がもう少し明確につかめられる状況の中で、合併の問題については判断をしていきたいと。決して先送りをしているわけではないということで御理解をいただきたい。

それから、住民会の10月10日の何か会合があって云々につきましては、私その掌握をしておりますのでお答えできませんが、私といたしましては、今考えておりますのは、11月18日の地方制度審議会の基礎的自治体の問題、地方財政の方向性等々が出てきた段階で、早目にいまだ一度住民との対話の機会を設けていきたいなというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

答弁漏れについてお答えさせていただきます。

10月10日の住民会が対応して、どこかで会議があると。福祉の関連の会合があると。そのことについて、参加した人たちの説明会をしていただけないかという御質問かなというふうに思いますが、このことについては所管が違いますので、住民会にお話は申し上げておきたいと思っております。

それから、町づくり条例につきましては、今行財政改革の中でも検討しておりますし、事業評価システム等々も含めながら、町づくり条例につきましても、今後の課題として進めていかなければならない問題であるというふうに思っております。景観条例

を今煮詰めている段階でございますので、そういう中で、今後の課題として位置づけしていきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問は。

4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） 再々質問させていただきます。

町長、合併について相手がいるということでは、1月の任意合併協議会のこれについては、議会は認めておりました。ただ、中富が抜けたから、いつの間にか流れ解散みたいな形になっておりまして、今新たに議会は構成されておりますから、やはりこのところを、町長しっかりと議会の意見というか、話は聞くべきではないかと思っております。

ただ、私としましては、当時からずっとこうおりますから、相手いるのは当たり前だし、話した方がよろしいのではないかと考えておりましたが、一度はやはり聞くべきだと思っております。これが1点です。

次は特例法なのですが、特例法なのです。すべては。特例法でいったら、5万人以上が市なのです。平成17年3月、5万人以上が市なのです。法律なのです、これ。ところが、5万人以上ではあれですねということで、3万人ということが出てきたわけなのです。ですから、これも法律なのです。あと1万人にするとか何とかというのは、これ制度調査会の云々ということは、これまでそんなところ何もありません。

それで、この特例法を町長は余り重視されないということですが、ここは大きな問題点になると思っております。これは、特例法は人数から始まって、人口から始まって財政支援ずっとありますけれども、私これ読んでおります。当然町長も読んでいると思うのですが、このことを考えないということは、いかななものかなと思っております。最初から合併しないというのを決めているのと同じで、それは問題だと思っております、私は。この点、どのようにお考えになりますか。

それから、住民投票の件なのですが、奈井江の北町長、平成9年ころに介護保険制度がどっと浮上してきて、私はそのころ、道北土曜自治講座に行っておりまして、北町長と親しくお話しさせていただいております。あの方は合併反対だったので。大変反対でした。あの方が中空知8市町か何かですね、あれをまとめて介護保険制度というものを確立したのです。確立した途端に、国の仕組みが壊れたのですよ。そうしたら国が、この市町村合併ということをやめて出てきましたね。それからで

す。そうしたら、北町長に電話入れましたら怒って
いましたね。国は大きなところに小さい町をくっ
つける考えなのだといいことで言って反対してお
りました。ところが、12月ごろから、いや、わか
ったということで、合併はしなければならな
いだろう。あの北町長のところはそんな大きな
ところではありませんから、合併したって市長
になれないと思います、私は、人数的に。し
かし、わかったと、合併はこれ避けられな
いだろうと。こういうことで、つい1週間ぐ
らい前、住民投票条例をつくって、10月に
住民投票をやると。しかも15歳以上と。こ
れについてはいろいろありますけれども。15
歳以上入れてやるというように、情報がない
とか知らせることができないということには
ならないと思うのですよ、これは。そうや
ってやっているとこもあるのですから。こ
の辺、どのようにお考えになるかですね。

それから、合併というのが延びることによ
って、いろいろなものが支障を来します。単
発的に言いますが、例えば組織機構改革とい
うのを考えておられるようですね。組織改
革ということで、この組織改革も合併は1
年半後に来るのです。再来年の3月に来る
のですよ。合併するしないという、そこに
来るのですよ。そうしたら、この1年とい
うのは、その勉強しなければならないのです
よ。にもかかわらず、編成を変えてしまっ
て、組織機構を変えるなどといったら、合
併というだけでも、いやどんなになるのだ
ろうという不安感皆さん持っていると思う
のです、職員の皆さんは。それに組織を変
えられたらといったら、とてもではないで
すけれども、我が町が不利になります、そ
ういうことをやると。むだな仕事です。そ
れよりも今の、私は本当部長職ぐらいつ
けて、他の市町村に負けないぐらいにし
ていただきたいのですけれども、それだと
余りにも合併するぞということになります
から、そこまで言いませんが、現状でも
ってしっかり地面に足をつけていった中
で、合併するしないというのが一番大き
な問題です、これが。このところの勉強
をさせていただきたいなというように思
います。これが1点です。

それから、非常に細かいことですが、合
併ということになっていきますと、合併し
てももしなくても大きく変わりますから。
そうしたら、これ議会の話になりますけ
れども、議長の15万円の肖像画という
のが出てきているのですが、これ合併し
てしまったら、これお蔵入りになるのだ
ですよ。ああせこうせと言うわけでは
ありません。御理解をいただいて、たと
え15万円でも大切な税金ですから、こ
れ写真にしてもよろしいでしょうかとい
うようなこと

をお伺いしてはいかがでしょうか。この
辺が1点ですね。

それから次に、これも合併問題について
は、これ繰り返しになりますけれども、相
当の立場の人がわかりませんですよ。わ
からない。えっ、今そんな状況にきてい
るの、もう答え来年早々に出さなければ
ならないの、そんなに大変な状況なの
かいと、こういうのが町の現状です、こ
れが。ほとんどわかっておりません。合
併しないでいいのだろうと。ところが、
これ法律で来るのですから、しなかつた
らしないでもいいのですが、非常に町民
の期待を裏切ることにならないかなと思
います。

そして、町長に最後お聞きしますが、こ
の市町村合併というのは、何回も言っ
ていますが、地方分権なのです。権限の
移譲なのです。この上富良野町が合併
しないで、1万2,000でもって、そ
の権限を国は3万から5万と言ってい
ます。その権限を受けることができるの
か、受け皿たり得ることができるのか。
基礎的自治体ということをおっしゃる
けれども、そういうことでやれるのか
という、その辺のところ。自主自立で
やれるのか、その辺のところをお聞き
したいと思います。

以上で終わります。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き
会議を開きます。

例えば肖像画の問題とかそういうのも
ありますので、それから趣旨の方、市町
村合併の1、2、3と、最初の質問か
らちょっと逸脱したところがあります
ので、町長の方で整理して、その方
で発言してください。要するに、肖像
画の方は通告外ということで。（発言
する者あり）

合併する前の今肖像の問題ですから、
合併してからは要らないだろうと、そ
れは町長答弁すると思うのですよ。な
（発言する者あり）

わかりました。

ではどうぞ、町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員
の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の合併相手の問題であ
りますが、お聞きすると、私、上富良
野町の方から、どこかの町に合併を
働きかけていくと、声をかけていくと、
協議を進めていくべきでないかとい
う御質問かなと思うのですが、先ほ
ども申し上げましたように、そうい
う状況も含めながら、議会の皆さん
方の御承諾

は、5市町村が任意協議会に参画することについては、私は1月に皆様方の御了解をいただきました。それを踏まえて、5市町村の設立のために進めていったわけですが、御案内のとおり、一自治体が離脱することによって、5市町村の枠組みが解消されたと。それでは、全面的に協議を進めていくことができ得ないなということ判断したのは、私だけでなく5自治体すべてが判断し、任意協議会の協議は中座したと、で今日に至ったということでもあります。

ただ、これからにつきましては、私は過般の議員協議会でも議員の皆様方をお願いを申し上げました。この合併というのは、我が町にとって、自治体にとって将来をどうするかという大きな課題でありますから、理事者はどう考えているのかということのみでなくて、議会の皆さん方も、ひとつこのことについて研究をさせていただいて、ともに研究をして、将来の町づくりを目指していくように進めていただきたいなということでお答えさせていただいておるのでございます。

それから、2点目の住民投票、先ほど議長からもお話ありましたように、通告外のものもありますが、お答えさせていただきますと、住民投票について、北町長のお話をお聞きしました。私も職員に、その町で市町村合併についてどのような情報を住民に対応しているか、ひとつ情報を集めるように指示をいたしているところではありますが、私は新聞報道等々でも、社説等々でもうたわれておりますように、先ほどお答えさせていただきましたように、住民に十分な判断をできる資料を提供でき得るのであれば、その住民投票も生きてくるのかなど。しかし、中途半端な現状の中で、皆さん合併した方がいいですか、合併しない方がいいですかと問いかけてみたところで、答えるのは難しいだろうと。

今議員に私が、合併したらどうなるのよ、合併しなかったらどうなるのよとお聞きされても、私は合併したらこうなりますよ、合併しなかったらこうなりますよというはっきりしたお答えが全くできない、私自身も。そういう状況であるということをお理解いただきたいなと思います。

それから、組織機構改革につきましては、来年4月1日に対応していきたいなということで、今準備を取り進めているところでありますが、この中では広域連合、市町村合併等々について、今係を置いて対応しておりますが、課の単位の中で対応していくような組織機構に今、過般、総務委員会でも御説明申し上げました。議員協議会でも御説明申し上げましたように、課の単位の中で対応していける、そういう組織を目指しているということで、そこで勉

強、研究をしていくということで御理解をいただきたいと存じます。

それから、最後に議長の肖像画の問題であります。この件につきましては、私といたしましては、コメントを避けさせていただきたいというふうに思っています。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました一般行政について、2項目、8点にわたって一般質問を行いたいと思います。

まず、第1項目は、町立病院の運営ということでございます。そのうちの（1）から（4）までについては、私は平成13年12月定例、平成14年3月定例、14年12月定例に、それぞれ院外処方箋の関係等も含めて一般質問をさせていただきました。その結果を踏まえて質問を続けてまいりたいと思います。

まず、第1点は、平成13年2月から院外処方箋の発行が行われております。したがって、平成14年の実績及び平成15年7月までの院内、院外別の処方箋発行の月別状況についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、第2点目は、院外処方箋発行以降後の平成14年2月末の必要薬剤師数は1.67人、また、平成14年10月末の必要薬剤師数は1.57人と報告を受けているが、平成15年7月末での必要薬剤師数についてお伺いをいたします。

次に、3点目は、薬剤管理指導業務の平成15年度月別実施状況についてお伺いをいたしたいと思います。

これは、私の3回にわたる定例議会での一般質問を受けて、平成14年12月の段階では、平成15年4月から実施をするということで答弁を受けおります。したがって、15年度の月別実施状況についてお伺いするわけでございます。

それから、（4）薬剤管理指導業務の着手の遅延理由についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、第5点目は、現在全道的に北大、札幌医大、旭川医大等の医師の名義貸し及び医局への特別な支出が報道されているが、当町立病院でも過去に医師の名義借りがあったと言われるが、その事実と状況についてお伺いをいたします。

一つは、名義借りの目的は何か。

二つ目は、名義借りの医師数と年度別期間。

3点目は、名義を借りた医師の所属医大病院名及び科。

第4番目は、名義借りの支払い報酬額を年度月別

に明らかにしていただきたい。

それから、第5番目は、医大医局に対して協賛金、協力金等の名称にかかわらず、何らかの支払い事実があるかどうかをお尋ね申し上げたいと思います。

次に、市町村合併についてお尋ねをいたしたいと思います。

市町村合併については、連日各地の動きが報道されており、富良野広域圏では、占冠村と南富良野町の合併任意協議会へと具体的に進んでいます。

町長は、中富良野町の5市町村合併任意協議会の離脱により、飛び石合併はしないと説明され、今日まで推移をしているが、次の点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

1点目は、町長は町民への説明責任がある、また、情報は町民に提供すると言明されているが、今日までの動きを見ると、十分果たしていると感じられません。国や道の動き、富良野広域圏での動き等を含めて、町長としての対応や考え方を町広報紙を通じ、町民に情報を提供すべきと考えるが、その所見を求めます。

2点目は、合併をしないで自主自立の道、また5市町村の合併、また中富良野、美瑛町との合併等について種々話が出ております。しかし、具体的には何も進んでおりません。また、広域連合についても先送りをされています。

私はそれぞれの選択肢を町、議会、住民の論議を展開すべき時期が来ていると思うし、また、すべきであると判断しているが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

それから3点目は、四方中富良野町長は、町長3選時の抱負として、大きい町に飲み込まれるという懸念が町民の中に強くあり、当面は5市町村では合併しないと判断した。方向づけをした以上、私から近隣自治体に働きかけることはしない。他の自治体から別な枠組みで話があった場合は、議会と相談して対応を検討したいと語っております。

このコメントを読み、中富良野町の合併について、町民や議会で論議をされた場合、当町から働きかけがあるか、町長にお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） ちょっと早いのですが、昼食休憩としたいと思いますので、お願いいたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩に引き続き、会議

を続行いたします。

会議録署名議員の追加指名の件

議長（中川一男君） なお、1番議員、清水議員が遅参でございますので、会議録署名議員になっておりますので、続きまして3番岩崎治男君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第8 町の一般行政についての質問

議長（中川一男君） では、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番中村有秀君の質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

御質問の1点目から4点目の院外処方箋の発行状況、必要薬剤師数、薬剤管理指導業務等の状況につきましては、業務の状況でありますので、病院事務長よりお答えさせていただきます。

次に、5点目の医科大学医師等からの名義借り等に関してであります。病院における医師の必要人員は、医療法及び同施行令に法定人員を規定しているところであり、日ごろ医師の確保につきましては、旭川医科大学に対し、医師の派遣について要請をしてくているところであり、法定人員を確保することは、極めて難しい状況にあります。

また、法定人員を配置した場合の収支の問題に大きな課題があり、恒常的に標準医師数を満たせない実態にあります。

標準医師数の60%以下の場合には、診療報酬、入院基本料が最低ランクとなり、さらにその88%の診療報酬となりまして、大きな減収になることから、標準医師数の60%の確保について、旭川医科大学を中心に、医師の派遣要請について努力いたしているところであり、

平成11年度におきまして、介護療養型医療施設指定申請等において、道内における医師不足の背景、また町民の医療体制の確保や福祉施設の推進等の観点から、万やむなく苦渋の判断により、勤務実態のない者を常勤とする措置を講じたところであり、その結果、御指摘を受けることとなりました。今後はこのことを教訓にして、医師確保の適切な措置を図るよう、旭川医大に医師の派遣要請に努力を怠らない所存であります。

なお、御質問の事実関係につきましては、病院事務長より答えさせていただきます。

次に、市町村合併に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の市町村合併等にかかわる住民への情報提

供につきましては、今まで町報かみふらの平成14年1月号を皮切りに、15年の3月号まで、都合8回にわたり、シリーズで合併特集を掲載し情報提供に努めてきたところであります。

御承知のとおり、富良野圏域5市町村で住民説明用の共通資料作成のため、合併研究会を設け協議を進めておりましたが、中富良野町が合併協議会から離脱したことに伴い、合併については特段の動きがないまま今日に至っており、住民への情報提供についても、一時中断をいたしているところであります。

この合併問題を考えるに当たって、私どもにとって最大の関心事である基礎的自治体のあり方が、11月中には地方制度調査会から最終報告がなされる予定となっております。その報告書で示される内容によっては、新たな展開や動きが出てくるものと考えており、私といたしましても、報告に示される内容や、経済財政諮問会議ほか他自治体の動静を見きわめながら、我が町の進路について判断をしていかなければならないと考えているところであります。こうした動きの中で、町民の皆様への情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

2点目の合併の選択肢についての御質問であります。私は今までも常に申し上げておりますが、市町村合併は、将来の上富良野町のまちづくりの方向を定める大きな大変重要な課題であることから、議員各位、町民皆様の意見を伺い、決定をしていかなければならないと考えております。

上富良野町を取り巻く昨今の状況からすると、上富良野町の方向についての選択肢は、非常に小さくなってきている現状にあります。選択肢を示した中で、今後においても議員を初め、町民の皆さんの意見を伺う機会をつくってまいりたいと考えております。

なお、この際でありますので、議員各位におかれましても、市町村合併、また広域行政の進め方等について議論の場をおつくりいただき、私どもに御意見をお寄せいただけるならばとお願いを申し上げる次第であります。

3点目の中富良野町との合併について、町民や議会で議論された場合、当町から働きかける意思があるかとの御質問であります。もし町民や議員各位から、中富良野町のみならず、他の市町村との組み合わせについて、合併協議を進めるべきであるとの御意見や機運が盛り上がった場合には、当然合併協議を進めるべきか、私なりの判断をした中で、議会の御意見も伺い、働きかけることもあり得ると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、これはあくまでも推測なことでありまし

て、私といたしましては現段階において、中富良野町に限定して、当町から働きかける考えは持っておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村議員の御質問にお答えいたします。

最初に、院外処方箋の発行状況についてであります。平成14年度末の処方箋件数は、1日当たり125.2件、うち院外処方箋件数は81件、64.6%の発行率であります。本年5月は、全体で122件、うち院外処方箋件数は83.1件、68.1%、7月は全体で116.1件、うち院外処方箋件数は89.7件、77.2%となっております。

次に、本年7月末における必要薬剤師数については、院内処方箋数の減少したことにより、1.23人となっております。

次に、薬剤管理指導業務の平成15年度の実施状況についてであります。これまで6月5日に北海道社会保険事務局長に対し、薬剤管理指導料、施設基準に係る届け出を行い、7月1日薬剤管理指導料届け出が受理されました。

薬剤師、医師、看護師間における業務における調整が行われ、9月から業務に着手いたしましたところあります。現在、薬剤管理指導可能対象者は10名程度であります。このことは、高齢の患者さんが多いことから、各患者の認知度合い、病状等を考慮し、医師の許可を得なければならないことから、限られた患者さんになります。

なお、件数増の要因として、認知度の低い患者様の家族に対する服薬指導については、家族の理解などとの関係もあり、どれだけの件数指導できるかは、今後の推移を見なければわかりません。

また、薬剤管理指導料は1件3,500円で、現行の一月当たり指導可能な件数40ないし50件で試算しますと17万円程度、年間200万円程度見込まれます。

次に、業務遅延についてであります。これまで幾度となく中村議員より御質問を受け、その都度業務開始時期を明言してきましたが、実行に至りませんでした。

本業務の推進につきましては、医師及び看護師等の協力体制が必要であり、薬剤師と医師、看護師、医師と看護師間における手法の調整に時間を要しました。このことから、前回御答弁いたしました時期より業務着手が遅延いたしましたこと、大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

次に、医科大学などからの名義借り等に関しての1点目の目的であります。平成12年1月、北海道に対して行った療養型病床群設置許可申請及び平

成12年2月、介護療養型医療施設指定申請において、申請要件の標準医師数9人に対し、実人員5.8人で、標準医師数に欠けることから、満たすために御質問の措置を講じました。

御質問の2点目から4点目の医師数、期間、所属医大、支払い報酬等につきましては、一括してお答え申し上げます。

まず、前段の許可申請及び指定申請時における勤務実態の伴わなかった者を常勤として措置したものの、医師3名、うち1人は旭川医科大学第1外科に属し、期間は平成12年2月から3月であります。ほか2名は、個人で所属はありません。期間は12年2月から4月までです。3名の期間にかかる報酬総額は259万8,000円です。

このほか非常勤を常勤として措置したものは医師1名、旭川医科大学第3内科に属し、期間は平成12年2月から4月、期間に係る報酬額は208万2,000円です。この報酬額は、非常勤の勤務実態に対する報酬であります。

前段の期間以外において、標準医師数の確保を目的に非常勤を常勤として措置したものの、医師4名、うち3名は旭川医科大学第3内科に属し、期間は平成11年11月から12年1月、12年5月から13年9月まで1人、13年10月から14年3月まで1人、12年4月から14年9月まで1人、ほか1名は個人で、所属はありません。期間は、14年10月から15年8月までです。この期間に係る報酬総額は3,383万2,000円です。なお、この報酬額は非常勤の勤務実態に対する報酬であります。

次に、医大医局等に対する支出につきましては、医師の派遣を初めとして、地域住民に対しても高度な医療の提供など、当町の医療体制の確保に多大な御支援をいただいております。医師の研究、研修を目的に、平成3年度から5年度、平成7年度から11年度において、各年度120万円を旭川医大第3内科医局及び第3内科学教室助成会等に支出をいたしました。これらの支出については、平成12年度以降ありません。

このほか、前段と趣旨を異にいたしますが、平成12年度において学会の実行団体、第22回アルコール医学研究会事務局に対し、学会の円滑な運営に協力すべく、120万円を支出いたしました。

以上、業務の状況及び業務の事実についてお答え申し上げます。

薬剤管理指導業務遂行の遅延、医師の勤務に関して適正を欠く業務に至りましたこと、このことについて大変申しわけございません。深くお詫びを申し上げます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 町立病院の運営ということで、特に院外処方箋の関係で、過去3回、これらの問題について一般質問を行ってきたところです。

ただいま事務長の答弁、それから町立病院から提出をされた資料等を見ますと、院外処方箋の発行状況を平成13年度、言うなれば13年2月から翌年の14年の1月までの1年間見ますと、院外処方箋の発行は49.6%です。それから、平成14年度は院外処方箋の発行が59.2%、それから平成15年の7月末までの院外処方箋の発行が71.5%ということで、非常に経過的に見れば、院外処方箋の発行が増大しております。

院外処方箋の発行された平成13年2月から平成15年3月の間の発行比率で一番高いのが、平成15年2月の66.6%でありました。

今回、新院長を迎えて院外処方箋の発行の推移を私なりに資料をもとにして見てみました。就任された15年4月、本年の4月が65.8%です。5月が68.1%、それから6月が74.8%、それから7月が77.2%ということで、院外処方箋の発行比率が非常に増加をしているということで、一つは私は評価をしたいと思います。

町長が平成14年12月の定例で答弁された、本年4月1日から迎える新院長を中心として、医局の改善、是正を図りながら意識改革を推進を図って、人心一新をして対応をしていきたいという答弁があったのですが、その方針が徹底されつつあるということで私は判断をしたいと思います。

これに至る経過の関係で、上富良野町立病院の処理規程第56条に管理会議というのがございます。それともう一つは、第58条の薬品管理検討会がございまして、それで、これらの管理会議、それから薬品管理検討会の開催状況にどのような変化があったかという点で、病院事務長にお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、(4)の薬剤管理指導業務の着手の遅延ということでございます。

私は、この問題について3回、定例会で一般質問をし、その都度町長、それから事務長等からの答弁をいただいております。それで、平成13年12月の定例で、町長の答弁では、13年2月から院外処方箋の実施をしたということで、新年度から薬剤管理業務指導を行うよう指示をしております。しかし、病院の調整が十分進まないということで、現在もその取り組みがなされていない。私として、早急を実現していくよう何度も申し上げたり、近々その実現に向かって対処しますということで、平成13

年12月定例であれしたことは、言うなれば前年の13年2月に院外処方箋の発行業務を行った。したがって、13年4月から実施をするというのが、まず町長の第1回目の答弁です。しかし、その後平成14年3月定例で町長の答弁では、薬剤管理指導業務の取り組み状況であります。入院患者に対する投薬、注射に関しての指導実施に向けて、薬剤師と医師などの協議において、薬局薬剤業務の見直し及び指導のマニュアル化体制の整備を進めております。この業務資料を新年度予算に計上している医療事務システムの中に取り組みで計画していることから、これらの機器整備後において業務に着手し、2カ月程度の試行後、北海道の提出を行い、本格的に下期から業務を開始するよう進めていると。言うなれば、下期ということは、この年度からすれば、平成14年の10月から業務を開始するよう進めているということが町長の答弁です。

私は、13年度の当初から事務長を通じ、病院の方には薬剤管理指導業務を進めて、少しでもこの厳しい病院経営の中で収入を上げるようにしなさいと事務長に何度も指示をしてきたが、残念ながら病院内部の意識改革が、職員の意識改革が十分でない私は判断しており、現在の危機感を十分持っていないという認識を持っておりますというのは町長の答弁でございました。

その後、平成14年12月、機器の整備を行い、下期から業務を開始することでお答えいたしました。業務開始に必要な医療事務システムの導入が未了であることから、業務着手が遅延しております。この医療事務システムの発注業務につきましては年内に行い、機器の納品予定の3月以降、平成15年4月から業務に着手するよう進めてまいりますということが、私の3回の定例議会での町長もしくは事務長の答弁でございます。したがって、今回遅延の事由ということで、薬剤師と医師、看護師、医師と看護師の間における手法の調整に時間を要しましたということで遅延の理由を申し、答弁がされました。

13年12月には、13年4月から実施を指示したがと、それから14年3月の定例では、薬剤師と医師協議において、薬局・薬剤業務の見直し指導マニュアルの整備、それから医療事務システムの機器整備後に業務を着手し、14年下期、言うなれば14年10月に業務開始する。

それから3回目は、平成14年12月、医療事務システムの導入の未了、したがって15年4月に着手ということで、もう延び延びになっていて、今回手法の調整に時間を要したというのは、それでは今まで何をやってきたのかという点で非常に憤りを感じ

じます。

それで、着手の年月をこうやって3回も明示をして、議会で答弁をしているわけです。それで病院内で十分協議をされた判断で、事務長も町長も答弁されていると思うのです。こういうことで、この手法の調整に時間を要したということにつきましては、私は納得ができません。そのことを明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、5番目の名義借りの関係でございます。

一応これは全道的、全国的な傾向だろうと思います。そういうことで、名義借りの目的については、一定の理解を示したいと思います。

本日の朝日新聞に、道内96の公立病院のアンケートというのが掲載されております。そうすると、町立病院16病院中、1病院だけが医師定数を満たしている。それから国保病院、これは53病院中、4病院が医師定数を満たしていると。極端に言えば、慢性的に公立病院等は医師定数に対して不足をしているというのが現状だろうと思います。

その朝日新聞の中では、上富良野町立病院の項では、病床数が80、医師数6.4人、医師定数は8人、累積赤字6億9,926万円。それから、今後の医師の確保というところで、何とか対応をできるというようなことで、町立病院の方で、一応アンケートに回答をしたのだろうと思います。そういう状況から、名義借りの目的については、私は一定の理解を示したいというような気がします。

このような公立病院の医師不足の実態から、アンケートに答えた院長もしくは事務長が、医師不足の原因は何かということの間に、全国一律で定める医療法の医師標準数が現状に合わないのが要因という指摘をされております。その標準医師数を満たさないと、その程度により診療報酬等が減額され、病院経営が極めて厳しくなるような状況も出ているところもあります。したがって、名義借りに絡んで医師数を水増しし、診療報酬を不正請求したと、保険医療機関の取り消し処分を受けた事例も、他府県で4件あります。そういうことで、当町立病院については、その点についての確認を求めたいと思います。

また、これは国自体、それから道自体にも絡んでいる問題だろうと思いますけれども、そういう実態の抜本的な対策はどうしたらいいかということも含めて、その見解を求めたいと思います。

当然厚生労働省、文部科学省の関係等も、医師の教育等も含めてあろうかと存じますが、その点をお願いをいたしたいと思います。

それから、次に勤務実態のない名義借りの旭川医科大学第1外科所属の医師1名、それから個人2名

及び非常勤なのに常勤として報酬を受ける名義類似行為の旭川医科大学第3内科の医師4名、個人1名はどのようなルートで依頼し受け入れたのか、また報酬額はどのような基準で決定されたのか、お伺いをいたしたいと思います。

それから、名義借りの関係で、一番長い人では30カ月、短い人では2カ月というようにいろいろな関係が名義借り、それから名義借りの類似行為でございますけれども、それらの方の給与所得源泉徴収票の発行及び国民保険証等の取り扱いはどうなっているかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に旭川医科大学の八竹学長は、先般の記者会見で、全く労働の実態のない名義貸しでは、報酬の返還を勧告したいということを述べております。したがって、旭川医科大学から1名、個人2名の支払い総額259万8,000円、これらの措置についてどうするのか。

それから、次に非常勤を常勤として措置した医師、この報酬総額は4人、トータルで67カ月働いていただいて3,383万2,000円でございます。これらの1週間の勤務実態はどのような形になっているかということ、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に医大医局への協賛金、協力金との関係なのですが、旭川医科大学第3内科に8年間で960万円、これは医師の研究、研修を目的に支出をされております。したがって、これらの関係で平成3年度以前の支出の有無はあったかどうかということでお尋ねをいたします。

ちなみに、この前新聞報道では、中富良野町では昭和56年度から、17年間で2,140万円の支出をしていたということが報道されております。たまたま上富良野町の場合、そういう実態の中から、57年から120万円、平成11年まで支払いをしているということでございます。中富良野も、同じように旭川医大に年間120万円を支出をしているということで、どうも数字が合いますので、それらの関係での支出の有無を確認をいたしたいと思います。

それから、今答弁を受けた中で、平成6年度は支出をしていなかったという点で報告を受けましたけれども、支出しなかった理由ということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に平成11年度で支出の打ち切りをしたということで報告をされておりますけれども、実質的に平成12年度も、この第22回アルコール医学研究会事務局に、同じように120万円支出しますから、実態的には平成12年度までというよ

うなことで考えておりますけれども、一応12年度で打ち切りの要因は何か。医大側からの申し出なのか、こちらからの申し出なのか、医局からの申し出なのか、それらも含めてお願いをいたしたいと思います。

それからもう1点は、今後医大の医局、教授等に研究研修費を目的とした支出の考えは、恐らくないだろうと思っておりますけれども、その点も明確にお願いをいたしたいと思います。

それで、次に市町村合併の関係で再質問を行いたいと思います。

町長は、説明責任がある、情報は町民に提供するというのでございますけれども、平成15年の3月で、町広報にこれらのシリーズ特集等は終わっておりまして、現実に新聞報道であるように、やはり全国、全道、それから富良野沿線では占冠、南富等の動きもあります。そういうことで、私は富良野圏の市町村合併の動きというような、そういうものを町広報に掲載をして、町民の皆さん方に、中富良野ではこんな動きがあります、それから富良野ではどのような、そういう感覚でとらえて、どういう動きが今あるのかということを出していくべきでないかという気がいたします。言うならば、15年3月以降、町民は言うなれば一般紙の新聞報道でしか知らないわということでございます。したがって、先般議員協議会の中でも提出を受けた市町村合併広域連合協議の経過というようなことで、例えば平成15年4月11日、富良野広域圏振興協議会助役部会で、広域連合準備室発足準備確認というような、恐らく各月別に資料が提供を受けていますけれども、こういうようなものを報告をしながら、町長の、場合によってはコメントも載せるというような方法で、やはり町民に、今富良野圏では市町村合併についてどういう動きがあるのかというようなことの周知をする必要があるのではないかという気がいたします。

それから、また青木上川支庁長との懇談だとか、それから道議会の地方分権道政改革問題調査特別委員会が9月11日富良野市へ来て、富良野沿線市町村長との意見交換会等もやっております。これらの関係についても、上富良野町長の意見、それから中富良野、富良野、それから南富良野、占冠は来ていないということでありましたけれども、そういうような動きをやはり出していくべきでないかという気がいたします。そういう点で、住民に情報を提供するというような関係で、町長のお考えをいただきたいと思っております。

それから、次に第27次の地方制度審議会の中で、町長は従来三位一体ということで、平成15年4月ごろには出るだろう。それに基づいてまた意見

を調整しよう。それから、今回基礎的自治体のあり方が、ことしの11月それらが出るだろう。それに基づいてということでございます。それは結構なのですけれども、何となく先送りをしているような感じをいたします。これは町長だけの責任ではなくて、国自体のこういう動きであるということは十分承知しておりますけれども、それらの関係についても、やはり町としての考え方をやはり住民に知らせる体制があってよろしいのではないかとということで、町長の見解を求めたいと思います。

それから、次に2番目の合併をしないで自主自立の道、5市町村の合併、中富良野との合併ということで、私できるだけそれぞれの選択肢を議会、住民に論議をすべき時期が来ている、また、すべきであるということによっております。そういうことで、一遍に結論を出す時期ではないというのは十分承知しておりますけれども、町民にそういう情報をやはり提供すべきではないかという気がいたします。

先ほど同僚議員の質問の中で、合併特例法があるから合併協議を進める考えはないということで町長は答弁をされております。あくまでも自主自立ということでございますけれども、現実の問題として、合併特例法があるということでもありますから、一つは基礎的自治体の問題等もあります。ですから、十分これからの意向を推移を見なければならぬということで私も十分理解をできますけれども、やはり町民の中にそういう論議を展開する機会をつくっていくべきだということによって考えております。

本年の1月、町づくり懇談会と称しまして、13カ所で141名の皆さん方が参加をされた懇談会で、市町村合併について富良野広域圏でつくられた資料をもとにしてやっております。そういうことで、今後も同僚議員の質問と同じように、やはりこれらの論議を町民の中にやる、それからそのための資料を提供していくということによっていかなければならないのではないかと気がいたします。

それから、町長の答弁の中で、議員におかれても市町村合併云々で議論の場をつくっていただきたいということでございますけれども、我々議員も町民から負託をされた以上、黙っているわけにはいかない、そのために勉強しなければならない、また研究しなければならないという一つの考え方を多くの今議員が持っておられます。したがって、先般の議員会の役員会では、やはり議員会として自主的に勉強、研修・研究の場を持つというようなことで意見が出ております。これらについては、明日の議員会総会でまた具体的に検討されると思います。したがって、町長が期待をする形になるかならないかは別にして、我々もそういう機会を持って町民の負託

にこたえていこうという意思を持っていることをお伝え申し上げたいと思います。

次に、3番目なのですが、中富の四方町長の発言の関係で、一応中富良野町長は、9月の定例町議会で、町長選挙に際し、当分市町村合併はしないと発言したと。その真意についてはということで、中富の議会で論議をされたのが新聞紙上に載っております。当分というのは5年ぐらいだと。ただ、他の自治体から時間をかけて議論をする誘いがあれば、議会と相談し検討したいということで、あくまで町の体制なのです。

そういうことで、町長、今答弁の中で、そういう動きがあれば、また議会と相談して、また協議をしたいということですが、現段階では、当町から働きかける意思は持っておりませんということなので、その点を再度確認をしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、病院関係であります。事務長からかわって答弁させました。処方箋の発行状況等々につきましては、初回の発行の段階におきましては、患者さんの御理解をいただくと。外来患者さんの御理解をいただきながら、院外処方箋を発行しつつ対応を図ってきたと。この大きな目的は何だったかということ、我が町の入院患者数、それから外来患者数等を勘案した中で、北海道の方から、言うなれば保健所の方から、薬剤師が今我が町2名であります。3名の薬剤師が必要であると、早急に薬剤師をもう1人採用しなさいという指示が、御案内のとおり指示があったと。今の病院経営の中で薬剤師を3人にふやすことは、経営上大きな負担になってくるということから、院外処方の方向を定めてきたと。そして、議員が御意見の中でお話いただいたような形の中で、院外処方伸びてきたということでございます。

その中で、今先ほど事務長からお話し申し上げましたように、現在の状況からすると、1.27ぐらいまで落ちてきたと。こういう状況になりますと、1名の薬剤師にするわけにはいきませんので、しからば院内の入院患者に対する薬剤管理指導を行うことによって、先ほど事務長からお答えいたしましたような保険収入が上がってくるというようなことから、その対応を進めるべく病院に指示をいたしたところでありまして、このことにつきましては、議員からも何度も御質問をいただきました。議員からお話ありましたように、私の方といたしましても、病院の体制について、十分配慮しながら、病院

の意見を聞いて議会でお答えをさせていただいたところですが、なかなかその対応ができていないということは、議員がお話ありましたように、職員の意識改革を図らなければなかなか進まない。私はこの席で議員の御質問に対し、職員が何を考えているのかということに対して、私の憤りをも含めてお答えをさせていただいた経緯があることを承知いたしておりますが、今日までおくれましたこのことにつきましては、まことに申しわけなかったと、私自身も指導力がなかったなというふうに思いながら反省をいたしているところではありますが、今年の4月から、院長及び内科医が新しく着任いただきまして、病院体制も新しい体制の中で、新たな出発点として取り進めていけると、体制整備がなされていくということを期待し、院長にも指示をいたしました。

しかし、院内検討の結果、いろいろな課題等々もありまして、先ほど事務長からお答えいたしましたように、看護師体制等々の内部の調整等々で時間がかかったと。このことにつきましても、まことに申しわけないというふうに思うところではありますが、何とか現院長のもとで、9月から着手して今日に至ってきたと、これがスタートであるというふうに思っているところではありますが、こういうふうに何度もおくれしてお答えが延び延びになってきたと、答えどおりに着手でき得なかったということについては、私自身も深く反省をいたし、今後の病院運営に対する対応として、十分に現院長のもとで、新体制のもとで病院運営がなされるように、私の方といたしましても指導強化を図っていきたいというふうに思っておりますので、ひとつおくれましたことにつきましては深くお詫びを申し上げながら、御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、次の名義借りの問題であります。御案内のとおり我が町の町立病院、先ほど事務長からお答えさせていただきまして、医療法に定められた標準医師数につきましては、なかなか確保することができ得ないと。医師不足のために、確保することができ得ないという厳しい状況がございます。しかし、また反面、確保できたとして、医師を確保したら病院経営がどうなるかといいますと、病院経営は、今よりもっと厳しくなる。そういう判断からいたしまして、標準医師の60%で対応する町立病院の運営を今日まで続けてまいっているわけがあります。

そういうことで、60%であるがゆえに、正規の医療報酬、介護報酬等々をいただくことができないと。60%相当の削減がされてきているという状況であります。その削減の額と医師数の報酬額を勘

案すると、削減の額の方が病院経営としては、まずいいと申しますか、本来であれば医療法に定められた医師を確保しなければならないわけでありまして、病院経営の一端からして、そういうような方法をとっている。また、医師不足で確保することも、また不可能であるというような状況の中にあるということ、まず御理解賜りたいと。

この中で、今名義借りをいたしました件につきましては、先ほど事務長からもお話ありましたように、療養型病床群を申請する段階にあって、標準医師100%の医師が確保されているということが前提でありました。そのために、医大の方に働きかけをしながら医師の確保に努めたわけでありまして、医師の確保ができなかったというようなことから、先ほど申し上げましたように、旭川医大から1名、民間から2名の医師の名義借りをいたしまして、先ほど御報告申し上げましたような報酬を支払ったということでございます。そのことによりまして、療養型病床群の認可は得ましたが、これは不正申請でありますから、今後北海道がどのような、認定権を持っており、許認可権を持っており、北海道がどのような結果を出すか、このことについては、今後北海道の調査に待たなければならないというふうに思っておりますが、この中で新聞報道等々を見ておりますと、名義借りの不正申請をし、なおかつ診療報酬等々を不正に詐欺的行為で受けていた部分については、認可取り消しをすると。三つの、三悪というわけでありませんが、三つがそろった場合においては、認可取り消しをするという新聞報道等々がございますが、我が町におきましては、議員御質問で、あるかないかという御質問でありましたけれども、診療報酬、介護報酬等々で不正に取得したものは全くございません。ただ、申請段階で名義を借りたというだけのことで、そのことも重大なことでありますが、そのことだけでありますので、ひとつ不正に診療報酬等々、介護保険に対する請求等々はないということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから類似行為、非常勤を常勤扱いにした。このことにつきましては、先ほど事務長からお答え申し上げましたようなことを含めて生じていたと、長いある程度の期間あったわけでありまして、この非常勤を常勤にした、そのことによる報酬は支払っておりません。常勤で働いてくれた分しかお支払いはしていないと。ただ、先ほど申し上げました3名の名義借りした部分、この部分については、働いた実績がないのに報酬を支払ったと。しかし、旭川医大からの分につきましては、過日全額返納されました。しかし、民間からの2名の分については、今後

の状況によりますけれども、現状におきますと、返納につきましては、なかなか難しい部分があるのかなというふうに認識しております。

そういうようなことで、非常勤を常勤に扱った部分の報酬の支払いはないということで御理解をいただきたいと思います。

それから、負担金につきましては、先ほど事務長からお答えさせていただきましたようなことであるわけですが、中富良野町におきましての云々というお話ございましたが、私どもは、議員も御案内のとおり、町立病院は札幌医大に設置していただき、その後協力をいただいていた。それが平成3年に、一部分であります、旭川医大にお願いをするようになった。それまでは旭川医大との関係は全くございません。すべてが札幌医大でありました。しかし、平成3年から、御案内のとおり旭川医大から1名の医師を派遣していただいた。その関係が生じたときから、先ほど申し上げましたような負担金、研修のための助成金、負担金が支出されるように相なったということですので、その以前につきましては、一切ございません。

それから、平成6年になぜかということにつきましては、私どももいたしましては、平成6年の段階につきましては、状況を十二分に私としては把握しておりませんけれども、この時期につきましては、町としての支払いがないと。

また、中富良野町さんについてもないというようなことをお聞きいたしているわけでありまして、何らかの関係で、このときはなかったものというふうに私は判断しておりますが、この時期につきましては私として状況を確認するすべを持っておりませんので、確定的なお答えはでき得ないというふうに思うような状況でありますので、御理解をいただきたい。

平成12年からなぜないかということにつきましては、12年には予算措置はさせていただきました。しかし状況から見きわめた中で、私といたしましては、その周りの状況を見きわめた中で送金をおくらせていたと。支払いをしないでいたと。そのうちに、各ところも支払いがなかったというようなことから、また改めた請求もなかったというふうなことで、12年からはそのままなくなってきたということですので、御理解をいただきたいと思えます。

基本的に、どうしてこういうことが生じるかということですが、私といたしましてお答えさせていただくならば、やはり標準医、病院の標準医療法における標準医制度というものが、果たしてあれだけの医師が必要なのか。私どもは、先ほど申し上げ

げましたように60%、6割の医師で町立病院を運営しておりますが、医師の働く部分からすると過重かもしれませんけれども、入院患者、外来患者等々に支障を来すような医師不足ではないと。60%で十分に病院経営は成り立つ。その中で、100%の医師、標準医制度という医療制度が果たして本当に正しいのかというあたりも十分考えていかなければならない課題では、是正をしていただかなければならない課題でなかろうかなと。

それからもう一つは、基本的に北海道、東北の医師不足であります。国は医師が多くなったから、医大の学生は減らすということで、国はその医大生の減少の方向を2年ほど前から取り進めておりますけれども、基本的に東北、北海道の医師不足、これがこういうような課題を生んでいると。都会には医師は十分いるけれども、僻地には医師が回ってこない。

過般のある報道を見てみますと、東京都内の大学病院の医師の先生のコメントでは、この問題は北海道特有の課題であると。本州方面の一般のところでは考えられない。買い手市場だ、北海道は売り手市場だ、その状況がこういう問題を生んでいるというふうな部分も否めない課題でなかろうかなというふうに認識いたしているところでもあります。

次に、市町村合併の問題ですが、情報を町民に提供すると、当然にして私といたしましても説明責任を果たしていかなければならないと。しかしながら、残念ながら、さきの議員にもお答えさせていただきましたように、今圏域におきましては、市町村合併におきましては、中断した状況にあるというようなことから、新たな情報が全く生じてこない。新聞報道で報道されている範囲内しか、私自身も情報を知ることができ得ないというような中にありまして、今住民に対する、市町村合併に対する情報提供ができ得ないというジレンマを私自身感じているところでもあります。これらの問題が、新たな展開がなされる段階にありましては、議員御質問にありますように、当然にして住民に対して情報を提供していくべきであるし、また議会とも密接な連携をとっていかなければならないというふうに思っております。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

また、町は、さきに申し上げました4月ごろには、国が方向を定めてくれるだろうというふうなことで、第27次地方制度審議会が中間答申をします。それが3月末ということでありましたけれども、おくれまして4月になったと。その時点で、もう少し中身の濃い、我々に理解のできる中間答申がなされるものと期待をいたしておりました。ところ

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の院内における管理会議、また薬品管理会議等、その状況の変化についてどうかといった御質問でございました。

この両会議につきましては、これまで中村議員よりも、この会議の活性化等について御指摘を受けたところでございます。4月、白田院長体制のもとで、これらの両会議について、その活性化を図るべきということで、主要なことについては、すべて管理会議において諮り意思決定をし、その意思決定したものについては、さらにその主任者会議において知らしめていく、実施していくといったようなことでやっております。そんなことから、従前御指摘を受けた状況から、このように変えて進めていると、変わっているといったことで御理解をいただきたいと思えます。

回数につきましても、これまで3回もしくは4回といったようなことで、それぞれ会議を開催をいたしてございます。

次に、非常勤の者を常勤にと、いわゆる類似行為にかかわることでの御質問の中で、これらの者の報酬、源泉徴収でございますが、源泉徴収はいたしております。そして保険の適用をいたしております。

そして、勤務の実態につきましては、当直をいただき、翌日診療といったことで、勤務日ということでは、週2日の勤務ということになります。

そして、あと報酬額の決定でございますが、病院より、町よりその報酬額をお示しし、決定をしているという状況でございます。

そして、また医師の受け入れ等についてどうかといったことでございますが、これにつきましても、町より医師の派遣を医局の方をお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 申しわけございません。病院関係で1件答弁漏れあったようであります。

負担金、協力金的なものを今後もしあれするならば、支出する考えがあるかどうかという御質問であります。私といたしましては、現状のような形の中では、私としては考えていないと。しかし、新たな展開の中で生ずる、どのような形が生ずるのかわかりませんが、十分判断した中で決断をしたいというふうに思っています。

議長（中川一男君） 再々質問。

11番（中村有秀君） もう1点答弁漏れ、薬品管理検討会というのがあるのだけれども、その開催

状況等、事務長の方から。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 先ほど御質問いただきました中の薬品管理会議、これにつきましても、従前本当に回数が少なかったといったことでの御指摘を受けたところでございます。これも管理会議同様に、院内における薬品の取り扱いに関する主要なこと等につきましてもは会議を開催し、意思決定をいただいているという状況でございます。これにつきましても、これまで3回ほど開催していると思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、上富良野町立病院の処務規程第56条の管理会議というのは、白田新院長を迎えて4回開催された。前回私の質問に対しては、医局でちょこちょこやっているから、それであれだわというような感じだったのだけれども、新しいこの規程に沿った形で、新体制で進んでいるということで、このことがこの院外処方箋の関係、それからその他の関係に十分生かされているなどという感じはいたします。

この管理会議は、院長、副院長及び各科医長、事務長をもって組織し、病院の管理運営に対する全般事項を審議するというもので、本当に町立病院にとっての運営の一番中枢なので、これが軌道に乗ったということと、もう一つ、薬品管理検討会、これは院長、各科医長、事務長、薬局長、庶務係長、医事係長により、薬品の購入執行、貯蔵・保管などに努めるということに協議をするということになっております。これは前回の私の質問では、1回も開催されていないということの答弁であったのです。だからこのことが薬剤指導管理業務についても進展をしなかった大きな要素でないかなという気がしますが、今回この院外処方箋の発行のデータを見ても、やはり着実にふえていっているということは、そういう体制の中で、この薬品管理検討会も軌道に乗ってきているなどということ私には理解をいたしました。したがって、こういう方向で何とか町立病院の運営を頑張ってもらいたいと思えます。

それから、不正の診療報酬等はないということで理解をいたしましたけれども、現実には今の医療法での医師の標準数というのが実態に合わない。今町長の答弁のように、標準医師数の60%で何とか運営をできるというようなことでございましたし、先ほど私の質問の中に、北海道の町立病院16病院中、1病院が医師の定数を満たしている。国保病院では53病院中、4病院しか医師の定数を充足していないということで、この現状を見ながら、私はや

はりこの厚生労働省等も含めて、この問題をやはりしていかなければ、北海道は医師が不足不足と言いつながり、非常にこの苦しい形で名義借り、もしくは非常勤を常勤としたような形でせざるを得ない状況にあるのかなという気がいたします。そういう点で、今後ともいろいろな機会を利用して、町長もこの実態を含めて、それぞれの機関にこのことの運動を展開していただきたいと思います。

それから、次に名義借りの類似行為にしては、源泉徴収票の発行及び健康保険証などもしているということでございますけれども、再度確認をしたいのですが、2カ月等の短期の人でもしているかということで、もう一度確認をいたしたいと思います。

それから、旭川医科大学の学長が、全く労働の実態のない名義貸しには、報酬の返還を敢行したいということで、旭川医大の1名の分71万4,000円が返還されたということで、今町長の方から報告をいただきました。しかし個人の2名、188万4,000円は、今後どう措置をするのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、非常勤を常勤と措置した医師の1週間の勤務実態はということで、週2日労働という、勤務をしているということでございます。しかし、これが1カ月、週2日ですから8日か10日ぐらいですか、それで1カ月標準医師数確保のために講じた措置の方では、1カ月69万4,000円、もう一方は43万2,000円、もう一方は43万2,000円、それから個人の方は40万円ということで、非常に高額ではないかなという気がいたします。

それから、当然療養型の関係についても、69万4,000円を3カ月支払って208万2,000円ということでございます。医者の世界ですから、どの程度ということではわかりませんが、現実に上富良野町立病院の医師の給与等を比較すれば、非常に高額ではないかなという関係がいたします。これは、恐らく個人に支払われたということで認識をしたいのだけれども、勘ぐれば、ある面で医局に何ぼか行くのかというような気もしないでもないのですけれども、とりあえず源泉徴収は出しているということであれば、そういうことで理解をしたいのですけれども、現実に金額的には高いのではないかとということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、市町村合併の関係なのですが、できればやはり、今、日々刻々といろいろな動きがありますので、合併ということのとらえ方ではなくて、富良野広域圏の自治体の動きというような形で、町広報でいろいろな行事のイベントを載せておりますけれども、何かそういうようなものを考えていって

どうかということで、一応提案をいたしたいと思います。

それから、中富良野との合併の、中富良野町長の3選時の問題、それから9月の定例議会での当分の間というのは5年間だというようなことで、でも尾岸町長は門戸は閉じないと。門戸は閉じないけれども、今の現状では、中富良野からうちへ来ることはない。言うなれば中富良野、よそから誘われればというようなことなので、とりあえずは今の現段階の状況ということでは理解をいたしますけれども、一応門戸は閉じないで、尾岸町長は待っているということでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、病院体制につきましては、議員からもお話ありましたように、新体制のもとで着々と是正、改善をされながら、よい方向で病院運営がなされているものと、私自身も期待をいたしておりますし、そういう方向で進んでいると、一つ一つ解決されてきているというふうに認識をいたしているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

また、名義借り等々に対しましては、まことに申しわけない限りであります。これは先ほども申し上げましたように、療養型病床群を申請するに当たって、100%の医師確保を必要とするということから、そういうような実態になったわけですが、個人分の2名につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、今後の課題として残るわけでありすけれども、なかなか今までの状況下からすると、この個人分2名につきましては、返還ということにつきましては、なかなか難しい面があるというふうに思っておりますので、現状で返還をしてもらうというお答えは、でき得ないということでございます。

それから、類似行為の方であります。数字的には1人工に申請をしたと。基本的には0.4人工の部分で1人工扱いをしたというような状況下にありますし、報酬についても高いのではないかとということでありますが、これは働いた部分の0.4人工分の報酬として支払っているわけですが、この医師一人一人、経験だとかいろいろな部分で一人一人報酬額は違うということで、一般職から見ると非常に高額であるということは私も認識いたしておりますが、それが現状の医師の報酬の通常な状況下であるということで、私も理解をいたしていることであるので、御理解をいただきたいと思

それから、市町村合併のことにつきましては、さきの議員からも御質問ありましたように、今後町報かみふらので町民の皆さん方に広報していく部分につきましては、十二分にその情報、記事等々の対応を十分認識しながら広報に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと。

中富良野町との関係につきましては、決して、先ほどもお答えしましたように、私から声を全くかけないということではなくて、今の現状ではそういう考えは持っておりません。しかし、中富良野町の動き、上富良野町の議会の議員の皆さん方の動き等々を勘案した中で、また議員の皆さん方と協議をさせていただきながら、声をかけるチャンスが生ずるかもしれない、そういうようなことで認識をいたして御理解をいただきたいなど。あくまでも現状、今の中富良野の状況からして、5年間は云々という御意見にもありましたように、そういうような状況下の中で、声をかけても前へ進まないような状況下に声をかけてもただ空振りをしてしまいますから、相手の状況も十分見きわめた中で、そういう状況が生じたときは、議員の皆さん方とも相談をさせていただきながら対応をしたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 中村議員の再質問にお答えをいたします。

短期に措置した医師についての源泉、保険適用でございますが、1名につきましては、源泉、保険適用を両方行っております。個人の2名につきましては、源泉徴収のみであります。

以上です。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3項目6点について質問いたします。

今回の町議の選挙に当たりまして、多くの町民の声として代弁させていただきますので、前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

まず、1項目として、住民に目線を合わせた行政改革をしてはどうかお伺いいたします。

まず、1点目は、住民が主体の自治体への転換を目指すべきではないか。行政が厳しくなり、住民の理解と協力を求めるためには、小規模経営者が顧客の確保に努力しているように、行政も町民に対して、それなりの努力をする必要があると考えます。

今役場で取り組んでいる組織機構改革も、縦割り解消につながればよいと考えるが、4年前に導入の

一部スタッフ制がうまく機能していない現在、完全スタッフ制を目指すということですが、うまくいくのかどうか懸念されますが、どのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

2点目は、町民の方から、役場に行くとなら回り回りにされ困るという声をよく聞きます。住民の視点で考えれば、できるだけ早く1階に、担当職員が窓口に向く総合窓口制度の導入を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、役場正面フロアと町民の利便性を考えた環境づくりをしてはどうでしょうか。分煙コーナーを正面に据えつけていますけれども、奥に回しすっきりさせては。家で言えば、玄関は顔の部分、もう少しスペースをとり、1階のトイレを、町民も職員も利用しやすい洋式トイレに改修してはどうか、お伺いいたします。

2項目めは、個人情報保護条例制定後の運用の問題点と住基ネット稼働に伴っての体制の整備についてお伺いいたします。

1点目は、役場自治体では、日常的に多くの個人情報を収集・処理しているが、その個人情報が不正に利用されたり、外部に漏れたりした場合には、住民に不測の損害を与えるおそれがある。また、具体的に被害が生じなくても、自治体と住民の間の信頼関係が損なわれるのは避けられないと考えます。住基ネット稼働に伴っての情報の漏えいや不正利用にどのように対処するのか、罰則規定等をつくる必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、情報公開開示請求があった場合、情報公開条例上の開示基準が適正に遵守されているかどうか、町民が直接判断するのは難しいので、もう少しわかりやすくしてはどうか、お伺いいたします。

3項目めは、予算編成は住民も納得するような進捗状況を公開してはどうか、お伺いいたします。

厳しい財政、義務的経費が膨らんで税収は頭打ち、予算を一律に削って調整するのではなく、限られた財源の中で、実施すべき事業の優先順位を選択して、住民にわかりやすく進捗状況を知らせてはどうか。例えば補助金につきましても、これは所期の目的を達成したことについて、〇〇年でもって廃止するとか、これは即実施をするとか、これは計画変更するとか、5年間で削減するなどの評価表をつけ町民に公開すれば、町民も理解しやすいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の組織機構改革に関する御質問であります。変革期の時代認識の中で、多様化、高度化する行政需要に柔軟かつ機動的に対応していくことが強く求められておりますことから、地方自治法の原点に立ち返り、町民との協働などの時代の要請に沿った新たな組織づくり、新たな仕組みづくりが重要であると考えております。この方向に沿って、平成11年4月に一部スタッフ制の導入を図り、今日に至っております。

現行スタッフ制の評価につきましては、さまざまな御意見があるかと思いますが、少ない予算、少ない人員の中で、行政が果たすべき役割を明確化し、簡素で効率的な行政運営を図っていくためには、スタッフ制やグループ制といった組織としてのチーム力を発揮していく体制を追求していく方向性に誤りはないものと私は考えているところであります。

導入後4年を経過した現在、スタッフ制の機能がさらに全組織的に発揮できる環境とするために、職員の配置方法や事務分担方法に改善、検討を加え、平成16年4月1日実施予定の組織機構改革とあわせて実行に移すことができるよう指示し、準備を進めているところでありますが、今後も実践を重ねた中で、改善点があれば改善の判断を加え、事務事業の効率的に執行していく体制の確立を目指して、スタッフ制の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の総合窓口機能についてであります。これは来庁者に対する接遇にもかかわる問題と受けとめております。たらい回しにされるという声があるとの御指摘ですが、過去においてはそのような行為があったことも承知しておりますが、今日において、そのような声は私のところへは届いておりません。ただ、足の不自由な方が役場に来られた場合、1カ所の窓口で全ての用務を終えることは理想であると考えますが、現段階では困難であります。業務の内容によっては、利用者へもある程度の御協力をいただくことはやむを得ないことと考えますが、これからの役場の機能として、現在進めている庁内のOA化や、地域のIT化などとの関連した中でどの程度可能となるのか、また他の例も参考に考えてみる必要があると考えております。

次に、3点目の役場庁舎内の環境整備についてであります。御承知のとおり庁舎も狭隘な実態にある中で、庁舎内の分煙対策として、来庁者の喫煙コーナーを正面玄関前に設置している状況にあります。保健福祉総合センター完成後は、庁舎にも若干のゆとりができるものと思っておりますので、理想な状況となるよう、場所の確保に努めてまいりたいと考え

ております。

また、1階トイレについては、男女とも和洋それぞれ1基ずつ設置している状況にありますので、すべてを洋式トイレに改修する考えは持ち合わせておりませんが、既に手すりの設置など、高齢者や障害者に配慮した改修に取り組んでおります。

続きまして、個人情報保護と情報公開に関する御質問にお答えさせていただきます。

1点目の住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、御承知のとおり国の指導に基づき、その情報管理や事務手続を全国一律に運営されているところであります。したがって、町といたしましても、これらの法に定められます内容に従い、粛々と進めさせていただいているところであります。

御質問の情報の漏えいや不正利用がネット上において行われたことが明確になった場合におきましては、本町の個人情報保護条例第9条第2項を根拠として、切断を含めた所要の措置を講ずるところとしているところであります。

また、本町の当該情報の管理に関しましては、助役を統括管理責任者に配置し、関係職員によりまずセキュリティー管理組織を内部規定により設置し、厳正な運営を行っているところでもあります。

なお、罰則規定に関しましては、現行の地方公務員法の守秘義務の規定に加え、住民基本台帳法の規定によりまして、重い刑罰を科せられることになっておりますから、独自の罰則規定を設ける考えはございません。

議員御指摘のとおり、行政職員は個人の情報と数多く接する機会が多いことを肝に銘じ、今後とも信頼される公務員としての意識高揚に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の情報公開条例に基づく公開等の基準に関する御質問ですが、平成13年10月1日の条例施行以降、情報公開請求は4件あり、実施機関として条例の解釈、運用に基づき判断し、対応しているところであり、今後とも適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

町民など請求者が実施機関の決定に対し不服がある場合には、その実施機関の決定が適正か否かについて、第三者機関として設置されております上富良野町情報公開審査会が判断するよう救済措置が設けられている制度となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、予算編成に関する御質問にお答えさせていただきます。

毎年度編成しております予算には、各課ごとの1年間の行政活動内容を網羅されている町の計画書

となりますことから、その編成経過や内容は非常に複雑なものになっております。この予算に至る過程の判断基準を多くの町民に理解をしていただくことは重要なことであると考えておりますが、現在の仕組みのままでは十分ではなく、問題点もございませぬ。今後改善を図るために、現在取り組んでおります50項目の行財政改革課題の一つとして位置づけをしております。

議員の発言された内容なども検討の参考にしながら、行政評価の仕組み、基準づくりとあわせて町民が容易に理解していただくための周知方法について引き続き取り組むこととしておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） まず、1点目の組織機構改革の件でございますが、将来を見据えての組織機構改革をやるのだと思ひますけれども、確かに組織機構改革は必要だと思ひますけれども、例えば今でさえ、一部スタッフ制導入のこともありますが、課長補佐職の方が、二つか三つ、係長職も兼務をしている、こういう状態があるわけでありまして、今度はそれが一つの大きなグループになりまして、そのグループ長だ。こういうことになるのだということで、確かに広く効率的に職務にかかわっていただくことは、住民にとりましてもいいことかもしれませぬけれども、何かひとつ責任の所在というのがどうなるのかなと言ひましようか、責任のなすり合いになったりするのではないかなという心配をするわけでございますけれども、それと、まずその一部スタッフ制を導入いたしましてから4年を経過しているわけでございますけれども、それが何カ月か前に私も質問させていただいて、うまく機能していないという、こういう答弁いただきましたのですけれども、それには何か原因があると思ひますけれども、まずその原因の分析をしっかりしてから取り組むべきではないかと思ひますけれども、いかがでございますましようか。

それから、2点目の総合窓口の件でございますけれども、庁舎には何も体の御不自由な人ばかりがいらっしゃるわけございませぬで、一般の方も訪れますし、まだまだたらい回しや対応の時間がかかるということ聞いております。それで、この件につきましては、条例改正が必要でもありませんし、職員の方の意識改革をやっていただければ、即対応していただけると思ひますけれども、総合案内とかと申してありません。用事があって役場に行ったならば、総合窓口がありましたら1カ所で用事を満たすことができるということでありまして、例えば一つの例

を挙げますと、1人の方が住民票が欲しい、そして所得証明書が欲しい、それから保険証が欲しいと、こういう方がおありまして、まず役場に参りました。そうすると、町民生活課で住民票をいただきまして、今度所得証明書は税務課に行ってくださいと、また今度保険証になりますと2階の総務課に行ってくださいと、これは実際にあった例でございます。ですから、こういうことのないように、担当の職員の方が1階におりてきて窓口対応をスピーディーに親切にしてくだされば、大変町民に対する印象もよくなると思ひますし、別の方が、込んでいるようでしたら結構時間もかかるということ聞いています。それで、何か別の方がどうしましたかと、こういうふうに言って要件を聞いてくださいますと、そういう住民サービスというのを考えていただきたいと思ひます。これは何も条例改正とか大層なことをしなくても、職員の方の意識改革で即やっていただけるのではないかと思ひますので、その点いかがでございますましようか。

それから、3点目の正面フロアの整備ですけれども、これ役場の正面のところに喫煙コーナー、分煙になりまして、ちょうど真正面に置いてありまして、これはただいまの答弁によりまして、来庁の人のたばこを吸う人の配慮もあると、こういうことございませぬけれども、今どちらかと言ひますと、世の中の現象といたしまして、たばこを吸う人は減ってきておりますし、どこへ行きますとも灰皿のないところが多くありまして、これを奥に持っていったからといって、決して住民も困るということは申し上げないと思ひます。ちょうど裏の横の玄関でしょうか、そのスペースがちょうど置くようなスペースもございませぬので、そこら辺に置いていただきまして、そうしてこれは即保健福祉センターができません、何といっても正面はやっぱり顔の部分でございますから、役所の、それは即考えてやっていただきたいと思ひますのでございませぬ。

それから、トイレが何と申しましても、こういうトイレはどここの町村に行ってもないのでないでしょうか。今家庭でも洋式のトイレが多いですし、洋式になれておありまして、和式のトイレは使いにくいのです。手すりをつけるとかどうとかとおっしゃっていますけれども、そういうのではなくて、入り口は一つです、そして男性の奥に女性がありまして、まあ何とも使いにくい、ちょっとこういうトイレは余りないのでないかと思ひまして、町民が使用するためにも、職員の方が利用するためにも、手すりをつけるよりは先に、和式のトイレ見てください。私たまたまあれですけれども、本当に汚れております。使いにくいのだらうと思ひます。そういう

ことで、これも早急に改修をしてはどうかと思いますので、お伺いしたいと思います。

それから、2項目めの個人情報保護条例の件でございますけれども、個人情報保護条例の、きょう持ってきておりますが、9条2項には、個人情報の漏えいや損傷を防止するために必要な措置を講じなければならないと。午前中の条例改正の中にもこの問題を言っている方、同僚議員の方がいらっしゃいましたですけれども、どこを見ましても罰則規定はありませんので質問させていただいたのですけれども、御答弁では全国一律で管理とかいろいろ運用しているということでございますけれども、これは長野なんか離脱しておりますし、横浜だって選択制にしておりますし、その一律のものはあったとしても各町村でのことになると思いますし、その守秘義務はあったとしても、国の住民基本台帳の規定はあっても、それをそのまま適用することができるのかどうか、それであれば、そのまま導入するというような何か規定をつくっておかなければいけないのではないかと思います、質問申し上げているのですけれども、そこら辺のところもう1回ちょっと御答弁いただきたいと思います。

それからまた、開示と非開示の決定が条例上の基準に適合しているかどうかというのは、請求者である町民にしっかり説明できているのでしょうか。ちょっと非開示か開示かというところで、何か問題があったら弁護士にどうのこうのとかな言われますけれども、4件ぐらいあったようでございますけれども、しっかりそこら辺のところ説明できるのかどうか、もう1回お伺いしたいと思います。

それから、3項目めの予算編成の件でございますけれども、実施する事業の優先順位が、町民が求めているものと合致する、そうばかりはいかれないと思いますけれども、そういう場合は納得度が町民も高いと思うのです。どうしてもこれだけは町として取り組みたいという場合は、やっぱりわかりやすい説明をする努力が今求められていると考えるのですけれども、いかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、組織機構改革の件でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、簡素で機能的な組織機構をつくり上げていくと、21世紀にマッチした組織機構をつくるのだよということで今取り進めているわけですが、平成11年に実施いたしましたスタッフ制が、今十分機能していないのではないかとありますが、機能していな

いというところもございまして、十分に機能をしているという部署もあります。いろいろな観点で、私としては十分機能を果たせれるというふうに認識いたしております。

これからの自治体職員の定数というのは、今定数の見直しを私もしているところでありますが、今の人員で今後もやっていくということは全く不可能であります。ですから、職員定数を適正な人員に削減をしていかなければ自治体は成り立っていかないと。そのような中にありまして、地方分権の名のもとに、事務量がふえてきております。そういう中であって、従前のような縦割り行政で、あなたはこの仕事だけしておればいいのですよというようなことには、これからはならないと。ですから大係制で、大きな係の中で大きな仕事、数多くの仕事をやはりこなしていただかなければならない。そのためには、今までのような感覚ではでき得ない職員も、意識を改革して頑張っていただかなければならないと。今、町長から任命を与えられたこの仕事だけ私はやっていけばいいのだということは、これからは100%ならないということを職員の意識改革を進めながら、大係制、グループ制をとって、その対応を進めていくように組織機構を改めてまいりたいと。

その中にありまして、総合窓口の課題等々もございしますが、先ほども申し上げましたように人員の削減等々の中におきまして、いかに対処していくかということが、住民に不便を与えないで、いかに窓口業務を推進していくかということが大切であるというふうに私も職員と同じように認識しております。

現在、当初におきましては、たらい回しだとかいろいろなお話がありましたけれども、今窓口で、先ほど議員が質問ありました住民票は町民生活課で、税の証明書等々も町民生活課で、また新たなところに対しましては、職員がその担当の方に連絡をして調整を図っております。

議員先ほど保険証を総務課でと申しましたが、総務課では保険証対応しておりませんので、保健福祉課でございますが、2階まで上がっていただくと、町民生活でありますので、保険証も町民生活課ですべてありますが、ただ、いま一つ水道については2階まで上がっていただかなければいけないと。水道の申請等々については、2階まで上がっていただかなければならないということがございますが、これらについても、職員からの連絡を受けて職員で対応しているということで、そういう今声をかけながら対応しておりますので、そういった部分で不十分どころがございましたら御指摘を賜りたいなど、改善をしていきたい。今のところは、そういう連絡調整

をしながら対応させていただいていると。総合窓口、総合案内という部署はつくっておりませんが、その窓口業務の中で対応しているということで、窓口業務間の連携をとって対応しているということで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、正面玄関のフロアであります。これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、では喫煙コーナーというのは裏玄関へ持っていけばいいということですが、そこらの部分も含めながら、今後十分考えていきたいというふうに思っております。

長野県のように、公共施設敷地内も含めた中で、たばこを飲むことは禁止するというようなことにも相ならないのかなど。我が町におきましては、たばこ消費税1億円からの収入がございますので、そのようなことも含めると、また私自身たばこをちょっとやめましたので、こちらあたりも十分検討しながら、今先ほどお答えさせていただきましたように、狭い、狭隘な庁舎内のより一層の利用が、利便性のある利用について促進をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、トイレにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、今現在和式1カ所、洋式1カ所ということで設置しております。すべてを洋式にするということについては、考えておりません。洋式を好む方もいれば洋式を好まない方もいるということから、今現在洋式一つ、和式一つで対応しております。全部を洋式にするという考えは持っていないということで、当初お答えさせていただきましたようなことで御理解をいただきたいと思えます。

また、汚れているということですが、これは毎日清掃をさせておりますので、もしそういうような部分があるとするならば、御指摘を賜りたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、個人情報の罰則の問題ですが、これはもう法律によって、条例の上の法律によって規定されております。ですから、条例にこういう罰則をしますよと書き込まなくても、国の法律の中で住民基本台帳法に基づいて罰則規定が、国の規定の中にありますので、下の条例を定めなくても、上の法律によって罰則規定があるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、開示、非開示につきましては、これはその都度住民の方々、あるいは関係する方々から、この会議は公開か非公開かという質問等もござい

ますが、その都度その議案審議の内容によって開示、非開示を決めさせていただいております。ですから、例えばこの議会においては、議会は開示していますよということですが、例えば委員会において開示しますよと皆さん方がしたとしても、皆さん方の中でも、これを審議するときは非開示にしようよということに相なるかもしれません。それはその都度その都度皆さん方が判断することと同じように、私どもそれぞれの組織の中で、要望があった段階で、このことについては非開示、このことについては開示ということで対処させていただいているということで、前もってこれこれというたくさん数がございまして、これは開示します、これは非開示しますという位置づけは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

また、それらに対する不服があるとするならば、また書類の情報の提供に対して不服あるとするならば、先ほども申し上げましたように、情報公開審査会というのが設置されております。その審査会に申し出ていただければ、第三者機関として適正な対応を図っていただくというシステムになっているということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、予算編成であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、住民に対して予算編成については十分情報を提供し、開示していきたいと。しかし、御案内のとおり非常に大きな、広範囲な中でありまして、すべてを開示することになりますと、すべてを対応することになると膨大な資料になる。そのような資料を住民がすべて見てくれるか、やはり款項の細かいところまでいくということにはなかなか難しい。ただ住民の皆さん方が要望することは、議員が御質問にありましたように、住民が要望していることが予算化されるかどうかだというふうに私も理解をしているつもりであります。そればかりではありませんけれども、大きな課題としてはそうだろうと。

我が町は、御案内のとおり総合計画に基づいてこの町づくりを目指しているわけでありまして、その総合計画を一つ一つ財源の裏打ちをして対応していくのが、3カ年間のローリングで実施しております実施計画書、この実施計画書において、それぞれの町づくりの目指す方向づけをしていると。そして、その実施計画書に基づいた各款項の予算が策定されてきているわけでありまして、これらの中で住民の皆さん方の要望、そういったものを十分酌み取りながら、私としては実施計画を策定させていただき、議員の皆様方に御報告させていただいているつもりであります。これらをすべて議員の皆さん方に提示する資料を町民の皆さん方にすべて提示すること

は、これは重要なことであるというふうに、理解を
してもらおうということは重要だと思いますが、その
情報提供の手法について、これからも勉強していかな
ければならないなというふうに思っておりますので、
ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 13番、再々質問。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 御答弁で、3項目めの予
算編成の件でございますけれども、住民にわからし
めることは大変重要だと、このようにその手法を研
究していくというような町長の御答弁でございまし
て、本当に今住民が求めているのは、やっぱりわか
りやすい行政だと思いますし、ただその事業の結果
や成果を明確に住民に示す事業評価、こういうもの
をつくっていただきたい、約束していただきたいと
思うのですけれども、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 事業評価につきましては、
議員も昔行財政改革推進委員をしていただいております、
私の方からも改革の方向性の中で、最も重要なのは
事業評価であるということでお話を申し上げた経緯が
ございますが、私といたしましても、現在進行中であ
ります行財政改革実施計画の中でも、事業評価をし
ていくということは大切であるということで、今それ
の取りまとめをさせていただいている段階でござい
ます。早急にこの事業評価システムをつくり上げて
対処していきたいというふうに思うところであります
が、今の行財政改革の中でも、補助金、助成金等の
指針を策定させていただいて、それに基づいた補助
金、助成金の予算づけをさせていただいておりますが、
この課題につきましては非常に難しいものがございます。
相手は減額されれば、相手は不満を申しますし、全
面的になくせば、また御指摘をいただきます。そう
いうようなことで、相手との調整も十分必要である
ということですが、それらを理解してもらうためには
どうしても、議員御質問にありますように、それぞ
れの事業評価をして、町民の皆さん方に理解をし
ていただかなければならない。そういう観点から、
議員の御質問にありましたような事業評価は、今後
大きな課題として早急にシステムづくりをしてい
きたい。

予算編成につきましても、少しでも住民の皆様方
に、厳しい財政の中で限られた財源をどのように有
効に利用しているのかということをも十分町民の皆
さん方に理解していただけるような手法を今後も考
えていきたいというふうに思いますので、御理解を
いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番
村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時15分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、一般質問
を続行いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してあり
ました点について、町長の見解を求めるものであり
ます。

今農家では、ことしの作柄等ともに、来年の米づ
くりをどうするか、大きな不安に直面しているとい
う状況にあります。それというのも、国が示した米
改革大綱というのは、その内容すら明らかにされな
いという状況の中で、今後新たな方針の見直しもあ
るとされている状況で、そこへもってきて農家の
個々の方針が立てられないという状況であります。

今求められているのは、米は日本の主食であり、
その供給と価格の安定は、農政の国の基本課題であ
るということを忘れてはならないということであり
ます。しかし、国はこの位置づけに、根本から覆す
方針を打ち出しました。この間見ても、ミニマムア
クセス米という形の中で、外国からの米の輸入自由
化をどんどん押し広げるとい状況になり、市場原
理ということで、需給と価格の安定を根本から破壊
するという状況になってきています。

また、今回の米改革大綱においては、農家や農業
団体の米づくりにおいては、責任を押しつけるとい
う状況の中で、これは国内の米需給調整や価格調整
に対する政府の管理、助成責任を放棄するという状
況であります。米の流通を市場原理に一層ゆだねる
ものであります。生産者米価の下落を野放しするとい
うことは、絶対許されるものではありません。今
こそ米の安定供給と生産体制の堅持を求めることが
何よりも必要だと考えますが、町長はこの国が示
した米改革大綱によって、需給のバランスが完全に崩
れるとお考えでしょうか。この点についての町長の
見解を求めるものであります。

また、今、各自治体や農業団体では、地域水田ビ
ジョンを策定しております。農家の皆さん方に聞き
ましたら、今進めている米づくり大綱では、小さい
農家はどんどんなくなってしまう、こんなことはや
めてほしい、こういう声が寄せられるという状況に
なっております。何よりも今必要なのは、各農家の
意見を十分この計画に反映させるということではな
いでしょうか。そのためには、個々の農家が稲作を
進めたいというのであれば、その方向に対してきつ
ちりとこたえるような農業づくりが今必要だと思

ますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、市町村合併について伺います。

今、国は市町村の合併を早めようと、新たな方針をまた示そうとしています。この間でも各自治体からは、あめとむちのような交付税をちらつかせておきながら、一方で国の義務的経費を削減するという状況の中で、多くの自治体が、この国の制度に怒りを感じざるを得ないという状況になってきています。今求められているのは、地方自治体の自立を促進することであり、また、その願いにかなった財政の堅持を国がするという事は、地方財政法でも明らかにされていますから、これをみずから否定するようなやり方は、当然住民にも自治体にもなじまないことは明らかであります。私は、そういう意味では、上富良野町が将来生き抜くためにも、自立の方向での町づくりを検討すべきだと私は考えております。

そこで町長にお伺いいたしますが、この間、町の答弁では、住民の意見を聞きながら、また議会の判断を承りながら総合的に考えて進むべきか、また合併すべきかを判断するとしておりますが、しかしここに来て、町長みずから自立するのか、また合併するのかという意思表示を示して、その判断を住民に求めるというのも一つの方法だと思っておりますが、この点について町長はどのようにお考えなのか、見解を求めます。

次に、ごみ手数料の引き下げについて伺います。

昨年ごみの有料化が実施されました。多くの住民の中には、ごみ手数料が高いという声があります。町では決して高いという理論ではありませんが、しかし住民の生活実態からしてみれば、いろいろな負担が求められるという状況の中で、所得の少ない人ほどこれに悩むという状況になってきています。そういう意味では、今後こういう実態も含めて、町においてはごみ手数料の引き下げをするか、あるいは年に1回ごみ袋の無料配付を行うなど、こういう軽減対策をとることも必要だと考えますが、この点についての町の見解を求めます。

次に、子育て支援について伺います。

児童福祉法の中には、一時保育や延長保育、特別保育の実施がうたわれています。今、社会環境の変化で、核家族化や共働きの世帯がふえるという状況の中で、その動きに見合った保育行政や子育て支援の体制が当然求められるのは、当たり前であります。今多くの子育て世帯の方々からは、もっと町は一時保育や延長保育、特別保育などの実施、また学童保育の充実を努めてほしいという声がたくさん寄せられておりますが、今後町においては、このよう

な意見にどのように対応されるのか、この点について伺っておきたいと思っております。

また、今各地では、個別の保育要求に対応した保育ママ制度の実施、家庭に出向いて保育をする、あるいはベビーシッター的な要素も取り入れた保育制度を多様な形で実施するという自治体がふえております。

町においても、転入者が多いという状況の中で、こういう要求はたくさん今出てきております。町においても、今後この点についても十分検討する余地があると考えておりますが、これらの点についての見解を求めます。

次に、女性専用外来の設置について伺います。

今、行政といえども、きめ細やかな行政サービスが求められています。ある女性の方に聞けば、町立病院に診察に行ったときに、男性医師では話せない、こういう問題がある。せっかく町に女性医師がいるのだから、女性専用外来を設置できないかという声であります。今、各地でも、この趣旨に沿った女性専用外来の設置が今ふえてきております。当町においても、今後十分検討する余地があると思っておりますが、この点についての考え方を伺います。

次に、祭りなどの行事の見直しについて伺います。

この間、町などが主催する祭り、イベントなどが季節ごとにあるということでは大切だと思っておりますが、しかしどれ一つをとっても、いま一つ力不足という感が多いという状況であります。多くの住民からも、もっとこの祭りの内容を集約して、そして活力のある町づくりの一環としても、この見直しをする必要があるのではないかという声がたくさんあります。また、大通りいっぱいを利用してテントを並べて出店や、そこで祭りの行事を行ってはどういう声もあります。また、火祭りをラベンダー祭りにぶつけるなど、こういう形の中での集約も必要だと思いますし、また、仮装盆踊りなどを復活させて、多くの人に喜ばれる、そういう行事の見直しが今必要だと考えますが、この点についての町の見解を求めます。

次に、交通安全対策について伺います。

今、本町や泉町の新しく住宅ができたところにおいては、子供が車と接触しそうになるという状況があります。そういう意味では、当然親や子供さん、周りが十分注意しなければならないのは当然ですが、何よりもその被害を未然に防ぐためにも、ある一定の交通安全標識の設置が必要だと思いますが、この点についての今後の対応について伺います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、米政策改革についての1項目め、安定的な生産体制に関してですが、国においては、米の生産調整などを昭和46年から今日まで30年間以上も続けてまいりましたが、過剰米に関する成果が上がらず、国民の税負担に対する公平性について問われているところでもあります。

このようなことを背景にして、平成14年12月に、米政策改革大綱が示され、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを的確にとらえ、需要ごとに求められる価格条件を満たしながら、安定的に供給が行われ、消費者重視、市場重視の米づくりが求められているところでもあります。

米政策改革を行うに当たって、国においては平成16年より米関連対策として産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策などに対して予算措置がされる予定になっているところでもあります。

私といたしましては、米主産地としての位置づけを守りながら、消費者の需要に見合った売れる米づくりを行っていくことが、米価格の維持につながっていくものと考えているところでもあります。

米政策改革の2項目めの作付自由化についてであります。次年度以降の水稲の作付、米の販売などについては、現在農協を中心として行政、関係機関が一体となって富良野地域の水田農業ビジョン策定中であります。地域水田農業ビジョンにおいては、地域の特性に応じた水稲の作付や米の生産調整、販売などの方針が盛り込まれる予定であります。小規模な水田農業者においても、地域での話し合いにより水稲を作付していくことは可能であると考えておりますし、農業者の皆様方にも地域水田農業ビジョンに沿って、自主的、主体的な取り組みをお願いしなければならないと考えているところでもあります。

次に、2点目の市町村合併に関して、自立か合併かの意思を示すべきでないかとの御意見ですが、さきの議員にもお答えさせていただきましたように、市町村合併にかかわって全国の自治体が大きな関心を寄せている第27次地方制度調査会の最終報告が、この11月には出される予定となっております。この報告の中では、地方分権の時代の中で、基礎的自治体のあり方についての考え方が示されるものと考えているところでもあります。

私といたしましては、この地方制度調査会の報告、また経済財政諮問会議の方針、いわゆる骨太方針第3弾などを参考にするとともに、市町村合併につきましては、相手があることですので、近隣市町村の考え方や動向を見て、住民の皆さん、議

会の皆さんの御意見を承りながら、最終的な判断をしてみたいと考えております。

しかしながら、現下の近隣市町村の動向から判断いたしますと、合併についての可能性は低いものと考えられることから、今のところ自主自立の道に軸足を置いた中で、上富良野町の将来像を描かざるを得ないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目のごみの有料化につきましては、昨年10月から町民の皆様の御理解をいただきながら、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、いわゆる非資源化物に限って有料化を実施させていただいたところでもあります。

御承知いただいておりますように、手数料の算定につきましては、有料対象物の収集運搬処理に要します費用から、施設建設関連費用、人件費を除いた額約1億2,800万円の30%程度を御負担いただくことを基礎として設定させていただいたところでもあります。

有料化実施後、約1年を経過し、まだまだ比較の有意性は見出せないところではありますが、排出されます量につきましては、非資源化物を中心に相当の減量が見られ、町民皆様方がごみの分別、減量化に向けて高い意識をお持ちいただいていたものと感謝いたしているところでもあります。したがって、ごみの減量化へのさらなる意識の高揚を図る上からも、手数料の引き下げ及び容器の無料配付につきましては今のところ考えておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、将来に向けても大変厳しい財政状況に照らし合わせますとき、ごみの処理に要します費用全体が約3億1,000万円強に上ることから、排出いただきます皆様の減量努力に報いつつも、非資源化物処理経費のおおむね50%程度を、受益と負担の観点からも御負担いただく方向で検討する課題といたしているところでもありますので、御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、4点目の子育てに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員が言われるとおり、近年本町におきましても、母親の就労機会の増大や核家族化が進んできていることから、子育てしながら安心して働くことができる保育環境づくりが一層重要になってくると認識しております。

御質問の一時保育につきましては、母親の入院や家族の入院付き添いなどの事情により、一時的に保育を必要とする児童には、保育所の入所状況の範囲内で受け入れを行っており、延長保育についても、現在通常保育の時間数から、開所、閉所の前後合わ

せて2時間を延長して実施しております。

一時保育、延長保育など特別保育事業につきましては、本年度中に策定を予定しているエンゼルプランにおけるニーズ調査の結果を十分に見きわめて、内容の充実など検討してまいりたいと考えております。

また、子育て支援サポート制度につきましても、同様にエンゼルプランのニーズ調査の結果を踏まえ、計画内容にその必要性を見きわめてまいりたいと思います。

なお、エンゼルプランにつきましては、本年7月制定の次世代育成支援対策推進法において、子育て支援内容の目標を定める行動計画が義務づけられたことから、学校長代表や保育所、幼稚園代表、子育て支援ネットワークの代表などの構成による策定委員会を設置しております。ニーズ調査に関することや子育て支援対策などについて、この策定委員からさまざまな御意見をいただきながら検討を進めているところでありますが、策定に向けて、法律の指針や町の第4次総合計画と整合性を図り、次世代の育成支援のための施策を盛り込んでいくよう考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目の女性医師が女性患者を診る女性専用外来の開設に関する御質問ですが、女性は生涯を通じて男性と異なるさまざまな体調不良を起こすことがあります。女性が体に異常を感じ、診療が必要だと思っても、女性特有の疾病に対する恥ずかしさなどから男性医師には相談しにくく、そのことにより病気を悪化させることがあると言われ、今、全国の一部の病院において、内科の女性医師が体と心の相談に対して十分な問診と診療を行い、必要に応じて専門医を紹介するなど、適切な医療を提供する女性専用外来が開設されていることは、承知いたしているところであります。

町立病院において開設するとした場合、患者の動向や女性医師の恒常的な配置、看護師などスタッフの配置、診療場所などの課題がありますので、院内において十分協議をしなければなりません。今後開設の可能性について検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6点目のお祭りなどの行事の見直しについてでございますが、町ではラベンダー祭り、十勝岳火祭り、盆踊り、雪祭りを四季彩イベントとして、町、商工会、農協、観光協会の4者で実行委員会を組織し、それぞれの団体が分担して開催しているところであります。

このほかにも、町内諸団体によって商工フェスティバル、十勝岳紅葉祭り、農業祭り、生産者と事業者などが合同で開催する味覚市、とんとん祭りな

ど数多くのイベントが開催されております。

特にラベンダー祭りと十勝岳火祭りを集約して、短い夏を観光客と住民がともに楽しめるイベントにとの御質問かと思いますが、それぞれに歴史のあるイベントであり、花の開花時期及びあんどん作成期間並びに神社祭典など、イベントを構成する諸団体の事情もあることから、諸団体の御意見を伺った中で、集約開催が可能かどうか検討を加えたいと考えております。

また、仮装盆踊り復活についてでございますが、昭和40年に第1回町民納涼盆踊りの最終日に行われて以来、大変にぎわって経過しておりましたが、時代の変化により、年々参加者が減少してきたことや、参加者や運営者から、十勝岳火祭りと仮装盆踊りの両方の実施は準備等の負担が大きいとの意見もあり、平成11年度から実施をしないこととした経緯にあります。したがって、現段階では仮装盆踊り復活は難しいと考えております。

また、一般の盆踊り、子供盆踊りにつきましても、平成12年度から十勝岳火祭りに組み込まれて実施しておりますが、一般の盆踊りは参加者がなく、現在は子供盆踊りのみとなっております。

町としましても、この火祭りのイベントの中で、より多くの町民の参加により盆踊りを盛り上げていただきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと存じます。

最後に、7点目の交通安全に関してでございますが、本町、泉町からの交差点などに一時停止規制に関します要望を平成14年にいただき、地元交番とともに現地調査を行い、規制の要否について検討を加えさせていただいたところであります。

要望いただいた地点につきましては、学校、保育所、児童館などに至る道路上の交差点であることから、既に必要な地点にはカーブミラーなどの安全施設が配置されているところでもあり、当面、規制よりも子供飛び出し注意看板などの注意喚起対策を施すことを重視する方向で対策を講じさせていただいていくこととさせていただきます。

御承知のとおり、一時停止等の規制につきましては、交通量や道路幅員などを勘案し、規制の要否について公安委員会が定めるものでありますが、特に市街地住宅地域内におきましては、現地の状況に詳しい地元交番の意見を参考にしつつ判断されていくのが一般的であり、その例に基づき対応していただいたところであります。

なお、規制の要否につきましては、継続的に観察を進め、交番の指導を仰ぎつつ、必要な対策を講じてまいりたいと思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 米改革大綱の政策の見直しについて、まずお伺いしたいというふうに思います。

町長は、その答弁では、安定的な生産と供給体制が維持できると、価格も維持できるというふうな答弁ですが、しかし今回の趣旨見ていましたら、将来的には外米を輸入し、さらに輸入して、いわゆる減反面積を拡大するということを言っているわけです。そのことを考えたときに、町長の理論というのは、もうここで成り立たないということになっているわけですから、この点をよくもう一度勉強していただいて、国が示す米改革の内容というのは、いかに市場原理という名のもとで、その供給体制も価格の安定体制も、どんどん崩壊してしまうという内容であることをきちんとして認識すべきだと私は思いますが、この点について、このままこの政策が進められれば、安定的な価格体制や生産体制が維持できるのかどうか、この点もう一度お伺いしたいと思います。

次にお伺いしたいのは、米をつくるに当たって、今回の政策というのは、いわゆる自治体や関係するいわゆる農協団体に、生産者に任せるということであります。このことを農家の現場の皆さん方に聞いたら、そう言われても、我々にどうしろと言われても困るんだと。あんた隣のところは米づくりたいと、だけれどもおいしい米をつくるという点では大変いいことだと思いますが、しかし一方では、おいしい米をつくるために、あんたのところは、Bというところは米づくりを中止しなさいということなのです、はっきり言えば。そういうことになったら、やはり根本的に米づくりのつくりたいと思っている人でも、米をつくれないう状況になるわけです。そういう意味では、今何が求められているのかということになれば、やはり米をつくりたいという人たちに対しては、その方向での位置づけをきちんとしてこのビジョンの中にも盛り込ませる、あるいは国や関係する団体に対しても、そういう要求を行うということ。

また、営農集団という集団化を進めるというのであれば、それに向けた財政的な支援や措置を行うという、こういう対策をきちんとしてらなければならないということだと私は考えますが、町長の答弁の中では、この点のやはり位置づけといいますか、現状認識について、余りよくわかっていないのではないかと、この答弁の中で感じられるわけです。これは大変なことなのです。

先ほどの一般質問の答弁にありましたけれども、いわゆる10ヘクタール以上、20ヘクタール以上のここに集約するというのですよね。仮にそういう

方向であったとしても、ここの方に対して、いろいろな補償だとか何とかという形で求めてくるわけです、国は。

今後の財政保障はどうかということですが、三千数百億円ついたということを言われていますが、これも5年後、7年後には廃止する、あるいは減額するというので、こういう集約する農家であっても、本当に農業が成り立たないという状況が生まれることは明らかです。ですから、この点について、町長はもう一度上富良野町の農業生産者、農業をきちんを守るためにも、やはり今認識をいま一度きちんとして再構築して、米をつくりたい方、また集団でやりたいという方に対する補助政策ということも含めて考えるべき必要があると思いますが、この点についてもう一度お伺いいたします。

次に、市町村合併についての問題についてお伺いいたします。

町長は、相変わらず他の動向を見てからということとあります。今の現状においては、合併の可能性は低いから、自主自立の道に軸足を置いて将来像を描きたいということの話とあります。しかし、そうならば、これも動向を見てからということですから、また合併したいということであれば、そちらの方も考えようではないかということの話だというふうに思います。

今、私、上富良野町に住んでいて、いい施策もたくさんやっぱりあるわけです。他の町村から比べてもいい政策、健康づくりやその他の町づくりの上においてもたくさんあるわけです。こういう町づくりをやっぱり前面に出しながら、やはり住民に対して町長みずからもどういう町づくりを進めるのかということ、やっぱり自立する方向で行きたいのであれば、自立の方向で意思表示すべきだし、合併するということであれば、合併する方向で意思表示すべきであるし、この点をきちん示す段階に私は来ているのではないかと感じるわけがあります。そういう意味で、そういう選択をしてもらう、その上でどういう方向に進んでいくのか、住民の方が何を求めるのかということも出てくるわけですから、その点をいま一度明確に答弁していただきたいというふうに思います。

次に、ごみ手数料の問題ですけれども、将来はまた50%ぐらいの応分の負担も必要だということとあります。この間お話を聞きましたら、やはり所得の少ない方に、さらに負担が伴ってきているという話です。町では、年間平均1万2,000円ぐらいで足りるのでないかということの話とありますが、もう既にそれを超えているという方もおります。

また、ごみの減量化が促進されたということの話

であります、これは総体的に見ましたら、逆に総体的なトン数がふえているということは、広報でも明らかになっています。そういう意味では、私は前から言っておりましたが、これは生産者や製造責任者のこういったリサイクル体制の強化も含めなければ、この減量体制というのは、なかなかできないものだ。確かに住民は、この点から一生懸命減量化に取り組むというはしてくれるだろうけれども、根本的な解決というのは、そういう二つの条件が合ったときに初めてできるわけですから、そういう意味では、そういう協力というのは、お金に換算しても換算できないものだというふうに考えています。そういう意味では、私は年に1回でもごみの袋を無料化で渡しても、十分価値ある町づくりの政策の一つだというふうに思いますが、この点についての町長の認識等についてお伺いしたいというふうに思います。

次に、子育て支援の問題であります。子育て支援の問題では、確かにいろいろ政策もとっておやりなのですが、このアンケートの中にも、それでは不十分だということがたくさん書かれています。このことをどうするのかということをお伺いしているのです。このことは、特にエンゼルプランに待たなくても、十分こういう問題認識を上げれば、こういうことをやるべきだという認識というのは、当然町長もお持ちだと思うのですが、この点町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

このアンケートの中にも、休日保育や祭日保育、そして子育ての悩みに回答できるようなそういう支援体制の強化、あるいは家庭に訪問してもらって、子供のやはり子育ての支援をしてもらうというヘルパー制度の充実というのが載っているわけです。こういうことを考えたら、何もエンゼルプランを待たなくても、十分その判断ができるのだと思うのですが、この点は町長はどのようにお考えなのか。ただ機械的にエンゼルプランに、将来的なことも含めて考えるというだけではなくて、現状でどういうふうに判断するか、その要望というのが必要だと考えているのか、あると思っているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、女性専用外来の問題では、十分検討するという話であります。先ほども言いましたが、女性の体というのは複雑にできております。ちょっとしたことで男性医師に話せない悩みなんか、その時々であるということです。そういう意味では、町においても週に1回でも2回でも、午後の検診においてもできる体制をつくってほしいという声がありますから、この点についても十分検討するというこ

とであります、もう一度体制等の問題もあるかと思えます、考え等についてお伺いしたいと思えます。

次に、祭りなどの行事については、今後検討するというでありますから、十分検討していただきたいと思えます。

町の人たちは、やっぱりこの不景気の中で、本当に住民の集まれる場所、心のいやせる、また活力のある、見出せるようなそういう、祭りというのはそういう町の心、住民の姿をあらゆる上でも大切な行事だと思っています。それは、当然地元の地産地消や商店街の活性化につながるという立場からも大切な事業であります。そういう意味では、十分この点についても集約の体制を考えるということであるということですから、また同時に仮装盆踊りも従来と変わって、また参加してみたいという方が恐らくいるのだらうと思うのです、今状況が変わってきていますから。この点についても、もう一度再構築すべきだと思えますが、この点お伺いいたします。

次に、交通安全対策については、地域の要望があります。確かにむやみやたらに交通安全標識というのを立ててはならないというのものもあるのかもしれませんが、実際に泉町地区においては事故に遭遇するという実態が出てきております。そういう意味では、きちっとした交通安全対策をとるということも大切だと思えますので、この点についてのもう一度の見解を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、米政策改革大綱の件、また地域農業ビジョンの、水田農業ビジョンの問題についてであります。これらにつきましては、今現在国が対応しておりますこの施策の中で、地域としてどのように対応していくのかということも十分見きわめながら取り進めていき、その中で議員御指摘のとおり、地域農業、基幹産業を維持するために、自治体として何ができるのかということ、その対応の中で考えていき、農業支援策を考えていかなければならないというふうに思いますが、現状におきましては、この制度が、議員おっしゃるように非常に水田農業者にとっては厳しいものも生じているわけですが、あくまでもその価格の問題等々につきましては、WTOの輸入問題、あるいはいろいろな問題を包括している大きな国政段階の課題でございますので、これらにつきましても十分見きわめながら、今後の地域農業の振興策を考えていかなければならない。しかし、何といたっても、たどり着くところは消費者に買っていただける売れる米をつくらなければ

ならないということでもあります。幾ら生産したいからといって生産しても、消費者に買っていただけない米を生産しているわけにいきません。ですから、買っていただけるクリーンで良質なおいしい米をいかにしてつくるかということが地域に課せられた課題であり、地域農業の水田農業の皆さん方の基本的な方向でありますので、そういったことを十分見きわめながら、行政としての対応を考えていきたいというふうに思っております。

次に、市町村合併であります。これにつきましては、今1月の町民との懇談会等々におきましても、合併を進めるべきという声は、大きな声は全く出てきておりません。そういう現状の中において、今の現状の中においては、先ほどお答えさせていただきましたように、自主自立の方向に軸足を置きながら、今後国が地方制度をどうしていくかということ判断して決めなければいけない。議員おっしゃるように、現時点で最終到達地点を結論出すことは、国の施策が見きわめられない状況にあって非常に厳しいと。

先ほど来お答えさせていただいておりますように、基礎的自治体としての対応はなされるのか、財政運営がなされるような地方財政の措置を国がどうするのか、そういうことを十分見きわめた中で、自主自立の道を歩められるのかどうかを見きわめていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、今の状況下では、私としては方向を断定することには至っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、ごみ手数料の問題であります。非常にこういう経済情勢の中で、町民の皆さん方の御負担をいただくということは、非常に忍びないわけですが、今年度の予算編成に当たって、予算審議に当たりまして御説明申し上げましたように、受益と負担の原則を見きわめながら、応分の住民の皆さん方の御負担をいただき、財政運営を進めていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、現状では今のところ考えておりませんが、将来的には、先ほどお答えさせていただきましたようなことで、そういう方向もあり得るということで御理解をいただきたいと。

今現在町民の皆さん方は、非常にこの問題に関心を持ち、分別収集に御協力をいただいております。先ほど総体的にごみの量がふえているという議員の御質問でありましたが、私の把握している範囲内では、総体的には1割ぐらigoみの量は減っております。そして、なおかつ有料対象となりますごみにつきましては、55%程度の減少になっております。それだけ住民の皆さん方は有料化するごみを分

別して、再利用のできる資源化ごみに対応していただいているというようなことから、例えば平成13年度においては16.71%の資源化率でありましたけれども、15年度に現状までの状況を見きわめますと、約55.63%、約56%資源化率が伸びてきている。

富良野市のように98%目標でというようなことには、なかなか難しいわけでありましてけれども、住民の皆さん方の関心が非常に高くなって、再利用、再資源化に対する御協力をいただいていると。そのことによって、有料化ごみにつきましては減少をしているということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、子育て支援につきましては、エンゼルプランができなくても、その対応をということでありますが、そのエンゼルプランができない今日までも、必要な子育て支援対策は推進してまいっております。今、ことし、このエンゼルプランが策定されます。次年度からは、このエンゼルプランに基づいた施策の展開を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思いますし、組織機構改革の中で、今後は、4月1日からは、子育て支援対策室を設けて、その中で専門に対処させる部署をつくりたいというふうにも思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、女性専用外来につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、今後病院内部の検討を進めさせていただいて対処させていただくと、検討をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと。

それから、イベントの対応についてであります。これにつきましては、今日まで私も過去におきまして、この問題を取り上げて対応してきたところでありますが、実施をする団体の皆様方が、非常に固まっているというようなことから、例えばラベンダー祭りや十勝岳火祭りをつなげようということになりますと、物すごく労力がかかるわけでありまして。ある組織には、大きな労力を、負担をかけてしまう。そういうようなことから、どうしても期間を置いて対応せざるを得ないという部分もありますので、今後こういったことを含みながら、実施団体と十分に協議を進めさせていただきたいというふうに思いますし、仮装盆踊りにつきましては、11年から中止しておりますけれども、10年度、9年度と参加団体が1団体、2団体というようなことで、とても仮装盆踊り大会というような形にはならない、参加者がいなかったというようなことで中止をさせていただきましたが、この盆踊りというのは、日本

の文化であります。継続して何らかの形で対応していけるように、今現在は仮装ではありませんけれども、大人盆踊り、子供盆踊りを十勝岳火祭りの中で実施しておりますが、参加者が非常にいないというようなことでありますが、これらについても参加者の状況を見きわめながら、今後実施団体と協議を進めていきたいというふうに思います。

また、最後に交通安全対策につきましては、皆様方の御理解を賜りまして、交通安全条例を制定させていただいております。この条例に基づきます交通安全対策審議会におきまして、地域の交通安全対策の推進に向けて、今後もより一層の努力をし、安全な町づくりを目指していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 米問題について、もう一度伺いたします。

町長の答弁では、国の進める方向でいたし方ないということの話かというふうに思います。そういう認識であるとするならば、この日本を含めて上富良野町の、先ほども答弁ありましたが、10ヘクタール未満の農家が四百数十戸いるという状況の中で、こういう方たちや、それ以上の方であっても、経営が困難になるということが明らかにはっきりしているわけで、これは仕方ないと、おいしい米をつくるためには仕方がないということの答弁かと思いますが、それで本当に上富良野町の農業を支えていくという、いわゆるトップの責任者としての言葉にはふさしくない言葉だというふうに思いますが、私はどんなことがあっても、この地元の農家を守ると、畑作や水田畑の農家を守るという立場からのことを考えた場合に、この米改革大綱では、本当に農業者の米をつくりたいという方々の声にこたえられないということだというふうに思いますが、私はどうも町長の考えが、本来やはり進むべく自治体の長として、この農家の方を守るという立場からして、かけ離れているというふうに思いますが、もう一度その点、やはりつくりたい方、集団化したいという方に対する助成策も含めて、この政策大綱のビジョンの中に、計画の中にも、行政としてもきちっとかみ合うような政策を打ち出すべきだというふうに考えておりますが、この点について、もう一度伺いたいというふうに思います。

次に、ごみ手数料の問題で言えば、確かに資源化率というのは上がっているというふうに思いますが、総体的なごみで言えばふえているわけですから、簡単に言えば、今まで一般ごみや、缶だとか不燃だとかごちゃごちゃになっていたのが、それがきちっと分別されて、それがきちっと分けられたとい

うことなのですよ。だけれども、総体的なごみトンの数の処理数見ましたら、ふえているわけですよ。町長、この広報見てもわかるように。この実態等を見たときに、やはり総体的な排出量というのはいまだに減ってきていないという問題が隠されていると。そういう意味では、やはりもう一度そういう苦労されている住民の方に、ごみ袋の無料配付を私は行っても価値ある財政措置でもあるし、これは喜ばれるというふうに思います。

年に1回ですから、そんなに財政負担にはならないはずですよ、これ。この点をもう一度考えていただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援については、今までもやってきているということの話であります。このアンケートの中を見てもらって、町長読まれたのだと思うのですけれども、この子育てについての要望たくさん出ています。一つ一つ挙げませんが、やはりまだ不十分なことなのですよ。ですから、エンゼルプランに載せてトータル的に考えるというのは必要なのですけれども、今現時点で町長は、この問題についてどういうふうな考え持っているのか、必要なのかと。必要であれば、待たなくてもそういう体制をとる必要があるのだという認識を持っているのかどうか聞いていて、この点について明確な答弁していただきたい。それであれば、話はすぐ決着はつくわけですから、この点もう一度伺いたいと思っております。

みずからの不十分さを棚に置いて、これを回避するということが許されないことです。子供というのは、その日1日1時間待ってくれない、そういう方たちですから、その問題について、もう一度答弁お願いしたいというふうに思います。

あと市町村合併については、何回言われても今後の動向を見てからということでもあります。本当に他の町村では、みずから合併しますとか、いわゆる自立しますとかという自治体も生まれてきています。私は、今町トップのこの上富良野町のリーダーとして、求められているリーダー像というのは、他の町村の動きもきちっと見るのも大事だけれども、みずからの町づくりをどうするのかというところの意思表示をはっきりしても、今そのぐらいの厳しさと迅速さ、これを求められているときではないかと思っておりますが、もう一度町長自身の優柔不断と思われる考えではなくて、きちっとその方向性を示すべきだと思っておりますが、この点について考えを伺います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、米政策改革につきましては、決して私は上

富良野町の農業者を見捨てるということを言っているのではなく、そういう状況を見ながら、自治体としての支援策をどうするかということは、今後のその状況を見きわめながら考えなければならないということでお答えさせていただいているつもりであります。基本的に、今米につきましては、売れる米をつくらなければならないというのは基本であります。では、売れない米をつくるという人が生じたとしても、そうではなくて、あなたは米以外に何らかのものを農業者として、どうしても売れない米でもおれはつくるのだというのに支援するというにはなりませんので、売れない米をつくるような地域にあっては、他の農作物を適地に植える、そういう転作をどのように誘導していくかということが私は大事であるというふうに思います。

ですから、今基本的に国が言っている10ヘクタール、これは四十数戸しか我が町にはいない。今後におきましては、農地の流動化を促進する対応を図りながら、この43戸の10ヘクタール以上の農家をもっともっと戸数をふやしていく、そういう施策の展開をも含めていかなければならぬし、また20ヘクタール、それ以外の集団型につきましては20ヘクタール必要であるという部分につきましては、その20ヘクタールに対応できる集団型の対応ができ得るように行政としても支援をし、努めていかなければならない。

それは、私は一番心配することは、今米をつくっているが、売れない米につきましても、やはり地域の集団化をこれから図っていかなければいけない。そういう中にありまして、その集団化から離れていく農家の方々に対して、他のものに転作誘導をしていく農家にどのような支援策を講じ、自治体としてどのような対応をしていかなければならないかということについては、今後十分農業者の皆さん方と、また関係者の皆さん方と協議しながら、これは進めていかなければならない大きな課題が今まだ残っているというふうに思っておりますが、これらにつきましても、これは今後の実態を見きわめた中で、自治体として判断していきたいというふうに私は思っております。

それから、ごみの手数料の問題ですが、総体的にごみがふえているというのは、もちろんふえております。これは先ほど申し上げましたのは、上富良野町だけの中で総体的に1割減っているということですが、粗大ごみにつきましては、今圏域のものをみんな我が町上富良野町で対応しておりますし、衛生用品につきましても、富良野圏域のごみすべてを上富良野が対応しているわけですから、総体ごみはふえております。しかし、我が町

の住民に課せる有料化すべきごみにつきましては、大きく住民の協力をいただいて減っているということで御理解をいただきたい。

それから、子育て支援につきましては、私は決して今までの私が進めてきた子育て支援策が、全く無意味であったということは思っておりません。最大限の努力をしながら、子育て支援策を私は今日までとってきたつもりであります。しかし、実際に対応する方々のアンケートの中にはかけ離れた部分もありますが、そのアンケートの中で要望していることすべてを行政が取り上げて対応できる範囲なのか、そうでない、行政として対応するのはこういうものであるぞというのを今決めるのがエンゼルプランで、町の子育て支援施策であります。この施策をこつこつとつくるわけでありまして。来年からそのエンゼルプランにのっとった施策の展開を進めるわけでありまして。今、年度の途中で子育て支援策として、新たな、議員おっしゃるような即対応するという考え方は、持っていないということでひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、市町村合併につきましては、なかなかさきの議員の皆さん方も、私がどっちの道を選ぶのかを聞きたいのだろうと思っておりますが、今の段階で私は判断する材料を持っておりません。町民に理解し説明する、この道を絶対進みますよと、今ここで宣言するだけの判断材料は持ち合わせておりません。私は、先ほど来言っているように、基礎的自治体としての権限が剥奪されないで、自治体としての権限を維持しながら、財政運営ができる状況を見きわめて、自主自立の道を進めていけるのかどうか十分判断した中で、最終的な議会の皆さん方との調整しつつ、町民の皆様方と議論をしつつ、最終的な判断をしたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります3項目について質問をさせていただきます。

初めに、青少年健全育成及び子育て支援についてお伺いいたしますが、国の2004年度の予算の概算要求の中で、厚生労働省は子育て支援など、少子化対策に力を入れた要求、文部科学省は学校教育現場における教育環境整備に力を入れた内容となっているが、子供たちを取り囲む環境は、いじめ、校内暴力、学級崩壊、非行、引きこもり、家庭内暴力、凶悪犯罪、性犯罪、虐待などなどの最悪の環境下にあることは、御存じのとおりであります。

次世代を担う大切な人材が、よりよい環境での伸

び伸びと健やかに健全に育つことをどなたも願うところでもあります。

関連の質問をするたびに、実は新しい数字を申し上げなくてはなりません。ということは、それだけ子供にとって、ますます厳しい環境になってきているということでもあります。

昨年1年間で、日本全国で婚姻届が80万件に対し、離婚届は実に28万6,000件、単純に計算しますと約35%、3組に1組が離婚しているということになります。離婚者のうち、80%が5年以内に再婚、こうした点から、問題なのは親の身勝手や感情の動きによって、あるときは親を失い、あるときは思いもしない親を与えられている子供がいるということでもあります。また、極度の少子化現象による過保護及び女性の社会進出によるかぎり子問題などなどの要素が重なり、次世代を担う青少年たちの育つ環境がますます厳しい状況になっております。

以上の観点から、教育現場では突然に理由もなく異常行動を起こす、自分の感情をコントロールできない子供が目立って増加していると言われております。

9月12日の新聞報道で、当町の風俗店において、旭川市内の女子中学生2名に接客させ、女子中学生の1人は33日間で48万円を得たというショッキングなニュースが報道され、皆さんも大変にショックを受けられたことと思います。現代社会における青少年健全育成対策及び子育て支援施策の難しさを改めて痛感する次第であります。

当町においても、行政でさまざまな施策を持って対応し、努力をしているが、まだまだ不十分であり、この一連の課題解決については、行政または個々だけの問題ではなく、社会全体、住民一人一人が真剣に考え努力し、取り組まなければならない最も重要な課題であり、一刻も猶予を許されない、国や町の将来を左右する重大かつ最も重要な課題について、行政としてどのような施策をもって対応される考えか、所信を詳細に伺いたいと思います。

次に、不良な砂利路線の改良について伺いますが、東中地区北16号と19号の路線改良が進んでいるが、北17号路線道路の東4線から東9線間は、いまだに旧態依然で幅員は狭く、砂利路線であり、地域住民の農作業及び生活に支障を来している現状であります。誠意を持って早急に舗装改良を計画施工すべきであると考えます。

また、宮町1丁目5番の神社参道からの裏通り及び宮町2丁目6番の裏通りは砂利道であり、整備も悪く、冬期間において除雪の問題もあり、地域住民の生活に支障を来している現状にあることから、地

域から舗装改良の切望があり、早急に対応すべきであります。

以上、3カ所の改良実施予定についての詳細を伺いたいと思います。

最後に、高齢者虐待における対策について伺いたいと思います。

最近、高齢者虐待の実態が新聞報道等により浮き彫りにされ、対応の重要性が大きくクローズアップされております。内容は、親の財産や年金を勝手に使う経済的虐待、言葉や無視等による心理的虐待、介護の放棄、拒否、放任による虐待、身体的暴力による虐待、性的虐待等々が挙げられております。超高齢化時代を迎えた現代社会において、当然に対応し、取り組まなければならない課題であります。

既に神奈川県横須賀市は、平成13年に中央保健福祉センター内に高齢者虐待専門窓口を設け、高齢者虐待防止ネットワーク事業をスタートさせ、効果を上げているが、当町においても隠れた潜在的事例があるものと考えられるが、どのように措置しているのか、また高齢者の皆さんの人間性維持に関する重要課題であり、今後における対応施策についての考えを誠意をもってお答えいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の青少年健全育成と子育て支援に関する御質問につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

次に、2点目の不良な砂利道路の改良についての御質問にお答えさせていただきます。

御案内のように道路整備につきましては、産業開発及び長年の生活道路に関して、町道整備計画に基づき、地域の意向や要望等を踏まえ、優先度を考慮し、整備に努めてきたところであります。

御質問の北17号道路につきましては、過去に地元地域に整備の意向や要望を承った中で、当時といったしましては、耕作地が狭小になるなどの懸念から、整備に対して消極感があり、優先度は低いものと判断してきた経緯がございます。

最近に至っては、他の道路の整備も進んできていることから、要望が強いものと思えますが、現在厳しい財政事情にもあることから、今後の計画の中で位置づけできるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、宮町1丁目神社参道への通ずる道路についてであります。このことにつきましては、平成8年に所管委員会において現地調査を行い、利用頻度

など、町道認定の見送りをした経緯にあることから、再度町の道路認定基準に適合する条件が整えられるよう、関係住民と協議してまいりたいと考えております。

また、宮町2丁目の裏通り路線につきましては、議員も御承知のとおり、本年3月に認定されたばかりの路線であります。舗装整備につきましては、毎年優先度などにより、全体の中で位置づけをしておきたいと考えておりますし、除雪につきましては、他の狹隘道路と同じく、降雪量の状況を見きわめながら排雪することで対応してまいりたいと思っております。

次に、3点目の高齢者虐待に関する質問ですが、今日高齢社会を迎える中で、議員の御質問にあるとおりさまざまな問題が起き、大きな社会問題に発展していることについて、それぞれが憂慮しているところでございます。

家庭で起きる高齢者虐待の問題は、例えば介護者が介護に熱心さの余り、高齢者に期待をかけ過ぎて無理な要求を出してしまうというケースや、親の財産を自分のものと思込み使ってしまう場合など、さまざまな要因によって虐待を引き起こしている背景となっております。虐待に関しては、家の恥を外にさらすことになるという思いにより口を閉ざし、なかなか表面化しにくい面があることから、町に直接的には相談や通報がない状況にございます。

これからの対策については、各地域の民生委員や福祉推進員と連携を密にしながら、家庭の悩みや相談や通報に対処するネットワーク化を図り、地域全体で相談しやすい環境づくりに努めていくべきと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番清水議員の青少年健全育成と子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、青少年の健全育成についてですが、議員からも御指摘ありますように、今日の厳しく変化する社会環境の中で、学校の内外を問わず、青少年が起因する極めて深刻な事件や犯罪が続発しておりますし、また低年齢化の傾向にあるだけに、大変憂慮すべき状況にあることは、十分承知しているところでございます。

私も議員同様に、青少年の健全育成は、行政の重要な課題であり、社会全体が一丸となって真剣に取り組むことの重要性を強く認識させられているところでございます。

これからも青少年が健やかに育っていくことは、全町民の願いでもありますので、今後において行政、学校、家庭、地域社会がより連携・協力を図り

ながら、それぞれの役割を担っていくよう、町の総合計画と現在策定を進めております第6次社会教育中期計画の中でも、今後の施策をより明確にし、その基本目標に沿って、きめ細やかな施策を講じながら積極的に青少年の健全育成に推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、子育て支援についてであります。坂口厚生労働大臣は、子供が健やかに成長できる環境がないことには、国の将来がないと申しておりますし、また国においては、今日の急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えているものであるとの危機意識のもと、少子化の流れを変えるためにも、また子供を産み育てやすいようにするための環境整備のために、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって従来の取り組みに加え、より積極的に施策を進める必要があるとのことで、本年7月に、新たに次世代育成支援対策推進法が制定されたところでございます。

この施策の内容は、従来の取り組みに加えまして、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子供の社会性の向上や自立の促進という四つの大きな柱に沿って総合的な取り組みを推進しようとするものであります。

本町においても、今後より一層子育て支援の大切さを重視し、国、道の基本目標に沿って、これまで進めている町での支援策の内容をより充実するよう具体的な行動計画を策定いたしまして、効果的な推進を図るよう取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

このため、庁内の各関係する課との連携をより強化し、プロジェクト的な組織を設け、行政機関、児童福祉施設、学校、地域社会ともより連携、協力しながら子育て支援について前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 初めに、砂利道路の改良について再質問させていただきます。

北17号道路につきましては、過去に整備に対して消極感がありと町長は先ほどお答えになりましたが、過去ということは、相当以前のことかなというふうには考えましたが、それにしては過去にそうした件があったことにより、今まで何らの施策を講じておられなかったということは、余りにも住民サービスに欠けるのでないかなというふうには私を考えます。どうかこの点について、今後できるだけ早

急に路面改良並びに舗装に取り組むよう御検討いただきたいと思っておりますので、この点もう一度御回答お願いしたいと思っております。

次に、宮町1丁目神社参道へ通じる道路であります。私あそこをちょっと通ってみたのですが、非常に車の通行が至難な状況にあります。そうした点から、特に冬期間においては除雪がされていない。地域住民が、自分で除雪をして車の出し入れをしているという状況にあると聞いております。こうした点から、この地点においても早急に解決していただきたいと思っております。

また、宮町2丁目裏通りの路線につきましては、今年3月に認定された路線であると言われておりますが、この地点においては地権者との関係で路線改良が難しいということで、もう3年ぐらいになりますかね、私が最初に所管に申し上げたときから。そうしたことで、なかなか話が進まなかったのですが、このたび3月に地権者の了解を得たということで、町道に認定された。

ということで、地域住民としては、当然舗装整備等について、早急にやっていただけるものだなというふうに認識しております。何人かの方から、私はそうした質問を受けておりますので、この点について早急に配慮いただきたいと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

次に、高齢者虐待についてであります。この問題については非常に難しいと思っておりますが、町担当者からある場所でちらっと私お聞きしたことなのですが、施設に入っている高齢者の年金を家族の方が当てにして再三要求に来るというようなことで、何とかこういう面を改善してほしいというお言葉がありました。そうしたことで、当町においても当然そうしたことがあるということは、それ以外の問題についても、潜在的なものがあるのでないかなというふうに私は憶測しております。そうした点で、今後理事者としてどのような対応を図っていくのか、その点再度お伺いしたいと思います。

次に、青少年健全育成及び子育て支援についてですが、この問題については、私、前期2期の間で、一般質問を29回やらせていただいた中で、再三にわたりこの問題を一貫して御質問させていただいておりますが、この問題については非常に私としては、理事者の答弁は不満であります。例えば、取り組んでまいりたいと考えておりますというような消極的なお言葉しかいただいていないのですが、以前には町長は国や道、他の自治体の行動を見ながらというような御回答されたように私は気をしておりますが、非常に遺憾でありました。

先ほど教育長も、最も重要な課題であると認識

していると、また町長も再三にわたり、私に最も重要な課題であると認識しているというふうにお答えになっております。最も重要な課題であると認識しておられるのであれば、もっとやはり積極的に取り組んでいただきたいなど。

例えば、今回教育長の答弁の中で、庁内の各関係する課と連携をより強化、プロジェクト的な組織を設け、行政機関、児童福祉施設、学校、地域社会ともより連携・協力しながらと答弁されておりますが、内容的なことが全然お答えになっておりません。連携しながらどのような内容で取り進めていくのか、また、このプロジェクト的な組織を設けということは、以前に私が町長に申し上げております。その中で、でき得れば町長部局の中に青少年健全育成及び子育て等の問題について、対応する機関を設けてほしいというような表現で御進言申し上げておりますが、そうしたことが、今回こうした言葉で出てきたのかなど、御答弁があったのかなとは思いますが、非常にこの点については、私は前向きなのかなど。ただ、先ほども申し上げたように、しからばどのような連携を図り、どのような施策を持って子育て支援について取り組んでまいりたいのか、その点について詳細にお答えいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の未舗装道路の問題であります。決して北17号道路、そういう過去の実態があったからそのままにしているということではございません。地域から新たな要望も来ておりますので、この17号道路につきましても、今後優先度を見きわめながら対応してまいりたいというふうに思っておりますし、宮町1丁目あるいは宮町2丁目裏通りにつきましても、まず問題は宮町1丁目、過般、町道認定をお願いすべく所管委員会をお願い申し上げましたが、現地視察の段階で認定をいただけなかったという部分もございまして、まずは町道認定をしていただかないと、宮町1丁目については、今後の対応はでき得ないということで御理解をいただきたい。

それから、宮町2丁目裏通りにつきましても、先ほどの北17号と同じように、今は町道のうち、未舗装部分が51.03%ございます。そして、1級町道の中でも、また23.14%、23%相当の未舗装道路がございます。その他の町道、あるいは2級町道につきましても、なおまた率は非常に高く、未舗装化されているわけですから、ひとつ御理解を賜って、優先度の高い順位から対応していく

ということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、高齢者虐待につきまして、特養の中で年金を云々というお話がございましたが、私ども聞いておりますのは、年金を全部とって特養の負担金もちょうだいでき得なくなって、議員の皆さん方の御了解をいただきまして、特別旅費を認定いただいて対応した経緯がございますが、今のところ入所者の年金を、入所者が必要な金額をも身内が持っていくというようなことについては承知しておりません。今後十分そういうことが生じないように、十分な対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、子育て支援の件につきましては、教育長の方で答弁しておりますが、町の方といたしましても、先ほどの議員にもお答えさせていただきましたように、私は子育て支援が、議員おっしゃるように、すべて十分でないという認識は持っておりません。行政として最大の子育て支援対策は推進しているという認識であります。しかし、一つ一つの項目の中では、やはり住民の期待にこたえていない部分もあるなどということについては、承知もいたしております。

加えて、今、来年度から子育て支援班という専門部署を設けてこの対応を取り進めていこうというふうに町行政としても、その重要性を認識しながら取り進めているということで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番清水議員の青少年の健全育成と子育て支援については、本当に毎回議会のあるたびに、心を熱くして私たちに青少年のため、子育て支援のためということで質問受けておりますし、またその課題について、質問内容につきましても、ただ聞いて前向きにということだけでなく、私たちができることについては、とにかくやってみよう、できることについては実行せよということで、着実に実施しているつもりでございますけれども、町長言いますように、すべてそれぞれのニーズにこたえるような対応がなされていないということも現実でございますし、また先ほども申し上げましたように、今、国、道においてはすばらしい法律が制定されて、その法律の指標目標に向かって行政が行動計画を立てて、国も支援しようということの法律が制定されているわけですから、私はいつも幾らいい法律ができて、幾らいいマニュアルができて、指導方法ができて、行動計画ができて、それを実行しなければ絵にかいたぼもちだと思っておりますので、私たちの町で実行できるものにつ

いては速やかに手をつける。プロジェクトXも、とにかくやれることはやろう、やってみなさい、やらなければ成功も成果も得られのだからということを頭に置きながら、これから意を尽くして子育てと健全育成について、さらなる努力をしまいたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 再々質問。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 青少年健全育成及び子育て支援について、いま一度質問させていただきたいと思えます。

この問題について、私が質問の中で、社会全体、住民一人一人が真剣に考え、努力し、取り組まなければならないというふうに申し上げておりますが、私以前に何度か町長に質問したことがあるのですが、私たち地域住民が身近なことでやれることがあると思うのです。そうした点、再三御質問したけれども、実際には実行されていない。私は、そういうことが、この問題に対する基本だと思うのです。

例えば、今大人と子供のコミュニケーションが欠けていると言われておりますね。なぜ欠けているのか。コミュニケーションのあれは、あいさつに始まると言われておりますよね。皆さん、この議場におられる皆さん、それではちょっとお聞きしたいのですが、日ごろ御自分の近所をよく知っている子供さんは別ですよ、それ以外の子供さんに、道で会ったときあいさつしますか。恐らくここで手挙げもらったら、あいさつしていない方が大半だと思います、失礼ですけれども。そうしたことが、やはり大人と子供のコミュニケーションが欠ける原因なのです。それだから私は以前に、町長に全町民が常に子供さんたちに声をかけられるようにしてください、そういう運動を展開してくださいということを申し上げているのですよ。

それから、私所管でありますから、小学校だとか中学校の行事に再三参加させていただいているのですが、あるとき西小の行事に参加させていただいたときに、西小の校長先生が、いや実は心配なことがあるのです。どういうことですかとお聞きしたら、うちの子供たち首からかぎをさげて来ている子供さんが非常に多いと。ということは、かぎっ子なんだと。親のいないところに子供さんが帰って、一体何をしているのかなと考えると心配だということを書いておられます。

地域の住民の皆さんがそうしたことを気にかけて、あそこはお母さんも働きに行っていると、小さい子供さんがいると、そうしたことを気にかけてい

るかかどうかということなのです。そういうことが大人と子供のコミュニケーションを図る基本なのです。そういうことが行政として、住民の皆さんに呼びかけて、そしてやってくださいということを私は申し上げているのです。この点について、今後そうした運動を真剣に取り組んで展開してくれるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番清水議員の青少年の健全育成の問題に触れて、いろいろ具体的に御指摘いただきました。確かに私たちも常日ごろ、大人が変われば地域が変わる、地域が変われば子供が変わる、子供が変われば日本が変わるということで、実は大人が変われば子供が変わるということで、啓発看板も設置させていただきました。

それから、具体的に西小学校の内在する課題、確にかかぎっ子の問題、そのことについて何が今条件整備が必要だということの学童保育の問題についても十分認識しておりますし、今その条件整備について、具体的に何を行動計画の中で実施をしていくかということで、今学校とも十分連携をとっておりますし、また子供たちの確かにあいさつ、これは地域の大人たちが子供たちに声かけをする、声かけをすることによって子供たちとのコミュニケーションを図ることについては、もう大変重要でありますし、私も非常に学校へ行って、現場へ行って関心していることは、とにかくいい顔、いい声、いい心ということで、このことについては、どの学校も私は、自画自賛ではありませんけれども、評価しております。そういうことがより継続して進展するようさらなる努力をしまいたいと思っておりますので、さらなる努力をするということで御理解いただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明9月25日は、本定例会の2日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年9月24日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 清 水 茂 雄

署名議員 徳 島 稔

署名議員 岩 崎 治 男

平成15年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成15年9月25日（木曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 4号 平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件
第 3 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）
第 4 議案第 2号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 5 議案第 3号 平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
第 6 議案第 5号 上富良野町公共下水道事業受益者分担金に関する条例
第 7 議案第 7号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件
第 8 議案第 8号 教育委員会委員の任命の件
追加日程
第 1 議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定の件
第 9 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員選挙の件
第10 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議
第11 発議案第2号 議員派遣の件
第12 発議案第3号 WTO農業交渉の強化と環境等直接支払い政策の早期導入に関する要望意見の件
第13 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（18名）

1 番	清水茂雄君	2 番	徳島稔君
3 番	岩崎治男君	4 番	梨澤節三君
5 番	小野忠君	6 番	米谷一君
7 番	岩田浩志君	8 番	吉武敏彦君
9 番	米沢義英君	10 番	仲島康行君
11 番	中村有秀君	12 番	金子益三君
13 番	村上和子君	14 番	長谷川徳行君
15 番	向山富夫君	16 番	渡部洋己君
17 番	西村昭教君	18 番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸孝雄君	助 役	植田耕一君
収 入 役	樋口康信君	教 育 長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長補佐	北向一博君
企画調整課長	中澤良隆君	税 務 課 長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会 計 課 長	高木加代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管 理 課 長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局 長	北川雅一君	次 長	菊池哲雄君
係 長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成15年第3回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件の議案第8号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承を賜りたいと存じます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 梨 澤 節 三 君

5番 小 野 忠 君

を指名いたします。

日程第2 議案第4号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第4号平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、病院事務長。

病院事務長(三好稔君) ただいま上程いただきました平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第4号平成14年度上富良野町企業会計決算

認定の件。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成14年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

病院事業会計から説明してまいります。最初に、事業の概要から御説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと存じます。朗読説明とさせていただきます。

平成14年度上富良野町立病院事業報告書。

1、概況、(1)総括事項。

近年、医療をめぐる環境は、医療費の増大と厳しい保険財政などを背景に、高齢者患者負担の見直し、診療報酬の大幅引き下げなど、大きな改革が進められており、平成14年度においては、賃金、物価の動向や、最近の厳しい経済動向を踏まえ、社会保険診療報酬などが平均2.7%の減額改定が行われ、医業収益の減少の要因となりました。

老人保険制度では、患者の1割負担が原則になり、一定所得以上の高齢者、被扶養者の自己負担は2割、さらに医療費の月額上限がなくなったことにより、患者の負担増につながり、このことが外来患者減少の一因にもなったものと推測いたします。

業務の推進では、患者に対し安全な医療を提供するため、医療事故防止対策委員会を設置し、医療事故の発生防止対策などに関するマニュアルの策定、職員研修会の開催など、組織全体で事故防止に取り組んでまいりました。

また、予想される社会情勢などの変化を踏まえたときに、町立病院が公的病院としてどのような役割を担うのか、町立病院のあり方をテーマに掲げ、町の町立病院に期待される医療のあり方の四つの視点、一つとして、「町民の健康づくりの推進」、二つ、「救急医療体制の確保」、三つ、「診断治療、リハビリテーション、健康管理、健康相談などの総合的業務の推進」、四つ、「要介護者の療養を支える」について、院内の経営改善検討会議で、それぞれの課題、具体策等について検討をしております。引き続き、具体策の具現化に努めてまいります。

今後も健全な病院経営を第一の課題として、職員一丸で取り組んでまいります。

このほか、地域医療の高度化、救急医療体制の一層の充実に向けて、旭川医大の御支援について十分な連絡調整に努めてまいります。

次に、平成14年度の患者の状況であります。外来と入院を合わせた患者数は7万359人で、前年比2,543人、3.5%の減少をいたしました。

収益では、病院事業収益9億3,868万7,00

0円で、前年比3,795万円、3.9%の減となりました。

費用では、病院事業費9億1,312万4,000円、前年比3,576万1,000円、3.8%の減となりました。

平成14年度病院事業会計の決算は、純利益2,556万3,000円の計上となりました。このことは、不良債務解消対策のための繰り入れ措置に起因するものであります。

ア、患者数の状況。

入院患者数は、一般診療分（療養型病床群のうち医療型を含む）では1万5,859人、介護保険診療分（療養型病床群のうち指定介護療養型医療施設）では7,730人で、年間合計では2万3,589人、1日平均64.6人、前年対比では879人、3.9%の増加となり、入院収益は前年対比1,020万5,000円、2.5%増の4億1,263万6,000円となりました。

外来患者数は、一般診療分では4万6,418人、介護保険診療分では352人で、年間合計は4万6,770人、1日平均190.1人、前年対比では3,422人、6.8%の減少となり、外来収益についても、前年対比2,109万7,000円、6.9%の減の2億8,408万3,000円となりました。

イ、収益的収支。

収益的収支の状況は、収入総額では9億3,868万7,000円、前年対比で3,795万1,000円、3.9%減少し、支出総額では9億1,312万4,000円、前年対比で3,576万2,000円、3.8%の減少となり、差し引き2,556万3,000円の当年度純利益となりました。

ウ、資本的収支。

収入総額は1億5,058万円、支出総額は1億5,057万6,000円で、収入内訳は、町からの出資金3,638万円、企業債借り入れ1億1,340万円、町民からの寄附金80万円であります。

支出につきましては、企業債償還金2,854万7,000円、給湯設備の改修や厨房冷房設備工事677万3,000円、救急車巡回場所新設工事95万5,000円、CT等医療器械の更新整備などに1億1,430万1,000円支出したところであります。

以上が、病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成14年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入、以下、決算額のみ朗読してまいります。

第1款病院事業収益9億3,868万7,584円。第1項医業収益7億9,642万774円。第2項医業外収益1億4,226万6,810円。支出、第1款病院事業費用9億1,312万4,386円。第1項医業費用8億9,380万8,707円。第2項医業外費用1,931万5,679円。第3項特別損失ゼロ。第4項予備費ゼロ。

(2) 資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入1億5,058万6円。第1項出資金3,638万6円。第2項企業債1億1,340万円。第3項寄附金80万円。支出。第1款資本的支出1億5,057万5,651円。第1項企業債償還金2,854万7,006円。第2項建設改良費1億2,202万8,645円。

以上が決算の概要です。

以下、3ページからの損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表。9ページから22ページまでの業務の状況、収支の明細と諸事項につきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、お認めくださいますよう、よろしく願いをいたします。

議長（中川一男君） 次に、上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 引き続き、水道事業会計について御説明申し上げます。

最初に、事業の概要から御説明申し上げたいと思いますので、7ページをお開き願いたいと思います。朗読説明とさせていただきます。

平成14年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況、(1) 総括事項。

水道事業につきましては、町民の日常生活に直結し、欠くことのできないものとして、使用開始以来29年を経過いたしました。平成14年度の決算状況につきましては、収益的収支におきまして、収入が1億7,771万3,123円、支出が1億6,341万9,648円で、純利益が1,429万3,475円で決算することができました。

次に資本的収支では、収入3,341万2,139円、支出9,080万1,264円で、不足する額5,738万9,125円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんして事業の推進を図ってまいりました。収支も、黒字で決算することができました。

また、地下水を利用している世帯を除いて、ほぼ100%近い普及率となっていることから、今後は受益者負担の原則に基づき、健全な公営企業としての運営に努めるとともに、老朽管の更新及び漏水防止等維持管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりたいと思っております。

以上が、水道事業の概況でございます。
続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。
平成14年度上富良野町水道事業決算報告書。
収益的収入及び支出。
以下、決算額のみを朗読してまいります。
収入。1款水道事業収益1億8,580万8,226円。1項営業収益1億7,429万4,134円。2項営業外収益1,134万3,931円。3項特別利益17万161円。
支出。1項水道事業費用1億6,872万5,300円。1項営業費用1億1,646万275円。2項営業外費用5,083万8,131円。3項特別損失142万6,894円。4項予備費、ゼロ。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。1款資本的収入3,341万2,139円。1項企業債3,230万円。2項負担金96万1,739円。3項固定資産売却代金15万400円。
支出。1款資本的支出9,080万1,264円。1項建設改良費5,921万3,603円。2項企業債償還金3,158万7,661円。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5,738万9,125円は、過年度分損益勘定留保資金5,738万9,125円で補てんしております。

以下、損益計算書など3ページから6ページ、及び8ページ以降の朗読は省略させていただきます。

以上で説明いたします。御審議いただきまして御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員(高口勤君) 企業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

平成14年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、平成15年6月2日付で提出されました決算報告書、財務諸表及び附属書類が、関係法令に準拠し作成され、その事業の経営成績及び財務状況が適正に表示されているかどうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査をいたしました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表は、財政状態及び経営成績を適正にあらわしているものと認めます。審査の詳細については、お手元に配付意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思いますので、概要のみを御説明いたします。

初めに、本会計年度の病院事業収支は、総収益9億3,868万7,000円、総費用9億1,312

万4,000円で決算され、差し引き2,556万3,000円の純利益が前年度に引き続き計上され、累積欠損金は6億7,370万6,000円となっております。

黒字決算の主な要因としては、給与費、研究研修費、支払利息及び減価償却費の減、医業外収益における不良債務解消に向けた一般会計からの繰入金等によるものであります。

医師の定年退職による交代など、診療体制の充実にも努め、新たなる経営体質改善を進めているものの、国の医療費抑制策に伴う社会保険診療報酬の平均2.7%減額改定、患者負担金の増加による診療抑制、患者意識の多様化や高度専門化志向による外来患者数の減など、病院経営が引き続き厳しい環境に置かれていることがうかがえました。

過年度分未収金は111件、金額399万5,000円が年度末に未収となっていることから、利用者の公平な負担と病院の健全経営を図るため、具体的な方策を構築し、解消に努力されたいと思います。

各種分析の結果、負債比率は平成12年度93.9%、平成13年度64.2%、本年度は42.7%に下降し、不良債務比率は4%と、繰入金による改善対策により減少し3,183万5,000円となっております。

町立病院においては、町民の健康と生命を守るため、その持てる力を十分に発揮され、日夜町民の期待と信頼にこたえる医療機関として、院長以下、全職員が常に改革意識を持って医療事故防止に努め、安全な医療を行われたいと思っております。

次に、水道事業収支は、総収益1億7,771万3,000円、総費用1億6,342万円で、差し引き1,429万3,000円が純利益として、決算繰越利益剰余金は5,685万1,000円となっております。

水道料金の未収は、過年度分249件、481万4,000円となっているので、利用者の公平な負担の原則から、引き続き回収に一層の努力を求めたいと思います。なお不誠実な未納者に対しては、上富良野町水道事業給水条例第29条に基づく給水の停止等も含めた、断固とした態度で当たることも必要と思われまます。水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給しているが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、事業を行われたいと考えております。

今後とも、町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ、経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉の増進と企業の経済性発揮のもとで、自主自立のできる健全な経営を行い、低廉で安

全かつ安定した水の供給に一層の努力を望むとこであります。

両企業会計について、慎重かつ厳正な審査を実施し、結論として、決算はいずれも関係法令に準拠して作成され、また計数にも誤りがなく、おおむね適正であることを認めました。

なお16ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第4号平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われまますので、この際、議長及び議員のうちから選任された、監査委員を除く16名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることとしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なしと」呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は16名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第3 議案第1号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算（2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長補佐。

総務課長補佐（北向一博君） ただいま上程されました議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、先にその概要を申し上げます。

まず、その1点目は、国が介護保険制度の円滑な施行に資するため、策定した実施要綱に基づき、本町においても新たな取り組みとして、入院している要介護老人を在宅復帰に向けるための支援事業の実施とあわせて、重症化への要因等について分析を行い、介護費用の適正化を図る目的で事業展開をする経費を計上いたします。

2点目は、町立病院の非常電源装置など、設備が老朽化により、改修の必要な状況が確認されたので、万が一の事態を避けるため、改修実施の財源として病院会計出資金を計上いたします。

3点目は、商業振興条例に基づく実施要望事案の増、及び、ポロピナイ川改修工事の事業促進経費の追加を初めとして、既定事務の内容に変化を生じたことから、既決予算の更正を行うことなどを主な内容とし、補正予算の編成を行ったところでございます。

それでは、以下、議案を朗読しながら、主な内容について説明してまいります。

議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ2,594万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,763万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

それでは1ページに移ります。この1ページから3ページまでは、議決項目の部分でございます。まず第1表の歳入歳出予算補正の内容につきましては、款の名称ごとに補正額のみ申し上げます。

最初は歳入であります。12款国庫支出金2,235万6,000円。14款財産収入40万円。15款寄附金261万円。18款諸収入67万5,000円。19款町債10万円の減。歳入合計は2,594万1,000円となります。

次、2ページの歳出に移ります。

歳出。

1款議会費15万円。2款総務費163万円。3款民生費663万5,000円。4款衛生費666万8,000円。7款商工費755万円。8款土木費1,250万円。9款消防費16万円。10款教育費630万円。15款予備費1,565万2,000円の減。歳出合計も2,594万1,000円でございます。

次、3ページの第2表地方債補正でございますけれども、表に掲げてございます3件の道路整備事業につきまして、事業費の調整に伴い、既決限度額の変更を行うものでございます。以上が議決項目でございます。

続きまして、4ページ以降の事項別明細につきましては、ページを飛びまして8ページの歳入から主な概要を申し上げます。款ごとに申し上げます。

てまいります。

まず8ページ、12款国庫支出金ですが、ここでは、冒頭申し上げました新規となります介護費用適正化事業に伴います給付金と、ポロピナイ川改修の事業促進に伴います追加財源を計上してまいります。

次、10ページ、14款財産収入では、教職員住宅の入居実態に応じて、貸付料の増額をいたしております。

次、12ページ、15款です。寄附金につきましては、一般寄附金として1件、民生費寄附金として5件、教育費寄附金として1件、延べ7件261万円の御寄附を町民の方よりちょうだいいたしました。一般寄附金以外は、それぞれの趣旨に沿いまして、歳出に同額の予算計上をいたしたところでございます。

次、14ページ、18款諸収入では、1点目として、住民基本台帳ネットワークに関連して、公的個人認証サービスのための電子証明書発行基金整備財源として63万円を、財団法人地方自治情報センターから助成を受けるものでございます。

また2点目として、本年5月14日に発見された行旅死亡人の措置に伴い、所持金に不足する分を北海道から交付金として受け入れするなどの財源の計上をしてまいります。

次、16ページ、19款町債につきましては、掲載のとおり3事業にかかわりまして説明欄に変更を掲載してまいります。

次、18ページからは歳出について申し上げます。

まず1款議会費につきましては、8月改選によりまして退任されました前議長の肖像画を作成する費用を計上しております。

次、20ページ、2款総務費では、過年度町税の還付に当たり、不足となる分について追加計上しております。また、歳入でも説明の公的認証サービスに伴う電子証明書の発行機器を備える必要から、所要経費を新規で計上しております。

22ページ、3款民生費についてですが、特に1目の社会福祉総務費の積立金51万円につきましては、さきに歳入で説明の寄附金にかかるものでございます。また、冒頭説明の要介護老人の在宅復帰と介護費用の適正化を図るための関連事業費を計上するほか、説明欄に記載のとおりとなっております。

次、24ページ、4款衛生費では、特に病院会計出資金につきましては、冒頭申し上げました非常電源装置などの改修にかかるものでございます。

26ページ、6款農林業費では、記載のとおり既

定経費の組みかえを行うものでございます。

次、28ページ、7款商工費では、冒頭に申し上げました商業振興条例に基づく要望事業が6件あり、それに対応すべく補助額を増額することと、セントラルプラザの温湯設備を取りかえる経費を計上するものであります。

次、30ページ、8款土木費では、説明欄に記載の事業について、組みかえと追加経費の計上を行うものでございます。

32ページ、9款消防費であります。去る8月28日に仙台市で開催されました全国消防技術大会への派遣経費と、消防職員に対しますB型肝炎予防接種の不足経費を、町から分担するものでございます。

次、34ページ、10款教育費では、説明欄の記載のとおりでございますが、西小学校用図書経費の財源は、さきに説明の町民からの寄附金でございます。また4項幼稚園費は、防衛庁の防音補助事業の補助残額に対する75%を上限として、高田幼稚園に助成を講ずるものでございます。

次に36ページの14款給与費では、各種事業経費の調整に伴い、必要に応じた財源を組みかえたものでございます。

次、38ページ、15款予備費であります。このたびの補正に伴う不足財源について、予備費より1,565万2,000円の減額を行うことにより、歳入歳出の調整を図るものでございます。

次の40ページ以降は、このたびの補正予算において該当する調書をそれぞれつけてございますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

以上が、補正予算の概要説明でございます。原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 歳出の7款商工費でございますが、平成13年に施行されました商業振興事業の補助でございますが、累計補助金は今まで幾らになっているのか、累計件数は何件なのか、お教え願いたいと思います。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 14番長谷川議員の御質問にお答え申し上げます。

平成13年から、この補助が行われてまして、その累計件数につきましてはでございますが、平成13年度におきましては6件、それから昨年14年度については6件、それから本年につきましては、既存の予算の中で3件が、それぞれ補助を受けておりま

す。

今回の補正をお願いする分につきましては、あと不足する分3件について補正をお願いするといったことで御提案をさせていただいております。

それと金額でございますけれども、同じく13年度につきましては1,053万2,000円。それから、14年度につきましては1,621万8,000円。本年度につきましては3件で1,078万5,000円を、補助金として支出をいたしておるところでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） この3年間で、累計が3,700万円ぐらい補助をされていますが、なかなか顔が見えていないような気がするのですよね。それで、施行条例、また条例施行規則の見直しをする必要があると思うのです。なぜかといいますと、商店というのは1階部分だけが商店でなくて、2階も商店の顔なのですよね。その辺の案分の仕方が、ちょっと不足でないかと思うのです。その辺、どうお考えでしょうか。

議長（中川一男君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 長谷川議員の御質問にお答え申し上げます。

今の条例では、そういった居住と店と併用になっている商店につきましては、それぞれの壁だとか、あとは屋根だとか、そういう部分について案分でもって補助の対象経費を算定しております。確かにそうなると、場合によっては対象部分の分しか、改築というか、そういったことをなさらないで、居住部分が以前のままになって、議員おっしゃるとおり、せっかくやられても、そういう効果が半減するといったこともあろうかと思いますが、その辺も含めまして、商工会とも十分に調整させてみたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 3款民生費にかかわって、お伺いいたします。13節の委託料で、在宅復帰促進事業等々の内容であります。具体的には、いわゆる重度の病状にかからないようにということ、あるいは在宅復帰のための促進のための事業ということですが、具体的にはどういう事業内容を指すのか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

また、介護にかかわってですが、上富良野町の介護にかかわる部分でお伺いしたいのは、あわせてお伺いしたいのは、介護保険の限度額の利用状況と

いうのは、現在どのようになっているのかという点と、訪問介護等、あるいは在宅、あるいはリハビリ等が進められているという状況の中で、介護度の改善がなされている部分というのは見られているのかどうか、この点について、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、在宅復帰促進事業の13節の委託料との関係の事業内容についての御質問でございますが、この補正予算の目的でございますけれども、入院患者が外泊、一時帰宅の折、介護サービスの利用と福祉用具の利用によりまして、退院しても安心して在宅で生活できるよう体験してもらうということが目的でございます。

この13節の委託料につきましては、これら介護サービスの利用とか、あるいは福祉用具の利用とかというようなことの、その利用に当たっての支援プログラムを作成する内容で予算を計上したものでございます。そのほか、この介護サービスの利用に当たっての業務委託の関係の予算であります。

それから次、介護保険の限度額、利用状況ということでございますが、今手元に詳しい資料は持ち合わせてございませんけれども、おおむね7割から8割の利用の状況にあるというふうに考えております。

次に、3点目でございますが、これらの訪問介護サービスの利用に当たって、どのような改善がされているかということにつきましては、特に本町の特徴といたしまして、要支援から要介護2までの軽度な方が要介護度の割合の中で多くなっているということで、この要介護3以上の方の重度化を予防するという意味で、それらの部分についてのことで、在宅の介護サービスの促進を促した結果でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 負担の軽減ということで、費用の抑制ということも絡まって出てきているのだと思うのですが、さらにお聞きしたいのは、そういう状況であれば、在宅促進ということになれば、さらにケアする看護体制や訪問体制の充実ということが一層叫ばれるということだというふうに思います。そういう意味で、将来24時間のホームヘルパーの体制等の声も、一部アンケートの中にもあるやに見ておりました。そういう声も出てきておりますが、そういう体制も含めて、今後より一層の充実が在宅に移った場合の体制というのが必要になって

くと思いますが、この点等については、今後の体制等はどのように検討をされているのか伺いたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢議員の質問にお答えします。

在宅介護でのケアの体制ということですが、町は従来からホームヘルパーの養成に力を入れてまいりまして、今、社会福祉協議会が事業所として、この訪問介護サービスを実施しているところでございますが、登録者がかなり多くございまして、これら今までの養成によりますヘルパーの資格の取得をされている方がかなりおられまして、これらについても、100%十分ではないかもしれませんが、体制については、現段階では、介護認定者の利用の要望に対しては応じていただいているというようなことで認識しているところでございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第2号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第2号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、初めに補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、受益者負担金の前納者がふえたことによります受益者負担金の増額、それと2点目としまして、事業費の確定によります町債の増額補正でございます。

歳出の1点目としまして、受益者負担金前納者増によります前納報償金と、水洗化等改造の補助対象者増によります補助金の増額、それと2点目としまして、事業費精査に伴います建設事業費の増額補正

でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第2号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成15年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9,482万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。1、歳入、1款分担金及び負担金1項負担金800万円。7款町債1項町債110万円。歳入の合計としまして910万円でございます。2、歳出。1款下水道事業費1項下水道事業管理費357万円。

2項事業費120万円。3款予備費1項予備費433万円。歳入の合計としまして910万円でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

第2表、地方債補正。

（1）変更。起債の目的、公共下水道事業の限度額は110万円増の1億720万円でございます。

4ページ、5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、1総括につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金1項負担金1目受益者負担金800万円。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、受益者負担金の一括納入者増によるものでございます。7款町債1項町債1目下水道事業債110万円につきましては、事業費精査によるものでございます。

3、歳出。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費357万円につきましては、歳入のところでも申し上げました、受益者負担金の前納者増に伴います前納報償金が200万円、また、水洗化される件数を

当初39件ほど見込んでおりましたが、26件の増に対する補助金157万円の増額でございます。

1款下水道事業費2項事業費1目建設事業費120万円につきましては、事業費の精査によるものでして、実施設計また測量調査費の精査による委託料20万円の増、また工事請負費の公設ますの設置増、当初20件ほど見込んでおりましたが、10カ所増の30カ所に対する100万円の増額でございます。3款予備費1項予備費1目予備費433万円につきましては、収支の差額を計上しようとするものでございます。

8ページの地方債の現在高見込みに関する補正調書につきましては、110万円の増額の補正後の額は35億120万5,000円でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第3号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（三好稔君） ただいま上程いただきました議案第3号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、先に補正の要旨について御説明申し上げます。

予算第3条に定める収益的収入及び支出において、町が実施する要介護者など、在宅復帰促進特別事業、及び要介護認定者要因分析、及び発症重症化予防事業等の一部を町から受託するに当たり、受託収入並びに事業実施に必要な費用を計上するものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出において、1点目が、昭和54年の病院改築時に設備

した自家用電源起動用装置の老朽化が著しくなったこと。また、平成3年に設置した非常用照明装置の劣化が著しく、非常時での稼働について不安があることから、万が一に備えて設備を更新させていただくものであります。

2点目が、24年間使用しております給食厨房のガスレンジのガスバーナーの熱が外に漏れる状態になり、調理の支障や作業上の危険が伴う状態になったことから、危険を解消するため、設備の更新を行うものであります。

3点目は、医薬品及び医薬容器、検査器具等の滅菌に使用しています滅菌器が31年経過し、遮へい盤の腐食が著しく、取りかえ部品もないことから、機器の更新整備を行うものであります。

4点目が、平成14年度借入企業債の償還元金の確定による所要額の調整、また、既決予算における工事請負費の不用額の調整等を行い、これらについて補正をお願いするものであります。なお、これらにかかわる財源は、一般会計からの出資金をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

議案第3号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条、平成15年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。科目及び補正額のみ申し上げます。

収入。第1款病院事業収益243万9,000円。第1項医業収益243万9,000円。

支出。第1款病院事業費用243万9,000円。第1項医業費用63万6,000円。第4項予備費180万3,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款404万5,000円。第1項出資金404万5,000円。

支出。第1款資本的支出404万5,000円。第1項企業債償還金97万5,000円減。第2項建設改良費502万円。

次に、1ページから4ページの事業会計予算実施計画の説明は省略いたします。

次に、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出明細書。

1、収入。

1 款病院事業収益 1 項医業収益 1 目その他医業収益 1 節公衆衛生活動収益 2 4 3 万 9,0 0 0 円。この内訳につきましては、先ほど一般会計等においても御説明いただいた分にかかわる分でございますが、1 点目が要介護者等在宅復帰促進特別事業の受託収入 1 1 8 万 9,0 0 0 円でございます。これにつきましては、病状の安定した要介護者が在宅に戻るため、患者の状況に応じた具体策を関係機関で検討し、在宅復帰を促進するためのものございまして、病院におきましては、病状の安定した長期の入院患者を在宅復帰を促進するため、これに必要な支援、プログラムを業務として行うものでございます。

2 点目が、要介護認定者要因分析及び発症重症化予防事業受託収入 1 2 5 万円。これにつきましては、要介護認定者の増加を抑えるため、要介護状態となった原因疾病の把握と要因を分析するもので、病院におきましては、平成 1 5 年度の町の基本検診にて、血糖値の異常が見られた 6 0 歳未満の者、糖尿病の家族遺伝のある者等を対象に、糖負荷試験、腹部の C T 検査等を業務として受託するものです。件数は 5 0 件程度を予定しております。これらにかかわる費用ということで、受託収入とするところでございます。

次に、支出でございます。

1 款病院事業費用 2 4 3 万 9,0 0 0 円。1 項の医業費用 6 3 万 6,0 0 0 円。2 目材料費 3 1 万 6,0 0 0 円。2 節診療材料費 3 1 万 6,0 0 0 円。これらにつきましては、前段で、収入で申し上げました事業実施に当たりまして、試験、検査に必要な診療材料費、試薬、C T のフィルム等にかかわる費用でございます。

次に、3 目経費 3 2 万円。その内訳といたしまして、4 節消耗品費 2 0 万円。これにつきましても、収入の受託事業にかかわるところの業務用のコピー用紙、インク代と消耗品でございます。

9 節印刷製本費 1 2 万円。これにつきましても、業務を進めるに当たっての諸様式等の印刷にかかわる費用でございます。

4 項予備費 1 目予備費 1 8 0 万 3,0 0 0 円でございます。これにつきましては、本事業は主として人的に行うものございまして、人件費につきましては、既決予算の中で支出をすることから、新たな人件費の予算の増額計上は要しない。そんなことから、受託収入と費用計上額との差額とを予備費に計上するものでございます。

次に、7 ページ、8 ページちょっとお開きいただきたいと思っております。

資本的収入及び支出明細書。

1、収入。1 款資本的収入 1 項出資金 1 目他会計出資金 1 節一般会計出資金 4 0 4 万 5,0 0 0 円。これにつきましては、前段で申し上げました自家用発電起動装置、非常用照明装置等、4 点にかかわる機器の更新に必要な財源として、町から出資金の繰り入れを願うものでございます。その内訳といたしまして、企業債元金 9 7 万 5,0 0 0 円の減。これにつきましては、平成 1 4 年度執行いたしました医療器械の購入にかかわる企業債の償還元金の確定により、所要額の調整を行うものでございます。

資産購入費 1 1 4 万 5,0 0 0 円、これにつきましては、厨房用ガスレンジ、滅菌器にかかわるものでございます。建設改良費 3 8 7 万 5,0 0 0 円、これにつきましては、自家発電起動装置、非常用照明用電源装置の整備にかかる分 4 0 7 万 4,0 0 0 円から、既決予算における執行額の確定による不用額、病院の病室の改修工事を終えて、額が確定したことで執行残が 1 9 万 9,0 0 0 円でございます、それを差し引いたものでございます。

次に支出。1 款資本的支出 1 項企業債償還金 1 目企業債償還金 1 節元金 9 7 万 5,0 0 0 円。これにつきましては、平成 1 4 年度における借入企業債の償還元金の確定による所要額の調整でございます。2 項建設改良費 5 0 2 万円。1 目資産購入費 1 1 4 万 5,0 0 0 円。1 節医療器械 7 6 万 9,0 0 0 円。これは小型滅菌器の購入にかかわる分でございます。2 節什器備品 3 7 万 6,0 0 0 円。厨房用のガスレンジの整備にかかわるものでございます。2 目建設改良費 1 節工事請負費 3 8 7 万 5,0 0 0 円、これにつきましては、自家発電用電源装置、非常用照明用電源装置 4 0 7 万 4,0 0 0 円から、既決予算額における病室改修工事の不用額 1 9 万 9,0 0 0 円を差し引いたものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議賜りましてお認めくださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第5号上富良野町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第5号上富良野町公共下水道事業受益者分担金に関する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本町の下水道事業につきましては、これまで都市計画法の用途地域内において、都市計画事業の認可を受け事業を進めたきたところですが、処理区域の拡大に伴いまして、用途地域外の住宅の密集地、また企業等が張りついている分につきましても下水道の処理区域とし、事業を進めているところでございます。

この用途地域外の地区につきましては、都市計画事業として施工される公共下水道事業以外の公共下水道事業となり、地方自治法第224条に基づき、受益者から事業費の一部を負担していただく分担金徴収のため、受益者負担金に関する条例を準用し、本条例を制定しようとするものでございます。

また附則において、関連する上富良野町水洗化等改造資金貸付に関する条例、及び上富良野町水洗化等改造に関する補助金条例の一部の文言を整理し、本条例と整合性を図るものでございます。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第5号上富良野町公共下水道事業受益者分担金に関する条例。

第1条は、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者分担金を徴することに関し必要な事項を規定する条例の趣旨でございます。

第2条は、受益者の定義を定めたものでございます。

第3条は、分担金の額を、土地の面積に対し、受益者負担金と同額の1平方メートル当たり362円とするものでございます。

第4条は、分担金の賦課対象区域の設定について規定したものでございます。

第5条は、この条例に定めるほか、分担金については、上富良野町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の第7条から第13条までの規定の「負担金」とあるのを「分担金」と読みかえて準用するものでございます。

第6条は、委任規定でございます。

附則の1としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。同じく2項の経過措置と

しまして、既に施行された事業にかかる廃止区域につきましても、この条例を適用するものでございます。

3、上富良野町水洗化等改造資金貸付に関する条例の第3条第1項第1号中、「及び」を「並びに」、「負担金」を「負担金及び分担金」に改める。これにつきましては、貸し付けの対象者で、町税及び公共下水道受益者負担金を滞納していないことに、新たに分担金を加えるものでございます。

4、上富良野町水洗化等改造に関する補助金条例の第3条第1項第3号中、「及び」を「並びに」、「負担金」を「負担金及び分担金」に改める。これにつきましては、補助対象者で、町税及び公共下水道受益者負担金を滞納していないことに、新たに分担金を加えるものでございます。

以上で、説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 実はこの条例についてはあれなのですが、この条例について、この1平米当たり362円ということなのですが、今回区域が広がるということだろうと思うのですが、これで非常に高額な負担になるということもあろうかと思われるのですが、その部分で何か相談が来たり、あるいは一度に納められないならば、いわゆる納め方の相談を受けることができるのかどうかということ、一つお聞きしたいと思うのですが。

議長（中川一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） この分担金につきましては、一括納入の場合と、これ5年で分割納入できることになっています。しかも1年4回の分割ですので、5年ですと20回払いということで分納という形がとれます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第9 選挙第1号

議長（中川一男君） 日程第9 選挙第1号選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員には、松田達雄君、高木誠君、守田昭子君、土田栄吉君、補充員には松田徳三君、荒廣之君、勝井典子君、神谷恵美君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員及び補充員の当選人と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員に、松田達雄君、高木誠君、守田昭子君、土田栄吉君、補充員には松田徳三君、荒廣之君、勝井典子君、神谷恵美君が当選されました。

お諮りいたします。

補充員につきましては、ただいま指名した順位を補充の順位といたしたいと思っております。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の補充の順序は、指名の順と決しました。

以上、当選人には、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

日程追加の議決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第9号公の施設の指定管理者の指定の件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

追加日程第1 議案第9号

議長（中川一男君） 追加日程第1 議案第9号公の施設の指定管理者の指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第9号公の施設の指定管理者の指定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、町立西保育所の管理運営について、町の委託計画に基づき、平成16年4月1日をもって民間事業者に行わせるべく、町内で保育実績を有する社会福祉法人わかば会と、幼児教育の実績を有する学校法人専誠寺学園の2法人を候補対象者として、過日説明会を行い、受託意思を確認したところ、両法人から受託の申し込みを受け、関係書類が提出されたところであります。

このことにより、選考に当たっては、公平性、透明性を図り、的確に行う必要があることから、保育目標や保育内容、施設の児童福祉及び施設運営の考え方など、5分野16項目にわたり、書面及び聞き取りにより、助役、収入役、教育長の3名の審査のもとに選考を行ったところでございます。

その結果につきましては、増加する保育需要の対応や子育て支援の環境づくりの必要性、幼児教育と保育の一本化、いわゆる幼保一元化の国の動向などの情勢を踏まえて総合的に考慮し、判断した結果、幼稚園運営を通して、幼児一人一人のよさを伸ばし、健康で明るく伸び伸びと行動する子供の成長を目指した幼児教育の実践と、数多くの子育て支援サービスの取り組みを行っている学校法人専誠寺学園が、現在の保育水準をさらに創意工夫し、多様な

保育ニーズへの対応が期待できるとともに、地域や保護者に対する子育て支援事業の取り組みについても強い熱意が感じられるとの評価により、最もふさわしい委託候補者として認め、選考いたしましたところでもあります。

この委託候補者をもって、指定管理者として西保育所の管理を行わせるために、昨日、町立保育所条例の一部を改正する条例の議決を賜り、施行の手続を経たところであります。指定に当たっては、地方自治法に基づき、施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定機関の事項につき議会の議決が必要なため、本件を提案するものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第9号公の施設の指定管理者の指定の件。

上富良野町立保育所の管理を、次により指定管理者を指定して行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、施設の名称、上富良野町立西保育所。

2、指定管理者となる団体の名称、上富良野町栄町3丁目2番30号、学校法人専誠寺学園理事長増田修一。

3、指定の期間、平成16年4月1日から平成19年3月31日まで。

この期間の設定を3年としておりますのは、当初の期間、指定管理者において雇用の確保を図り、安定的な保育所運営を行うことができるよう3年としたところであります。以降の指定につきましては、当初の期間の運営が適切に行われているかの実績を見きわめて、別途判断していく考えであります。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の条例の指定の件という形で出されましたが、ここで伺いたいのは、なぜこの専誠寺学園に指定になったのか。福祉法人であるわかば愛保育園等も、ここに名乗りを上げていたというふうに伺いますが、なぜ該当から外れたのか。

それと専誠寺学園の財務内容、これは現行では、かなり幼稚園等における、今、経営状況はどのようになっているのか。また選考に当たって、ここに決めたということの中では、十分町の意向に沿った内容等を実施できる要素があるということの説明であったが、どういったところに、そういう内容が実行されるのかという点で、どういう点で町との指

定される業者との間で同意点があったのか。

それとも一つ伺いたしたいのは、幼保一元化の将来をにらんだ上でのまた判断だということですが、町は将来的に幼保一元化の方向に進むという方向を今までは聞いておりませんが、こういったことも判断の要素ということであるとすれば、議会にも知らされることなくこういうことを決めるというところに、問題があるのではないかというふうに思います。

それと、わかばについても、それ相当の受託できるような要素があったのだけれども、説明経過の中では、熱意がなかったということの説明でしたが、どの部分に熱意が感じられなかったのか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

私、前回の条例制定に当たっても、公設を前提として十分やれる要素があるにもかかわらず、これをやらないで、ただ民間に委託してしまうというところに問題があるし、また保育所の先生、いわゆる雇用形態についても、当然民間に移れば、短期間でいわゆる雇用が終わってしまうという傾向があり、その傾向というのは勤務年数にもあらわれています。そういう意味で、私は今回のこの指定の件にも納得できないものでありますから、この点等についてももう一度明確な答弁を求めるものであります。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えいたします。

なぜ学校法人専誠寺学園の選考に至ったのかという御質問でございますが、先ほど御説明申し上げましたが、学校法人の専誠寺学園につきましては、保育所運営の経験はございませんけれども、長年、幼児教育、幼稚園運営を行ってございまして、この幼児教育の基本理念に沿った幼稚園の運営を通して、預かり保育とか、あるいはキッズママ親子教室とかという子育て支援事業の実績を持っておりまして、積極的に町の子育て支援事業にも協力して取り組んでいただいているところでございます。

これらにつきまして、町が提示いたしました、先ほど、5分野16項目と言いましたが、その中でも特に低年齢児保育とか、保育時間とか、あるいは障害児保育などの面について、子供たちをはぐくむという基本理念、そして社会的使命を担うという強い考え方が示されてございまして、これらについて、町の多様化する保育ニーズへの対応とか、子育て支援事業の充実という面での町の基本方針に合致しているという、十分期待できるということで選考された経過でございます。

それから、なぜわかばが該当が外れたのかということについては、わかばさんについても、長年の保

育所運営を通しまして、通常保育とか特別保育、それから地域の子育て支援の事業も実施しております、これらについては実績もございまして、町のこのたびの運営委託に関する町の考え方に対しても同じような考え方を表明してございまして、これらについては、基本的には、町のこの委託の計画の考え方に対しては沿ってございまして、先ほど言いました、高田さんが特に特別保育の部分とか、それから幼児教育を通じた保育事業の熱意という部分が強く感じられるというところで、高田さんを選考された状況でございます。

それから、財務状況はどうなのかという部分でございまして、積み立て準備金等も計上されてございまして、これらについては経営基盤としては安定しているというふうに判断いたしているところであります。

それから、幼保一元化をにらんだという、幼保一元化に関する御質問でございますけれども、これについて、議員も御承知のとおり、今、国においても、幼稚園であります所管の文部科学省、それから保育所運営の所管であります厚生労働省の関係省庁のもとに、国を挙げて子育て支援の推進を進めているところであります。これら、この幼稚園、それから保育所という部分については、子育てという部分では、一つの共通的な部分で、保育の内容とか教育の部分ということについては、同じような内容で実施しているということから、将来、この辺の幼稚園と保育の共有化といいますか、それぞれの特性を持った中で、合同で学習するとかというふうな、そういうようなことが、今、これからの求められているような状況でございます。

それから、最後の質問については、先ほどちょっとわかばさんのことについて御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

この3カ年の設定の根拠でございますが、この地方自治法の趣旨に基づきまして期間を設定するというので、要するに永久ということではございません。という意味合いでなく、この法の趣旨は、民間事業者の活力を有効に導入していただいて、そして、より行政サービスが向上されるよということで、この法律の趣旨となつてございまして、そういう視点で、この法におきましては、この期間を設定が義務づけられてございまして、しかしながら、これをそれでは1年ということになりますと、そういうことには、保育所の運営上、それは安定的な運営はなされないということでございますので、一般的に3年ということを設定をさせていただいて、以後3年後の指定に当たっては、これら3年間の実績踏まえて期間を設定していくというようなことを考

えているところであります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 財務内容については、資料を要求したいと思えます。ただ、口頭で良好だということだけでは納得できないようになっておりますので、この点を要求したいというふうに思えます。

それと、幼保一元化の問題で、どういうことのメリットがあるのか、デメリットがあるのかということも、十分知った上での将来ということにらんでやっているのかと思えますが、よい点、悪い点というのもきちんと判断されて、将来をにらんで、この専誠寺学園ということにしたのか、その点、詳しくちょっと説明していただきたいというふうに思えます。

なぜこういった点についての議会の報告がなかったのかということについては説明がありませんので、もう一度お伺いしたいというふうに思えます。それと、わかばに至っても、当然それだけの、できるだけ要素が当然あるということの説明でありますから、本来であれば、そういう実績を積んだ保育所ということであれば、わかばの方ということになるのが当然だというふうには思えます。

ただその判断が、いわゆるゼロ歳児だとか、あるいは障害児保育や、そういったところに対する判断等が、いわゆる状況が、余り高田から比べればよくなかったということの話であります。運営をスムーズにしようというのであれば、よくそれに熟知したわかばの方が妥当であるのではなかったのかというふうに思われますが、そういう判断はされなかったのですか。

この間も議員協議会の中で、当然わかばにおいても、それだけの要素は十分あったと。ただ熱意が感じられなかったというだけのことでありますが、私は、どちらにしても熱意というのは、子供さんも育てておられるわけですから、それなりの熱意というのが、私はあったのだらうと思うのです。ただ、その透明性という点では、私の判断で聞く限りにおいては、どちらも同等のやっばり格があったにもかかわらず、なぜ専誠寺学園に行ったのかということの判断基準という点での問題がはっきりしないというふうに思えますので、この点についての見解をもう一度お伺いしたいというふうに思えます。

もう1点お伺いしたいのは、公立であっても私立であっても、そういう住民や保護者の要求を取り入れる熱意があるかどうか。この点にかかわって、やはり保育行政が前へ進むか後ろに進むのかということだと思えます。こういう努力がなされない中で民間委託というのは、納得できるものではあ

りませんし、その点についてももう一度町の見解を求めたいと思います。

この間、公設の保育所でも、地域の住民を囲んで、子供さんを囲んだサークルづくりだとか、そういったことが始まったばかりで、そういう実績をもっと行政が前に出して、それを充実して、もっと開花させるような運動体系をとる、あるいは私立の幼稚園や、あるいは委託している民間保育所との連携をとりながら、子供の問題を考えるという立場の努力を、この間見ていましたら全くと言っていいほどなされていない。

そういう状況の中で、こういう問題が出てくるというのは、私は納得できてないわけではありますが、この点についても十分なされたという判断がされた上で、この指定管理者の指定という件になったのですか。その点をお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的に議員と私の考え方を理解していただけないということが、まことに残念に思うわけでありますけれども、私は基本的に民ができるものは民にさせていただくということが前提で行政執行をさせていただくということで、議員とは考え方が違うように受けとめておるわけではありますが、そういう中にありまして、いろいろな御意見等々、今承りました。しかし、基本は、民には問題があるぞという前提での御質問だというふうに理解いたしております。

まず1点目、わかばさんと専誠寺学園との問題でありますけれども、決してわかばさんが劣るとか何とかというような比較で対応しているのではなくて、先ほど担当課長から御説明させたように、助役、収入役、教育長でもって調整をやったと。その結果報告を受けた中で私が判断した最大の問題は、今後我が町における就学以前の児童をどうしていくのかと。保育と幼稚園と両立をしながら、就学以前の子供をいかに対応していくのかということを前提としながら、保育行政と幼稚園という一つの枠はあるわけではありますが、今までこれらが規制緩和されてはおりません。

しかし、将来的には、そういったことを考えながら、幼保一元化という国の緩和の問題も含めながら、今後我が町の就学以前の児童を、子供を、保育と幼稚園と両立させながら対応していくということを前提とした中で、今、幼稚園という一つの選択をさせていただいたと。センター幼稚園の中におきましても、今、従来よりも幼稚園の延長保育をしていただいたり、いろいろな対応をしている中において、今後、課題として専誠寺学園を選考させていた

だいたということ、判断をさせていただいたということ、決してわかばが劣るからとか、専誠寺学園が上だからとかということではないということ、を、誤解しないでいただきたい。

私としては、町の保育行政の一部をわかば愛育園にお願いをして、十分に町の保育を推進していただいている福祉法人であるということを確認いたしておりますので、その点誤解のないようお願いしたいなど、理解をしていただきたいというふうに思います。

そういうようなことで、幼保一元化のことについても、議会の何の相談もなしに、報告もなしにということではありますが、まだまだ幼保一元化というのが、我が町で進めていくと、あるいは、ある町のように、幼保一元特区を申請するとか、そういう考えは持っておりませんので、これからの課題の中で、また議会とも調整をさせていただく、相談もしなければならぬ課題があれば、その中で御相談をさせていただくというふうに思っておりますので、ひとつこのことにつきましては、議員のお気持ちというのはよくわかりますが、私といたしましては、この種、民間委託で推進をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 資料の件については、助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の財務の公表の関係でございますけれども、基本的に私ども、この審査に当たりまして、財務の内容については提出をいただいたところでございます。しかしながら、個人の財産権との関係になるということから、公表を控えさせていただいているところでございます。

ただ、相手先に公表の意向をしてもいいかどうかという確認の中で、判断をしていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 学校法人という個人であっても、学校法人とうたっているわけですからね、そういった意味では、十分そういった要素を取り入れられるのではないですか。

それと将来的な、あいまいな言葉で私聞いているわけではないのですよ。そう言った以上、あなた方の責任という問題が出てくるわけですよ。幼保一元化の将来をにらんでいると、はっきり言ったわけでしょう。そういうことを事前に判断して、そういう要素も将来取り入れるというのだったら、そういったよい点悪い点も判断して、そういう要素を取り入れて、この専誠寺学園にするということであるのだから、そういう判断も、今は町長の答弁でしたら、

今はそういう取り入れる気はないと。担当の課長は、そういう要素も取り入れて将来にらんでこういうことを設置したと、こういうふうに矛盾があるのではないですか。

だから、こういったところに、あなたたちの保育行政に問題点があるのですよ。きちんと現状をとらえていないで、ただやみくもとまでは言いませんが、きっちり整理されないで、いとも簡単にこういうことをやってしまうと。だれが一番困るのかというと、現場の働く方や、あるいは保護者や子供さんです。子供さんなのですよ、一番。子供というのは選択できないのです。選択できるのだったら、いい保育所ということで選べるわけです。選べないから、だれがそれをきちんと見守って管理するかといったら、行政や保護者なのですよ。このことを全くわかっていないと、私は今までの答弁の中で感じました。このことをわかっていれば、行政がきっちり、今までの反省点も踏まえて、改善点も取り入れて、地域とのつながりをやれば、何も民間に委託しなくても行政でやれるわけでしょう。ただ言っているのは財政難だと。これが一番の問題で、後にあつかもそうではないのだということを言っているけれども、ここが一番問題なのでしょう。

だから、前から言っているように、清掃業務はみずからやって、こういった大切な問題は公のところがきっちりやるという、そういう方向でのやっぱり進め方をとるべきだというふうに思います。この点について、もう一度お伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、議員御発言のように、保育行政において、私は誤りがあるという認識はいたしておりません。最大の保育行政を推進させていただいているというふうに認識いたしております。しかし、まだまだこれ以上、やはり方向をよい方向に定めていかなければならないというふうに認識も持っております。そして基本的に、私としては行政組織機構の簡素化を前提とした中で、議員とは全く考え方が違うわけですが、民間のお力をかりて、民間委託に対応していくということを基本行政方針として考えておること、基本的に議員との考え方の相違はあることは私は残念に思うわけですが、そういう認識の中で今後も行政運営をさせていただくということで、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件は、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第9号の件は、原案のとおり可決されました。

先ほどの選挙第1号のところで、補充員の順位が1、2、3、3となっておりますので、1、2、3、4と訂正してください。お願いいたします。

日程第10 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第10 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第1号町内行政調査実施に関する決議につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を、次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子、上富良野町議会議員岩崎治男。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。1、実施の期日、議決の日以降において二日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設、及び財政援助を行った施設の状況を視察し、今後の議会活動の資とする。

3、調査事項及び方法。（1）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。（2）全議員による合同調査とし、特に意見を付するものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。（3）本件は議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。御審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議案第2号

議長(中川一男君) 日程第11 発議案第2号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番徳島稔君。

2番(徳島稔君) ただいま上程いただきました発議案2号に関しまして、朗読をもって説明をいたします。

発議案第2号議員派遣の件。

上記議案を、次のとおり会議規則第14条第2項の規定提出いたします。上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員徳島稔。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、上富良野町議会議員村上和子、上富良野町議会議員岩崎治男。

議員派遣の件。

次のとおり地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により議員を派遣する。

記。1、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

1、目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

2、派遣場所、旭川市。

3、期間、平成15年10月30日1日間といたします。

(4)派遣議員、全議員18名。

お認めくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議案第3号

議長(中川一男君) 日程第12 発議案3号WTO農業交渉の強化と環境等直接支払い政策の早期導入に関する要望意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 上程いただきました日程第12の発議案第3号について説明をいたします。

発議案第3号WTO農業交渉の強化と環境等直接支払い政策の早期導入に関する要望意見の件。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成15年9月24日提出。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、同じく上富良野町議会議員村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内務大臣、農林水産大臣。

次に裏面、朗読をもって説明といたします。

WTO農業交渉の強化と環境等直接支払い政策の早期導入等に関する要望意見書。

WTO世界貿易機関交渉は、農業分野を初め、各分野の交渉が進められており、特に農業分野ではアメリカや農産物輸出国が急速な自由化を求め、大幅な関税率の引き下げや国内助成政策の削減を要求しています。こうした要求は通るとなれば、日本農業は全面的な自由化同然になり、国内農業は9割が壊滅するとの試算も出されており、多様な農業の共存などを基本理念とする日本提案の実現に向けた交渉強化が必要であります。このため、WTO農業交渉における日本提案の実現、国内農業・農村の持続的発展を期するため、経営全体をとらえた経営所得安定政策及び環境等直接支払い政策の早期導入など、下記事項を強く要望する。

記。一つ、WTO農業交渉において、多様な農業の共存を基本理念とする日本提案の実現を図ること。また、国内農業生産の維持を可能とする適正な国境措置や国内指示に関する適切な規律を確保するモダリティを確立すること。

二つ、2国間での関税を撤廃し合う自由貿易協定FTAについては、さらにゼロ関税にしている農畜産物を関税撤廃品目に数え、実質的に現状を維持したシンガポール方式を基本に臨むこと。

三つ、国内農業・農村の持続的発展を期するため、環境保全型農業等に対する直接支払いや経営全体を据えた経営所得安定政策の早期法制化などを図ること。

四つ、農業関連予算の組みかえで、環境直接支払い、経営所得安定政策などに必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成15年9月25日。

御審議いただきまして、お認めいただきますようによろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 閉会中の継続調査申し出の件

議長（中川一男君） 日程第13 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、各委員会において、別紙配付の申し出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は、全部終了をいたしました。

これにて、平成15年第3回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年9月25日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 梨 澤 節 三

署名議員 小 野 忠